

大飯発電所保安規定審査資料	R0
提出年月日	2021年9月30日

大飯発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

審査資料

関西電力株式会社

大飯発電所 原子炉施設保安規定

大山生竹テフラの噴出規模見直しに伴う変更について

大山生竹テフラの噴出規模の見直しに伴い、火山影響等発生時の対応に係る記載を変更する。

(変更)

- ・添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準(第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の2関連)

以上

補足説明資料

- 1：大飯発電所原子炉施設保安規定
保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更内容の説明
- 2：大飯発電所原子炉施設保安規定
上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容
- 3：大飯発電所原子炉施設保安規定
上流文書（設計及び工事計画）から保安規定への記載内容
- 4：大飯発電所3，4号炉
大山生竹テフラの噴出規模見直しに伴う保安規定変更に関する
補足説明

大飯発電所原子炉施設保安規定

保安規定審査基準の要求事項に対する
保安規定変更内容の説明

(本資料において、ご説明する事項)

原子炉施設保安規定の変更認可申請においては、変更内容に関する下記の2点についてご確認いただく必要がある。

実用炉規則第92条第1項各号及び「実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準」(以下「保安規定審査基準」という。)に定める基準に適合するものであること。

原子炉等規制法第43条の3の24第2項に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであること」に該当しないこと。

そのため、本資料の説明の構成は次のとおり。

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

実用炉規則第92条第1項及び保安規定審査基準(以下、「審査基準等」という。)で要求される事項について、既認可の保安規定においてどの条項で対応しているかを整理している。

今回の変更認可申請において、審査基準等に適合する変更内容であることを説明するため、審査基準等が要求する事項に対して直接的に該当する内容を変更するものについては変更有無欄に「有」を記載し、「主要な変更対象の項目」として黄色ハッチングを行う。

また、審査基準等が要求する事項に対して、直接的に該当する内容の変更ではないものの、条文単位で該当するものについては、変更有無欄にどの実用炉規則要求で変更するかを【〇〇関連にて変更】と明示する。

2. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

前項において抽出された「審査基準等 - 保安規定条文の変更」について、詳細な対比を行い、審査基準等に適合する変更内容であること、又は審査基準等が要求する事項に影響のない変更内容であることを「保安規定の記載の考え方」欄でご説明する。

また、保安規定の変更内容に対応する社内標準(2次文書)の変更概要を記載する。

なお、上述の観点をご説明するためには、記載の妥当性を示す必要があるが、本表内で説明しきれない部分については、「補足説明資料」を添付する。

補足説明資料

必要により、変更内容の詳細事項を説明する。

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

下表において、変更対象となる保安規定条文に該当する保安規定審査基準を示す。

: 主要な変更対象の項目

(1)第1編(3号炉及び4号炉)

保安規定審査基準(実用炉) (H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正)		保安規定条文		変更有無
実用炉規則第92条第1項第1号 【関係法令及び保安規定の遵守のための体制】	1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第2条の2	関係法令および本規定の遵守	-
	2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。	第2条の2	関係法令および本規定の遵守	-
実用炉規則第92条第1項第2号 【品質マネジメントシステム】	1. 品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)については、原子炉等規制法第43条の3の5第1項又は第43条の3の8第1項の許可(以下単に「許可」という。)を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈(原規規発第1912257号-2(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を踏まえて定められていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	-
	2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	-
	3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	-
	4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	-
実用炉規則第92条第1項第3号 【発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織】	1. 本店等における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第4条 第5条	保安に関する組織 保安に関する職務	- -
	2. 工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第4条 第5条	保安に関する組織 保安に関する職務	- -
実用炉規則第92条第1項第4号、5号、6号 【発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等】	1. 発電用原子炉の運転に関し、保安の監督を行う発電用原子炉主任技術者の選任について定められていること。	第9条	原子炉主任技術者の選任	-
	2. 発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第43条の3の26第2項において準用する第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容(発電用原子炉の運転に従事する者は、発電用原子炉主任技術者が保安のために指示に従うことを含む。)について適切に定められていること。また、発電用原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	-
		第5条	保安に関する職務	-
		第6条	原子力発電安全委員会	-
		第8条	原子力発電安全運営委員会	-
		第9条	原子炉主任技術者の選任	-
	第10条	原子炉主任技術者の職務等	-	
	3. 特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないように、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が独立していることが求められるものではない。	第9条	原子炉主任技術者の選任	-
4. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、電気事業法第43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、電気主	第3条	品質マネジメントシステム計画	-	
	第8条	原子力発電安全運営委員会	-	

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正）		保安規定条文		変更有無
	任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。	第9条の2	電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任	-
		第10条の2	電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等	-
	5. 発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通を図ることが定められていること。	第8条	原子力発電安全運営委員会	-
		第10条	原子炉主任技術者の職務等	-
		第10条の2	電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等	-
実用炉規則第92条第1項第7号 【保安教育】	1. 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。	第136条	所員への保安教育	-
		第137条	請負会社従業員への保安教育	-
	2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。	第136条	所員への保安教育	-
		第137条	請負会社従業員への保安教育	-
	3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。	第136条	所員への保安教育	-
		第137条	請負会社従業員への保安教育	-
	4. 燃料取替に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。	第137条	請負会社従業員への保安教育	-
		第136条	所員への保安教育	-
	5. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起さないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。	第137条	請負会社従業員への保安教育	-
		第136条	所員への保安教育	-
実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで 【発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等】	1. 発電用原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。	第13条	運転員等の確保	-
		第13条の2	運転管理業務	-
	2. 発電用原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。	第15条	運転管理に関する社内標準の作成	-
		第16条	引継	-
	4. 発電用原子炉の起動その他の発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項について定められていること。	第13条の2	運転管理業務	-
		第17条	原子炉起動前の確認事項	-
	5. 地震、火災、有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）等の発生時に講ずべき措置について定められていること。	第18条	火災発生時の体制の整備	-
		第18条の2	内部溢水発生時の体制の整備	-
		第18条の2	火山影響等発生時の体制の整備	-
		第18条の3	その他自然災害発生時等の体制の整備	-
		第18条の3	有毒ガス発生時の体制の整備	-
		第18条の4	資機材等の整備	-
		第18条の5	重大事故等発生時の体制の整備	-
	添付2	火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準（第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の2関連）	【実用炉規則第92条第1項第16号関連】	
	添付3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連）	-	
	6. 原子炉冷却材の水質の管理について定められていること。	第19条	水質管理	-
	7. 発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。）等について、運転状態に対応した運転上の制限（Limiting Conditions for Operation. 以下「LCO」という。）LCOを逸脱していないことの確認（以下「サーベイランス」という。）の実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合に要求される措置（以下単に「要求される措置」という。）並びに要求される措置の完了時間（Allowed Outage Time. 以下「AOT」とい	第20条	停止余裕	-
		第21条	臨界ボロン濃度	-
		第22条	減速材温度係数	-
第23条		制御棒動作機能	-	
第24条		制御棒の挿入限界	-	
第25条		制御棒位置指示	-	
第26条		炉物理検査 - モード1	-	

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正）		保安規定条文	変更有無
<p>う。)が定められていること。 なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。</p>	第 27 条	炉物理検査 - モード 2 -	-
	第 28 条	化学体積制御系（ほう酸濃縮機能）	-
	第 29 条	原子炉熱出力	-
	第 30 条	熱流束熱水路係数 ($F_0(Z)$)	-
	第 31 条	核的エンタルピ上昇熱水路係数 (F_{th})	-
	第 32 条	軸方向中性子束出力偏差	-
	第 33 条	1/4 炉心出力偏差	-
	第 34 条	計測および制御設備	-
	第 35 条	DNB 比	-
	第 36 条	1 次冷却材の温度・圧力および 1 次冷却材温度変化率	-
	第 37 条	1 次冷却系 - モード 3 -	-
	第 38 条	1 次冷却系 - モード 4 -	-
	第 39 条	1 次冷却系 - モード 5 (1 次冷却系満水) -	-
	第 40 条	1 次冷却系 - モード 5 (1 次冷却系非満水) -	-
	第 41 条	1 次冷却系 - モード 6 (キャビティ高水位) -	-
	第 42 条	1 次冷却系 - モード 6 (キャビティ低水位) -	-
	第 43 条	加圧器	-
	第 44 条	加圧器安全弁	-
	第 45 条	加圧器逃がし弁	-
	第 46 条	低温過加圧防護	-
	第 47 条	1 次冷却材漏えい率	-
	第 48 条	蒸気発生器細管漏えい監視	-
	第 49 条	余熱除去系への漏えい監視	-
	第 50 条	1 次冷却材中のよう素 131 濃度	-
	第 51 条	蓄圧タンク	-
	第 52 条	非常用炉心冷却系 - モード 1、2 および 3 -	-
	第 53 条	非常用炉心冷却系 - モード 4 -	-
	第 54 条	燃料取替用水ピット	-
	第 56 条	原子炉格納容器	-
	第 64 条	原子炉格納容器スプレイ系	-
	第 65 条	アニュラス空気浄化系	-
	第 66 条	アニュラス	-
	第 67 条	主蒸気安全弁	-
	第 68 条	主蒸気隔離弁	-
	第 69 条	主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁	-
	第 70 条	主蒸気逃がし弁	-
	第 71 条	補助給水系	-
	第 72 条	復水ピット	-
	第 73 条	原子炉補機冷却水系	-
	第 74 条	原子炉補機冷却海水系	-
	第 75 条	制御用空気系	-
	第 76 条	中央制御室非常用循環系	-
	第 77 条	安全補機室空気浄化系	-
	第 78 条	外部電源	-
	第 79 条	ディーゼル発電機 - モード 1、2、3 および 4 -	-
	第 80 条	ディーゼル発電機 - モード 1、2、3 および 4 以外 -	-

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正）		保安規定条文		変更有無
		第 81 条	ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気	-
		第 82 条	非常用直流電源 - モード 1、2、3 および 4 -	-
		第 83 条	非常用直流電源 - モード 5、6 および照射済燃料移動中 -	-
		第 84 条	所内非常用母線 - モード 1、2、3 および 4 -	-
		第 85 条	所内非常用母線 - モード 5、6 および照射済燃料移動中 -	-
		第 86 条	1 次冷却材中のほう素濃度 - モード 6 -	-
		第 87 条	原子炉キャビティ水位	-
		第 88 条	原子炉格納容器貫通部	-
		第 89 条	使用済燃料ピットの水位および水温	-
		第 90 条	重大事故等対処設備	-
		第 91 条	1 次冷却系の耐圧・漏えい検査の実施	-
		第 91 条の 2	安全注入系逆止弁漏えい検査の実施	-
		8 . サーベイランスの実施方法については、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。）が定められていること。また、サーベイランス及び要求される措置を実施する時期の延長に関する考え方、サーベイランスの際の LCO の取扱い等が定められていること。	第 92 条	運転上の制限の確認
9 . LCO を逸脱した場合について、事象発見から LCO に係る判断までの対応目安時間等を組織内規程類に定めること及び要求される措置等の取扱い方法が定められていること。	第 93 条	運転上の制限を満足しない場合	-	
10 . LCO に係る記録の作成について定められていること。	第 95 条	運転上の制限に関する記録	-	
11 . LCO を逸脱した場合のほか、緊急遮断等の異常発生時や監視項目が警報設定値を超過するなどの異状があった場合の基本的対応事項及び講ずべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。	第 13 条の 2	運転管理業務	-	
	第 96 条	異常時の基本的な対応	-	
	第 97 条	異常時の措置	-	
	第 98 条	異常収束後の措置	-	
	添付 1	異常時の運転操作基準（第 97 条関連）	-	
12 . LCO が設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則として AOT 内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率論的リスク評価（PRA: Probabilistic Risk Assessment）等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。	第 94 条	予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合	-	
	第 12 条	構成および定義	-	
	第 19 条の 2	原子炉冷却材圧力パウンダリ隔離弁管理	-	
実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号二【発電用原子炉の運転期間】	1 . 発電用原子炉の運転期間の範囲内で、発電用原子炉を運転することが定められていること。	第 12 条の 2	原子炉の運転期間	-
	2 . 取替炉心の安全性評価を行うことが定められていること。なお、取替炉心の安全性評価に用いる期間は、当該取替炉心についての燃料交換の間隔から定まる期間としていること。	第 102 条	燃料の取替等	-
	3 . 実用炉規則第 9 2 条第 2 項第 1 号に基づき、実用炉規則第 9 2 条第 1 項第 8 号二に掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書（発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、実用炉規則第 8 2 条第 4 項の見直しの結果を記載した書類を含む。以下単に「説明書」という。）が添付されていること。	-	〔手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし〕	-

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正）		保安規定条文		変更有無
	4. 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された 発電用原子炉を停止して行う必要のある点検及び検査の間隔から定まる期間、燃料交換の間隔から定まる期間（発電用原子炉起動から次の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）のうちいずれか短い期間の範囲内で、実用炉規則第55条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間（定期事業者検査が終了した日から次の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）が記載されていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に当たっては、発電用原子炉を起動してから定期事業者検査が終了するまでの期間も考慮していること。 実用炉規則第82条第4項の見直しの結果の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（原管P発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））を参考として記載していること。	-	〔手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし〕	-
	5. 特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期施設管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。	-	〔手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし〕	-
	6. 発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、実用炉規則第55条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、段階的に延長することとなっていること。	-	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	-
	7. 運転期間が13月を超える延長の場合には、当該延長に伴う許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した影響評価の結果が説明書に記載されていること。	-	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	-
	8. 説明書に記載された燃料交換の間隔から定まる期間については、期間を変更した後においても発電用原子炉の安全性について許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針を満たしていること。	-	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	-
実用炉規則第92条第1項第8号ホ【発電用原子炉施設の運転の安全審査】	1. 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	第6条 第8条	原子力発電安全委員会 原子力発電安全運営委員会	- -
	実用炉規則第92条第1項第9号【管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等】	1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。	第110条の2 添付4	管理区域の設定・解除 管理区域図（第110条の2および第111条関連）
2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。		第111条	管理区域内における区域区分	-
3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。		第112条	管理区域内における特別措置	-
4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。		第113条	管理区域への出入管理	-
5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。		第113条	管理区域への出入管理	-
6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。		第114条	管理区域出入者の遵守事項	-
7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。		第121条	管理区域外等への搬出および運搬	-
		第122条	発電所外への運搬	-
8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。		第115条	保全区域	-
		添付5	保全区域図（第115条関連）	-
9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	第116条	周辺監視区域	-	
10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第123条	請負会社の放射線防護	-	
	第124条	頻度の定義	-	
実用炉規則第92条第1項第10号【排気監視設備及び排水監視設備】	1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。	第106条 第107条	放射性液体廃棄物の管理 放射性気体廃棄物の管理	- -

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正）		保安規定条文		変更有無
	2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第12号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	-	[1.の記載箇所についての説明であり、保安規定には記載なし]	-
実用炉規則第92条第1項第11号 【線量、線量当量、汚染の除去等】	1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。	第117条	放射線業務従事者の線量管理等	-
	2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable. 以下「ALARA」という。）の精神の通り、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。	第2条	基本方針	-
		第110条	放射線管理に係る基本方針	-
	3. 実用炉規則第78条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第118条	床・壁等の除染	-
	4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第119条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	-
	5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第121条	管理区域外等への搬出および運搬	-
	6. 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第13号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第121条	管理区域外等への搬出および運搬	-
		第122条	発電所外への運搬	-
	7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	-	[クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし]	-
	8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第105条の3	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	-
第105条の4		事故由来放射性物質の降下物の影響確認	-	
第109条		頻度の定義	-	
第110条の2		管理区域の設定・解除	-	
9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	第111条	管理区域内における区域区分	-	
	第114条	管理区域出入者の遵守事項	-	
	第118条	床・壁等の除染	-	
	第121条	管理区域外等への搬出および運搬	-	
	添付3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連）	-	
実用炉規則第92条第1項第12号 【放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法】	1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。	第108条	放出管理用計測器の管理	-
	第120条	放射線計測器類の管理	-	
2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	-	[1.の記載箇所についての説明であり、保安規定には記載なし]	-	
実用炉規則第92条第1項第13号【核燃料物質の受払、運搬、貯蔵等】	1. 工場又は事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。	第99条	新燃料の運搬	-
		第100条	新燃料の貯蔵	-
		第103条	使用済燃料の貯蔵	-
		第104条	使用済燃料の運搬	-
	2. 新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に関	第99条	新燃料の運搬	-

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正）		保安規定条文		変更有無	
	することが定められていること。なお、この事項は、第11号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第104条	使用済燃料の運搬		
	3. 燃料取替に際して、炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するために取替炉心の安全性評価を許可を受けたところによる安全評価と同様に行った上で燃料装荷実施計画を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理するとして項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。	第102条	燃料の取替等	-	
実用炉規則第92条第1項第14号 【放射性廃棄物の廃棄】	1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	第105条の2	放射性固体廃棄物の管理	-	
	2. 放射性液体廃棄物の固化化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。	第105条の2	放射性固体廃棄物の管理	-	
		第105条の5	輸入廃棄物の管理	-	
	3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第11号及び第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第105条の2	放射性固体廃棄物の管理	-	
	4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第106条	放射性液体廃棄物の管理	-	
	5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第107条	放射性気体廃棄物の管理	-	
	6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。	第119条の2	平常時の環境放射線モニタリング	-	
		7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	第2条	基本方針	-
	第105条		放射性廃棄物管理に係る基本方針	-	
	第109条		頻度の定義	-	
実用炉規則第92条第1項第15号 【非常の場合に講ずべき措置】	1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	第126条	原子力防災組織	-	
		第127条	原子力防災要員	-	
		第128条	原子力防災資機材等の整備	-	
		第128条	原子力防災資機材等の整備	-	
	3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。	第129条	通報経路	-	
		第131条	通報	-	
	4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。	第126条	原子力防災組織	-	
		5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	第132条	原子力防災体制等の発令	-
			第133条	応急措置	-
	6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 （1）緊急作業時の放射線の生体と与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 （2）緊急作業についての訓練を受けた者であること。 （3）実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。	第134条	緊急時における活動	-	
		第127条の2	緊急作業従事者の選定	-	
	7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	第134条の2	緊急作業従事者の線量管理等	-	

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正）		保安規定条文		変更有無
	8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。	第 135 条	原子力防災体制等の解除	-
	9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。	第 130 条	原子力防災訓練	-
実用炉規則第 92 条第 1 項第 16 号 【設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保安に関する措置】	1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。	-	-	-
	(1) 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。	-	-	-
	イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。	第 18 条	火災発生時の体制の整備	-
		添付 2	火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準（第 18 条、第 18 条の 2、第 18 条の 2 の 2、第 18 条の 3 および第 18 条の 3 の 2 関連）	【実用炉規則第 92 条第 1 項第 16 号関連】
	ロ 火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。） 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。 に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。 に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。	第 18 条の 2 の 2	火山影響等発生時の体制の整備	-
		添付 2	火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準（第 18 条、第 18 条の 2、第 18 条の 2 の 2、第 18 条の 3 および第 18 条の 3 の 2 関連）	有
	ハ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。） 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものを除く。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策（上記 から までの対策に関することを含む。）に関すること。 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。	第 18 条の 5	重大事故等発生時の体制の整備	-
		添付 3	重大事故等および大規模損壊等対応に係る実施基準（第 18 条の 5 および第 18 条の 6 関連）	-
	ニ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。） 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものに限る。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策に関すること。	第 18 条の 6	大規模損壊発生時の体制の整備	-
		添付 3	重大事故等および大規模損壊等対応に係る実施基準（第 18 条の 5 および第 18 条の 6 関連）	-
(2)(1) に掲げる措置のうち重大事故等発生時又は大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置に係る手順については、それぞれ次に掲げるとおりとすること。	-	-	-	

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正）		保安規定条文		変更有無	
イ 重大事故等発生時 許可を受けた対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。 原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代替循環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。 措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等（ に関するものを除く。）については記載を要しない。		-	[特定重大事故対所施設に係る審査基準改正（R1.10.2）であり経過措置により、現時点で保安規定に記載なし]	-	
	ロ 大規模損壊発生時 定められた内容が大規模損壊に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。		-	[特定重大事故対所施設に係る審査基準改正（R1.10.2）であり経過措置により、現時点で保安規定に記載なし]	-
	（3）必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること及び重大事故等対所施設の使用を開始するに当たって必要な教育及び訓練をあらかじめ実施すること。	[(1)と同じ]	[(1)と同じ]		【実用炉規則第92条第1項第16号関連】
	（4）必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。	第18条	火災発生時の体制の整備	-	-
		第18条の2	内部溢水発生時の体制の整備	-	-
		第18条の2の2	火山影響等発生時の体制の整備	-	-
		第18条の3	その他自然災害発生時等の体制の整備	-	-
		第18条の3の2	有毒ガス発生時の体制の整備	-	-
		第18条の4	資機材等の整備	-	-
		第18条の5	重大事故等発生時の体制の整備	-	-
		第18条の6	大規模損壊発生時の体制の整備	-	-
	（5）その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。	添付2	火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準（第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の2関連）		【実用炉規則第92条第1項第16号関連】
		添付3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連）		-
	2. 重大事故等又は大規模損壊が発生した場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するために必要があると認めるときは、組織内規程類にあらかじめ定めた計画及び手順にとらわれず、発電用原子炉施設の保全のための所要の措置を講ずることが定められていること。	[(1)と同じ]	[(1)と同じ]		【実用炉規則第92条第1項第16号関連】
実用炉規則第92条第1項第17号 【記録及び報告】	1. 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。	第138条	記録	-	
	2. 実用炉規則第67条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	-	-
		第138条	記録	-	-
	3. 発電所長及び発電用原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。	第139条	報告	-	-
		第10条	原子炉主任技術者の職務等	-	-

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正）		保安規定条文		変更有無
	4. 特に、実用炉規則第 134 条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	第 139 条	報告	-
	5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。	第 139 条	報告	-
実用炉規則第 92 条第 1 項第 18 号 【発電用原子炉施設の施設管理】	1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第 1912257号 - 7（令和元年 12 月 25 日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。	第 14 条	巡視点検	-
		第 125 条	施設管理計画	-
		第 125 条の 2	設計管理	-
	2. 発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」を参考とし、実用炉規則第 8 2 条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。	第 125 条の 3	作業管理	-
		第 125 条の 6	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針	-
	3. 運転を開始した日以後 30 年を経過した発電用原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。	-	[大飯 3 4 号は対象外（運転開始 30 年未満）]	-
	4. 実用炉規則第 9 2 条第 1 項第 18 号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（実用炉規則第 8 2 条第 1 項から第 3 項までの規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第 4 項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に実用炉規則第 8 2 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項の評価の結果又は第 4 項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。	-	[手続きに関する事項であり保安規定には記載なし]	-
5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の実施ガイド」を参考として記載されていること。	-	[大飯 3 4 号は対象外（運転開始 30 年未満）]	-	
6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。	第 125 条の 4	使用前事業者検査の実施	-	
7. 燃料体に関する定期事業者検査として、装荷予定の照射された燃料のうちから選定したものの健全性に異常のないことを確認すること、燃料使用の可否を判断すること等が定められていること。	第 125 条の 5	定期事業者検査の実施	-	
	第 101 条	燃料の検査	-	
実用炉規則第 92 条第 1 項第 19 号 【技術情報の共有】	1. プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を BWR 事業者協議会、PWR 事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の発電用原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。	第 125 条	施設管理計画	-
実用炉規則第 92 条第 1 項第 20 号 【不適合発生時の情報の公開】	1. 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。	第 3 条	品質マネジメントシステム計画	-
	2. 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要な事項が定められていること。	第 3 条	品質マネジメントシステム計画	-
実用炉規則第 92 条第 1 項第 21 号 【その他必要な事項】	1. 日常の QMS に係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。	第 1 条	目的	-
	2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。	第 1 条	目的	-

(2)第2編(1, 2号炉)

保安規定審査基準(廃止措置) (H25.11.27 制定、R2.4.1 最終改正)		保安規定条文		変更有無
実用炉規則第92条第3項第1号 【関係法令及び保安規定の遵守のための体制】	1) 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関するについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。 特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第143条	関係法令および本規定の遵守	-
		第144条	品質マネジメントシステム計画	-
実用炉規則第92条第3項第2号 【品質マネジメントシステム】	2) 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。	第143条	関係法令および本規定の遵守	-
	1) 品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)については、法第43条の3の5第1項又は第43条の3の8第1項の許可(以下単に「許可」という。)若しくは法第43条の3の3第2項の認可を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈(原規規発第1912257号-2(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を踏まえて定められていること。 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。 その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。	第144条	品質マネジメントシステム計画	-
実用炉規則第92条第3項第3号 【廃止措置に係る品質マネジメントシステム】	2) 手順書等の保安規定上の位置付けに関するについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。	第144条	品質マネジメントシステム計画	-
	前項に加え、廃止措置の実施に係る組織、文書規定等を定めること。廃止措置の段階に応じて、保安の方法等が明確に示されていること。	第144条	品質マネジメントシステム計画	-
実用炉規則第92条第3項第4号 【廃止措置を行う者の職務及び組織】	1) 本店(本部)及び工場又は事業所における廃止措置段階の発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第145条 第146条	保安に関する組織 保安に関する職務	- -
	2) 廃止措置主任者の選任に関すること 廃止措置に係る保安の監督に関する責任者(以下「廃止措置主任者」という。)として、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い及び管理に関する専門的知識及び実務経験を有する者を廃止措置の段階に応じて配置することが、その職務及び責任範囲と併せて定められていること。また、廃止措置主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。この際、以下の事項を考慮すること。 ・廃止措置主任者の選任及び配置に関すること 廃止措置主任者は、原子炉設置者(社長、理事長等)の下で、組織の長以上の職位の者が、表1記載の資格を有する者から、廃止措置の段階に応じた専門的知識や実務経験及び職位を考慮して選任すること及び当該主任者は、その職務の重要性から、組織の長等に対し、意見具申できる立場に配置すること。	第149条	廃止措置主任者の選任	-
	・廃止措置主任者の職務に関すること a. 組織の長に対し意見具申等を行うこと。 b. 発電用原子炉施設の廃止措置に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。 c. 保安教育の実施計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 d. 各種マニュアルの制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 e. 保安上重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 f. 保安規定に係る記録の確認を行うこと。 g. 法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。	第150条	廃止措置主任者の職務等	-

保安規定審査基準（廃止措置） （H25.11.27 制定、R2.4.1 最終改正）		保安規定条文		変更有無
	<p>・廃止措置主任者の意見等の尊重</p> <p>a. 組織の長は、廃止措置主任者の意見具申等を尊重すること。</p> <p>b. 発電用原子炉施設の廃止措置に従事する者は、廃止措置主任者の指導・助言を尊重すること。</p>	第150条	廃止措置主任者の職務等	-
	<p>・廃止措置主任者を補佐する組織</p> <p>廃止措置の対象となる発電用原子炉施設については、その規模や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の補佐組織を設けることは妨げない。</p> <p>この場合、補佐組織が他の職務を兼務するときには、当該組織による補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統を明確にすること。</p>	-	〔補佐組織を設置していないため、保安規定に記載なし〕	-
	<p>・廃止措置主任者の代行者の選任及び配置</p> <p>廃止措置の対象となる発電用原子炉施設については、その規模等や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の代行者をあらかじめ選任し、配置しておくことを妨げない。この場合、保安の監督に関する代行者の選任及び配置については、「廃止措置主任者の選任及び配置に関すること」と同様の手続とすること。</p> <p>なお、法第43条の3の3第4第2項の廃止措置計画の認可を受けるとともに、発電用原子炉の機能停止措置を行った場合は、当該発電用原子炉については、法第43条の3の2第1項の「発電用原子炉の運転」を行うものではないことから、その旨の保安規定の変更認可を受けた原子炉設置者については、同項の規定による当該発電用原子炉に係る発電用原子炉主任技術者の選任を要しない。</p>	第149条	廃止措置主任者の選任	-
<p>実用炉規則第92条第3項第5号</p> <p>【廃止措置を行う者に対する保安教育】</p>	<p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。</p>	第206条 第207条	所員への保安教育 請負会社従業員への保安教育	- -
	<p>2) 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p>	第206条 第207条	所員への保安教育 請負会社従業員への保安教育	- -
	<p>3) 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p>	第206条 第207条	所員への保安教育 請負会社従業員への保安教育	- -
	<p>4) 燃料取扱に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。</p>	第207条	請負会社従業員への保安教育	-
	<p>5) 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。</p>	第206条 第207条	所員への保安教育 請負会社従業員への保安教育	- -
<p>実用炉規則第92条第3項第6号</p> <p>【発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置】</p> <p>廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。</p>	<p>発電用原子炉を恒久的に運転停止するために講ずべき措置が定められていること。</p> <p>具体的には</p> <p>1) 発電用原子炉の炉心に核燃料物質を装荷しないこと。</p>	第156条	原子炉の運転停止に関する恒久的な措置	-
	<p>2) 原子炉制御室の原子炉モードスイッチを原則として停止から他の位置に切り替えないこと。</p>	-	〔原子炉モードスイッチが設置されていないため、保安規定に記載なし〕	-
	<p>3) 核燃料物質の譲渡し先が明確になっていること。 等が明確になっていること。</p>	第156条	原子炉の運転停止に関する恒久的な措置	-
<p>実用炉規則第92条第3項第7号</p> <p>【発電用原子炉施設の運転の安全審査】</p>	<p>1) 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。</p>	第147条 第148条	原子力発電安全委員会 原子力発電安全運営委員会	- -
	<p>実用炉規則第92条第3項第8号</p> <p>【管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びに立入制限】</p>	<p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。</p>	第177条の2 添付4 添付6	管理区域の設定・解除 管理区域図（第110条の2および第111条関連） 管理区域図（第177条の2および第178条関連）
<p>2) 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</p>		第178条	管理区域内における区域区分	-

保安規定審査基準（廃止措置） （H25.11.27 制定、R2.4.1 最終改正）		保安規定条文		変更有無
	3) 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	第179条	管理区域内における特別措置	-
	4) 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	第180条	管理区域への出入管理	-
	5) 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	第180条	管理区域への出入管理	-
	6) 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第181条	管理区域出入者の遵守事項	-
	7) 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。	第188条	管理区域外等への搬出および運搬	-
		第189条	発電所外への運搬	-
	8) 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。	第182条	保全区域	-
		添付5	保全区域図（第115条関連）	-
	添付7	保全区域図（第182条関連）	-	
	9) 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	第183条	周辺監視区域	-
10) 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第190条	請負会社の放射線防護	-	
	第191条	頻度の定義	-	
実用炉規則第92条第3項第9号 【排気監視設備及び排水監視設備】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。	第173条	放射性液体廃棄物の管理	-
	1) 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。	第174条	放射性気体廃棄物の管理	-
	これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、(17)における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、(11)における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。			
実用炉規則第92条第3項第10号 【線量、線量当量、汚染の除去等】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。	第184条	放射性業務従事者の線量管理等	-
	1) 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。			
	2) 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。	第141条	基本方針	-
		第177条	放射線管理に係る基本方針	-
	3) 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第188条	管理区域外等への搬出および運搬	-
	4) 実用炉規則第78条又は研開炉規則第73条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第185条	床・壁等の除染	-
	5) 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第186条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	-
	6) 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、(12)及び(13)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第188条	管理区域外等への搬出および運搬	-
第189条		発電所外への運搬	-	
7) 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として記載していること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、(13)における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第171条	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	-	
8) 法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、(13)における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	-	〔クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし〕	-	

保安規定審査基準（廃止措置） （H25.11.27 制定、R2.4.1 最終改正）		保安規定条文		変更有無
	9) 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	第177条の2	管理区域の設定・解除	-
		第178条	管理区域内における区域区分	-
		第181条	管理区域出入者の遵守事項	-
		第185条	床・壁等の除染	-
		第188条	管理区域外等への搬出および運搬	-
実用炉規則第92条第3項第11号 【放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。	第175条	放出管理用計測器の管理	-
		第187条	放射線計測器類の管理	-
	2) 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、(17)における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。			[1.の記載箇所についての説明であり、保安規定には記載なし]
実用炉規則第92条第3項第12号 【核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い】 廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 核燃料物質の工場又は事業所内における運搬及び工場又は事業所の外における運搬に関すること。 ここでは、工場又は事業所における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。 また、新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、(10)及び(13)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第166条	新燃料の運搬	-
		第167条	新燃料の貯蔵	-
		第168条	使用済燃料の貯蔵	-
		第169条	使用済燃料の運搬	-
実用炉規則第92条第3項第13号 【放射性廃棄物の廃棄】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放射性気体廃棄物の放出箇所及び放出管理目標値を満たすための放出管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第174条	放射性気体廃棄物の管理	-
		2) 放射性液体廃棄物の放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第173条	放射性液体廃棄物の管理
	3) 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。	第186条の2	平常時の環境放射線モニタリング	-
	4) A L A R A の精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	第141条	基本方針	-
		第170条	放射性廃棄物管理に係る基本方針	-
	5) 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	第170条の2	放射性固体廃棄物の管理	-
	6) 放射性液体廃棄物の固化等処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。	第170条の2	放射性固体廃棄物の管理	-
		第172条の2	輸入廃棄物の管理	-
	7) 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、(10)及び(12)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第170条の2	放射性固体廃棄物の管理	-
		第176条	頻度の定義	-
実用炉規則第92条第3項第14号 【非常の場合に講ずべき処置】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	第194条	原子力防災組織	-
		第195条	原子力防災要員	-
		第197条	原子力防災資機材等の整備	-
	2) 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。	第154条	廃止措置管理に関する社内標準の作成	-
	3) 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。	第198条	通報経路	-
		第200条	通報	-
	4) 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。	第194条	原子力防災組織	-
	5) 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急処置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	第201条	原子力防災体制等の発令	-
		第202条	応急措置	-
第203条		緊急時における活動	-	

保安規定審査基準（廃止措置） （H25.11.27 制定、R2.4.1 最終改正）		保安規定条文		変更有無
	6) 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 ・緊急作業時の放射線の生体と与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 ・緊急作業についての訓練を受けた者であること。 ・実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。	第196条	緊急作業従事者の選定	-
	7) 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	第204条	緊急作業従事者の線量管理等	-
	8) 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。	第205条	原子力防災体制等の解除	-
	9) 防災訓練の実施頻度について定められていること。	第199条	原子力防災訓練	-
実用炉規則第92条第3項第15号 【設計想定事象等に対する発電用原子炉施設の保全に関する措置】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。	-	-	-
	1) 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針又は法第43条の3の34第2項の認可を受けた廃止措置計画に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。			
	・発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項（研究開発段階発電用原子炉にあっては、口に掲げる事象を除く。）を含めること。	第157条	地震・火災等発生時の措置	-
		第158条	電源機能喪失時等の体制の整備	-
	イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。	第157条	地震・火災等発生時の措置	-
	ロ 火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。） 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。	第158条	電源機能喪失時等の体制の整備	-
	ハ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。） 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。			
	ニ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。） 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。			
	・必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること。 ・必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。 ・その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。			
実用炉規則第92条第3項第16号、17号 【発電用原子炉施設及び廃止措置に係る保安	本事項については、以下のような事項が明記されていること。	第208条	記録	-
	1) 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが、明確に記載されていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。	第144条	品質マネジメントシステム計画	-

保安規定審査基準（廃止措置） （H25.11.27 制定、R2.4.1 最終改正）		保安規定条文		変更有無
に関する適正な記録及び報告】	2) 実用炉規則第67条又は研開炉規則第62条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。	第208条	記録	-
	3) 発電所長及び廃止措置主任者に報告すべき事項が定められていること。	第209条	報告	-
		第150条	廃止措置主任者の職務等	-
	4) 特に、実用炉規則第134条各号又は研開炉規則第129条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、例えば、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	第209条	報告	-
5) 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。	第209条	報告	-	
実用炉規則第92条第3項第18号 【発電用原子炉施設の施設管理】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること(廃止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要がある施設の施設管理を含む。)	第153条	巡視	-
		第192条	施設管理計画	-
		第192条の2	設計管理	-
		第192条の3	作業管理	-
	2) 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。	第192条の4	使用前事業者検査の実施	-
第192条の5	定期事業者検査の実施	-		
実用炉規則第92条第3項第19号 【保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会、PWR事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が記載されていること。	第192条	施設管理計画	-
実用炉規則第92条第3項第20号 【不適合に関する情報の公開】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が明確に定められていること。 2) 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要事項が定められていること。	第144条	品質マネジメントシステム計画	-
		第144条	品質マネジメントシステム計画	-
実用炉規則第92条第3項第21号 【廃止措置の管理】	廃止措置作業の計画、廃棄物の管理、廃止措置の実施の管理について、必要な事項が記録されていること。	第151条	構成および定義	-
		第152条	運転員の確保	-
		第152条の2	運転管理業務	-
		第154条	廃止措置管理に関する社内標準の作成	-
		第155条	引継	-
		第157条	地震・火災等発生時の措置	-
		第159条	安全貯蔵措置	-
		第160条	工事の計画および実施	-
		第161条	工事完了の報告	-
		第162条	使用済燃料ピットの水温	-
		第163条	施設運用上の基準の確認	-
		第164条	施設運用上の基準を満足しない場合	-
		第165条	施設運用上の基準に関する記録	-
		第170条の2	放射性固体廃棄物の管理	-
		第171条	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	-
		第172条	事故由来放射性物質の降下物の影響確認	-
		第173条	放射性液体廃棄物の管理	-
		第174条	放射性気体廃棄物の管理	-
		第208条	記録	-

保安規定審査基準（廃止措置） （H25.11.27 制定、R2.4.1 最終改正）		保安規定条文		変更有無
实用炉規則第 92 条第 3 項第 22 号 【その他必要な事項】	前各項に加えて、以下の内容を定めていること。 1) 日常の QMS に係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。	第 140 条	目的	-
	2) 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。	第 140 条	目的	-

2. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

項 目	説 明 内 容
関連する実用炉規則	「黒字」により、保安規定審査基準に関連する実用炉規則の内容を記載する。
保安規定審査基準	「黒字」により、保安規定審査基準の内容を記載する
記載すべき内容	<p>「黒字」により、保安規定に記載すべき内容を記載する。</p> <p>また、記載に当たっては、文書の体系がわかる範囲で記載する。</p> <p>「<u>黒字（赤下線）</u>」により、保安規定の変更内容を記載する。</p>
記載の考え方	<p>保安規定に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。</p> <p>社内規定文書（2次文書等）に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。</p> <p>保安規定及び社内規定文書（2次文書等）他に記載しない場合の考え方を記載する。</p>
該当規定文書	該当する社内規定文書（2次文書等）を記載する。
記載内容の概要	該当する社内規定文書（2次文書等）の具体的な記載内容を記載する。

(1) 第1編 (3号炉及び4号炉)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

保安規定審査基準		原子炉施設保安規定		社内規定文書
関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書
<p>第92条 (保安規定)</p> <p>第1項</p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>ハ 発電用原子炉施設の運転に關することであつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 発電用原子炉の運転を行う体制の整備に關すること。</p> <p>ロ 発電用原子炉の運転に當つて確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項</p> <p>ハ 異状があつた場合の措置に關すること。(第十五号に掲げるものを除く。)</p> <p>十六 設計規定事象、重大事故等又は大規模損壞に係る発電用原子炉施設の保全に關する措置に關すること。</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで</p> <p>【発電用原子炉施設の運転に關する体制、確認すべき事項、異状があつた場合の措置等】</p> <p>5. 地震、火災、有毒ガス(予期せず発生するものを含む。)等の発生時に講ずべき措置について定められていること。</p>	<p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準 (第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の2関連) 【実用炉規則第92条第1項第16号関連】(後述)にて整理]</p> <p>第18条(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の2(内部溢水発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の2の2(火山影響等発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の3(その他自然災害発生時等の体制の整備)</p> <p>第18条の3の2(有毒ガス発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の4(資機材等の整備)</p> <p>第18条の5(重大事故等発生時の体制の整備)</p> <p>添付3(重大事故等および大規模損壞対応に係る実施基準 (第18条の5および第18条の6関連))</p> <p>[変更なし]</p>	<p>・添付2の変更については、地震、火災、有毒ガス(予期せず発生するものを含む。)等の発生時に講ずべき措置に係る変更ではなく、審査基準に影響なし。</p>	
<p>十六 設計規定事象、重大事故等又は大規模損壞に係る発電用原子炉施設の保全に關する措置に關すること。</p> <p>1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>(1) 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に關する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従つて必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</p> <p>イ 火災</p> <p>可燃物の管理、消防士員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行つた活動に關すること。</p> <p>ロ 火山現象による影響(影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。)</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第16号</p> <p>【設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保全に關する措置】</p>	<p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準 (第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の2関連) 【実用炉規則第92条第1項第16号関連】(後述)にて整理]</p> <p>第18条(火災発生時の体制の整備)</p> <p>[変更なし]</p>	<p>・添付2の変更については、可燃物の管理、消防士員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行つた活動に係る変更ではなく、審査基準に影響なし。</p>	

(1) 第1編(3号炉及び4号炉)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>火に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p>	<p>記載すべき内容 (中略)</p> <p>3 および第18条の3の2(関連)</p> <p>3 火山影響等、降雪、地滑り発生時 安全・防災室長は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3.1項から3.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3.1 要員の配置 (1) 所長は、災害(原子力災害を除く。)が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。 (2) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第126条に定める必要な要員を配置する。 また、所長は、降灰予報等によりおおい町への多量の降灰が予想される場合、社内標準に定める組織の要員を召集して活動する。 なお、休日、時間外(夜間)においては、第13条に定める重大事故等の対応を行う要員を活用する。</p> <p>3.2 教育訓練の実施 (1) 安全・防災室長は、全所員に対して、火山影響等、積雪および地滑り発生時に対する運用管理に関する教育訓練を定期的の実施する。 (2) 発電室長は、運転員に対して、火山影響等および地滑り発生時の運転操作等に係る手順に関する教育訓練を定期的の実施する。 (3) 各課(室)長は、各課員に対して、火山影響等、積雪および地滑り発生時に対する運用管理に関する教育訓練ならびに火山事象、積雪および地滑りより防護すべき施設の施設管理、点検に関する教育訓練を定期的の実施する。 (4) 安全・防災室長は、緊急安全対策要員に対して、その役割に応じて、火山影響等発生時のディーゼル発電機の機能を維持するための対策および炉心の著しい損傷を防止するための対策等に関する教育訓練を定期的の実施する。</p> <p>3.3 資機材の配備 (1) 各課(室)長は、降下火砕物の除去等の屋外作業時に使用する道具や防護員等を配備する。 (2) 各課(室)長は、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なディーゼル発電機用の着脱可能なフィルタ(300メッシュ)その他の必要な資機材を配備する。</p> <p>3.4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全の</p>			

(1) 第1編 (3号炉及び4号炉)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>記載すべき内容</p> <p>ための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 降下火砕物の侵入防止</p> <p>当直課長は、外気取入口に設置している平型フィルタの差圧確認、外気取入口ダンパの閉止、換気空調設備の停止、中央制御室および安全補機閉閉器室の閉回路循環運転による建屋内への降下火砕物の侵入防止を実施する。</p> <p>b. 降下火砕物および積雪の除去作業</p> <p>(a) 各課(室)長は、降灰が確認された場合は、施設機能に影響が及ばないよう、換気空調設備のフィルタおよびディーゼル発電機消音器のフィルタの清掃や取替え、水循環系のストレーナ洗浄作業、閉閉所設備の碍子洗浄作業を実施する。</p> <p>(b) 各課(室)長は、降下火砕物の堆積が確認された場合は、降下火砕物より防護すべき屋外の施設、ならびに降下火砕物より防護すべき施設を内包する建屋について、長期的な堆積により施設に悪影響を及ぼさないよう降下火砕物を除去する。</p> <p>また、上記以外の重大事故等対応設備に対する降下火砕物および積雪の除去作業については、降灰および降雪の状況を踏まえ、設備に悪影響を及ぼさないよう実施する。</p> <p>c. 地滑り防護対策の確保の健全性確保</p> <p>土木建築課長は、地滑りが確認された場合は、施設の機能に影響が及ばないよう、堆積の堆積制限位以下になるよう土砂撤去作業を実施する。</p> <p>d. 地滑り発生後の撤去作業が困難と判断された場合の対応</p> <p>土木建築課長は、地滑り発生後の土砂撤去作業において、7日以内に堆積制限位以下にできないと判断した場合は当直課長に連絡する。連絡を受けた当直課長は、地滑りが確認された後、7日以内に原炉炉を停止(モード5まで)する。</p> <p>e. ディーゼル発電機の機能を維持するための対策</p> <p>火山影響等発生時において、ディーゼル発電機の機能を維持するため、ディーゼル発電機へのフィルタの取付およびフィルタの取替・清掃を実施する。</p> <p>(a) ディーゼル発電機への改良型フィルタ取付</p> <p>各課(室)長は、フィルタの取替・清掃が容易な改良型フィルタを取り付ける。</p> <p>ア. 手順書の判断基準</p> <p>氣象庁が発表する降灰予報(「速報」または「詳細」)によりおおい町への「多量」の降灰が予想された場合、氣象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域(発電所敷地から半径160km)内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>(b) ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ取</p>			

(1) 第1編 (3号炉及び4号炉)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>替・清掃 各課(室)長は、ディーゼル発電機が起動した場合において、フィルタの閉塞を防止するため、フィルタの取替・清掃を実施する。</p> <p>ア．手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、ディーゼル発電機が起動した場合 f．タービン動補給水ポンプを用いた炉心を冷却するための対策 火山影響等発生時において外部電源喪失およびディーゼル発電機が機能喪失した場合は、タービン動補給水ポンプを使用し、蒸気発生器2次側による1次冷却系の冷却を行う。</p> <p>(a) タービン動補給水ポンプを用いた炉心冷却 当直課長は、タービン動補給水ポンプを用いた蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>ア．手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、ディーゼル発電機2台ともに機能喪失した場合 g．蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)を用いた炉心の著しい損傷を防止するための対策 火山影響等発生時において、外部電源喪失およびディーゼル発電機が機能喪失し、かつタービン動補給水ポンプが機能喪失した場合は、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)を使用し、蒸気発生器2次側による1次冷却系の冷却を行う。</p> <p>(a) 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)の準備作業 各課(室)長は、電源車を降下火砕物の影響を受けるとしない3号炉および4号炉原子炉周辺建屋内へ移動し、準備作業を行う。</p> <p>ア．手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報(「速報」または「詳細」)によりおおい町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域(発電所敷地から半径160km)内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合 (b) 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)を用いた炉心冷却 緊急時対策本部および当直課長は、タービン動補給水ポンプによる給水ができない場合は、電源車を起動し、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)を用いた蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>ア．手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、ディーゼル発電機2台とともに機能喪失し、かつタービン動補給水ポンプによ</p>	<p>電源車の設置場所について、降下火砕物の層厚変更によっても、安全機能を損なわない建屋内に移動するよう保安規定を変更する。</p>	<p>運転管理通達</p>	<p>運転管理通達(2次文書)に紐づく3次文書において、電源車の設置場所について、降下火砕物の層厚変更によっても、安全機能を損なわない建屋内に移動するよう変更する。</p>

(1) 第1編(3号炉及び4号炉)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>給水ができない場合</p> <p>h. 緊急時対策所の居住性確保に関する対策 火山影響等発生時において、緊急時対策所入口扉を開放することにより緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <p>(a) 緊急時対策所の居住性確保 各課(室)長は、緊急時対策所入口扉の開放により居住性を確保し、降下火砕物の侵入を防止するため、入口扉(2箇所)に仮設フィルタを取り付ける。仮設フィルタ取り付け後は、緊急時対策所内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の監視を行う。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報(「速報」または「詳細」)によりおおい町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域(発電所敷地から半径160km)内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>イ. 通信連絡設備に関する対策 火山影響等発生時における通信連絡について、降下火砕物の影響を受けない有線系の設備を複数手段確保することにより機能を確保する。ディーゼル発電機の機能が喪失した場合においては、3号炉および4号炉原子炉周辺建屋内に配置した電源車から給電する。</p> <p>(a) 電源車の準備作業 各課(室)長は、電源車を降下火砕物の影響を受けない3号炉および4号炉原子炉周辺建屋内へ移動し準備作業を行う。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報(「速報」または「詳細」)によりおおい町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域(発電所敷地から半径160km)内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>(b) 電源車からの給電開始 緊急時対策本部および当直課長は、電源車からの給電準備を行ったのち給電を開始する。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準 電源車による給電開始は、火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、3号炉または4号炉のディーゼル発電機全台が機能喪失した場合</p> <p>イ. 電源車の燃料確保に関する対策 火山影響等発生時において、電源車の燃料を軽</p>	<p>電源車の設置場所について、降下火砕物の層厚変更によっても、安全機能を損なわない建屋内に移動するよう保安規定を変更する。</p>	<p>運転管理通達</p>	<p>運転管理通達(2次文書)に紐づく3次文書において、電源車の設置場所について、降下火砕物の層厚変更によっても、安全機能を損なわない建屋内に移動するよう変更する。</p>

(1) 第1編 (3号炉及び4号炉)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>保安規定審査基準</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>油ドラム缶により確保する。</p> <p>(a) 軽油ドラム缶の建屋近傍への移動 名課(室)長は、軽油ドラム缶を3号炉および4号炉原子炉周辺建屋近傍へ移動する。 ア．手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報(「速報」または「詳細」)によりおおい町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域(発電所敷地から半径160km)内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>(b) 軽油ドラム缶による燃料補給 緊急時対策本部は、軽油ドラム缶から電源車へ燃料補給を行う。 ア．手順着手の判断基準 電源車の運転継続のために燃料補給が必要と判断した場合</p> <p>k．消火水バクアックアップタンクから復水ビットへの補給に関する対策 火山影響等発生時において、消火水バクアックアップタンクから復水ビットへの補給を行う。</p> <p>(a) 消火水バクアックアップタンクから復水ビットへの補給準備 各課(室)長は、消火水バクアックアップタンクから復水ビットへの補給のための系統構成を行う。 ア．手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報(「速報」または「詳細」)によりおおい町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域(発電所敷地から半径160km)内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>(b) 消火水バクアックアップタンクから復水ビットへの補給 緊急時対策本部および当直課長は、消火水バクアックアップタンクから復水ビットへの補給を行う。 ア．手順着手の判断基準 復水ビットへの補給が必要と判断した場合</p>	<p>記載の考え方</p> <p>軽油ドラム缶の設置場所について、降下火砕物の層厚変更による建屋近傍に移動するよう保安規定を変更する。</p>	<p>該当規定文書</p> <p>運転管理通達</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <p>運転管理通達(2次文書)に紐づく3次文書において、軽油ドラム缶の設置場所について、降下火砕物の層厚変更によっても、安全機能を損なわない建屋近傍に移動するよう変更する。</p>

(1) 第1編 (3号炉及び4号炉)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書																																																																										
		<p>火山影響等発生時の対策における主な作業</p>																																																																													
		<table border="1" data-bbox="268 667 960 1467"> <thead> <tr> <th>作業手順</th> <th>対応手段</th> <th>要員</th> <th>要員数</th> <th>想定時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>e (a)</td> <td>ディーゼル発電機への改良型フィルタ取付</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>6</td> <td>50分</td> </tr> <tr> <td>e (b)</td> <td>ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ取替</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>8</td> <td>20分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ清掃¹</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>4</td> <td>80分</td> </tr> <tr> <td>g (a)</td> <td>蒸気発生器補給用低設中圧ポンプ(電動)の準備作業</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>2</td> <td>50分</td> </tr> <tr> <td>i (a)</td> <td>蒸気発生器補給用低設中圧ポンプ(電動)の準備作業 (電源車の移動)</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>3号炉および 4号炉合計</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>蒸気発生器補給用低設中圧ポンプ(電動)の準備作業 (給電用ケーブル敷設)</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>2</td> <td>35分</td> </tr> <tr> <td>g (a)</td> <td>蒸気発生器補給用低設中圧ポンプ(電動)の準備作業 (ホース接続・系統構成)</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>5</td> <td>110分</td> </tr> <tr> <td>g (b)</td> <td>蒸気発生器補給用低設中圧ポンプ(電動)を用いた炉心冷却 電源車からの給電開始 (給電用ケーブル接続)</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>2</td> <td>20分</td> </tr> <tr> <td>i (b)</td> <td>蒸気発生器補給用低設中圧ポンプ(電動)を用いた炉心冷却 電源車からの給電開始 (不要負荷切り離し・受電操作)</td> <td>運転員等 (中央制御室、現場)</td> <td>3</td> <td>35分</td> </tr> <tr> <td>h (a)</td> <td>緊急時対策所の居住性確保(仮設フィルタ取付)</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>2 (3号炉および 4号炉合計)</td> <td>50分</td> </tr> <tr> <td>j (a)</td> <td>軽油ドラム缶の建屋近傍への移動</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>6 (3号炉および 4号炉合計)</td> <td>50分</td> </tr> <tr> <td>k (a)</td> <td>消火水バックアップタンクから備水ビットへの補給準備</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>1 (3号炉および 4号炉合計)</td> <td>30分</td> </tr> <tr> <td>k (b)</td> <td>消火水バックアップタンクから備水ビットへの補給</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>3 (3号炉および 4号炉合計)</td> <td>75分</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>運転員等 (中央制御室)</td> <td>1 (3号炉および 4号炉合計)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	作業手順	対応手段	要員	要員数	想定時間	e (a)	ディーゼル発電機への改良型フィルタ取付	緊急安全対策要員	6	50分	e (b)	ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ取替	緊急安全対策要員	8	20分		ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ清掃 ¹	緊急安全対策要員	4	80分	g (a)	蒸気発生器補給用低設中圧ポンプ(電動)の準備作業	緊急安全対策要員	2	50分	i (a)	蒸気発生器補給用低設中圧ポンプ(電動)の準備作業 (電源車の移動)	緊急安全対策要員	3号炉および 4号炉合計			蒸気発生器補給用低設中圧ポンプ(電動)の準備作業 (給電用ケーブル敷設)	緊急安全対策要員	2	35分	g (a)	蒸気発生器補給用低設中圧ポンプ(電動)の準備作業 (ホース接続・系統構成)	緊急安全対策要員	5	110分	g (b)	蒸気発生器補給用低設中圧ポンプ(電動)を用いた炉心冷却 電源車からの給電開始 (給電用ケーブル接続)	緊急安全対策要員	2	20分	i (b)	蒸気発生器補給用低設中圧ポンプ(電動)を用いた炉心冷却 電源車からの給電開始 (不要負荷切り離し・受電操作)	運転員等 (中央制御室、現場)	3	35分	h (a)	緊急時対策所の居住性確保(仮設フィルタ取付)	緊急安全対策要員	2 (3号炉および 4号炉合計)	50分	j (a)	軽油ドラム缶の建屋近傍への移動	緊急安全対策要員	6 (3号炉および 4号炉合計)	50分	k (a)	消火水バックアップタンクから備水ビットへの補給準備	緊急安全対策要員	1 (3号炉および 4号炉合計)	30分	k (b)	消火水バックアップタンクから備水ビットへの補給	緊急安全対策要員	3 (3号炉および 4号炉合計)	75分			運転員等 (中央制御室)	1 (3号炉および 4号炉合計)			
作業手順	対応手段	要員	要員数	想定時間																																																																											
e (a)	ディーゼル発電機への改良型フィルタ取付	緊急安全対策要員	6	50分																																																																											
e (b)	ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ取替	緊急安全対策要員	8	20分																																																																											
	ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ清掃 ¹	緊急安全対策要員	4	80分																																																																											
g (a)	蒸気発生器補給用低設中圧ポンプ(電動)の準備作業	緊急安全対策要員	2	50分																																																																											
i (a)	蒸気発生器補給用低設中圧ポンプ(電動)の準備作業 (電源車の移動)	緊急安全対策要員	3号炉および 4号炉合計																																																																												
	蒸気発生器補給用低設中圧ポンプ(電動)の準備作業 (給電用ケーブル敷設)	緊急安全対策要員	2	35分																																																																											
g (a)	蒸気発生器補給用低設中圧ポンプ(電動)の準備作業 (ホース接続・系統構成)	緊急安全対策要員	5	110分																																																																											
g (b)	蒸気発生器補給用低設中圧ポンプ(電動)を用いた炉心冷却 電源車からの給電開始 (給電用ケーブル接続)	緊急安全対策要員	2	20分																																																																											
i (b)	蒸気発生器補給用低設中圧ポンプ(電動)を用いた炉心冷却 電源車からの給電開始 (不要負荷切り離し・受電操作)	運転員等 (中央制御室、現場)	3	35分																																																																											
h (a)	緊急時対策所の居住性確保(仮設フィルタ取付)	緊急安全対策要員	2 (3号炉および 4号炉合計)	50分																																																																											
j (a)	軽油ドラム缶の建屋近傍への移動	緊急安全対策要員	6 (3号炉および 4号炉合計)	50分																																																																											
k (a)	消火水バックアップタンクから備水ビットへの補給準備	緊急安全対策要員	1 (3号炉および 4号炉合計)	30分																																																																											
k (b)	消火水バックアップタンクから備水ビットへの補給	緊急安全対策要員	3 (3号炉および 4号炉合計)	75分																																																																											
		運転員等 (中央制御室)	1 (3号炉および 4号炉合計)																																																																												
		<p>1 : 1班4名で2班が交代して実施する。</p> <p>2 : 可搬式排気ファンおよび仮設ダクト等設置作業は、1箇所あたり上表とは別に緊急安全対策要員3名が130分以内で実施する。</p> <p>1 . 降灰および地滑り時の原子炉施設への影響確認 各課(室)長は、降灰および地滑りが確認された場合は、原子炉施設への影響を確認するため、降下火砕物より防護すべき施設または重要安全施設を内包する原子炉補助建屋について点検を行うとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>m . 施設管理、点検 各課(室)長は、火山現象より防護すべき施設の要求機能を維持するため、降灰後における降下火砕物による静的荷重、腐食、磨耗等の影響について、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p>																																																																													

(1) 第1編 (3号炉及び4号炉)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>3.5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課(室)長は、3.1項から3.4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、各課(室)長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>3.6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各課(室)長は、火山影響等、降雪および地滑り発生時の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における原子炉停止の判断基準</p> <p>a. おおい町に降灰予報「多量」が発表された場合</p> <p>b. おおい町に降灰予報「多量」が発表されていない場合において、火山影響等発生時の対応に着手し、かつ、第78条に定める外部電源において、全5回線中、3回線以上が動作不能になり、動作可能な外部電源が2回線以下となった場合(送電線の点検時を含む。)またはすべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合</p> <p>3.7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見の収集、反映</p> <p>原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の火山事象の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>(以下略)</p> <p>第18条の2の2(火山影響等発生時の体制の整備) [変更なし]</p>			
	<p>(3) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること及び重大事故等対応施設の使用を開始するに</p>	<p>添付2(火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準(第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の2(関連)) [実用炉規則第92条第1項第16号関連(前述)にて整理]</p> <p>第18条(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の2の2(火山影響等発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の5(重大事故等発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の6(大規模損壊発生時の体制の整備)</p> <p>添付3(重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準(第18条の5および第18条の6(関連)) [変更なし])</p>	<p>・添付2の変更については、必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練等に係る変更ではなく、審査基準に影響なし。</p>		

(1) 第1編(3号炉及び4号炉)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

保安規定審査基準		原子炉施設保安規定		社内規定文書	
関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>当たつて必要な教育及び訓練をあらかじめ実施すること。</p> <p>(4) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。</p>	<p>添付2(火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準(第18条の2、第18条の2、第18条の3および第18条の3の2(関連))) [実用炉規則第92条第1項第16号(関連)にて整理]</p> <p>第18条(火災発生時の体制の整備) 第18条の2(内部溢水発生時の体制の整備) 第18条の2の2(火山影響等発生時の体制の整備) 第18条の3(その他の自然災害発生時等の体制の整備) 第18条の3の2(有毒ガス発生時の体制の整備) 第18条の4(資機材等の整備) 第18条の5(重大事故等発生時の体制の整備) 第18条の6(大規模損壊発生時の体制の整備) 添付3(重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準(第18条の5および第18条の6(関連))) [変更なし]</p>	<p>・添付2の変更については、電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材の備え付けに係る変更ではなく、審査基準に影響なし。</p>		
	<p>(5) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>	<p>添付2(火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準(第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の2(関連))) [実用炉規則第92条第1項第16号(関連)にて整理]</p> <p>第18条(火災発生時の体制の整備) 第18条の2の2(火山影響等発生時の体制の整備) 第18条の5(重大事故等発生時の体制の整備) 第18条の6(大規模損壊発生時の体制の整備) 添付3(重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準(第18条の5および第18条の6(関連))) [変更なし]</p>	<p>・添付2の変更については、その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制の整備に係る変更ではなく、審査基準に影響なし。</p>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

(2)第2編(1, 2号炉)

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>第92条(保安規定) 第3項 法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の三十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p>		<p>・大山生竹子フラの噴出規模見直しに係る保安規定第2編の変更なし</p>			

大飯発電所原子炉施設保安規定

上流文書（設置変更許可申請書）から
保安規定への記載内容

目 次

- 1．上流文書から（設置変更許可申請書）から保安規定への記載方針
- 2．保安規定の記載方針フォーマットの説明
- 3．上流文書から（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容

1. 上流文書から（設置変更許可申請書）から保安規定への記載方針

設置変更許可申請書（DB、技術的能力）の記載内容から保安規定に記載すべき内容を整理するに当たっては、保安規定変更に係る基本方針を受け、以下の方針により記載する。

（1）保安規定変更に係る基本方針の内容（抜粋）

1. はじめに

設置変更許可申請書で確認された原子炉施設の安全性が、運転段階においても継続して確保されることを担保するために必要な事項を保安規定に要求事項として規定

2.2.1 保安規定に記載すべき事項

保安規定に法令等へ適合することを確認した内容の行為者及び行為内容を定める

（2）保安規定の記載方針

（1）項の「保安規定変更に係る基本方針」を受け、具体的には、以下の方針で記載する。

設置許可本文は、規制要求事項であるため、設置許可本文のうち運用に係る事項について実施手段も含めて網羅するように保安規定に記載する。

ただし、例示や多様性拡張設備等に相当する部分の記載は任意とする。

設置許可の添付書類は、直接の規制要求ではないが、（1）項の基本方針に沿って、要求事項に適合するための行為内容の部分は保安規定に記載し、実施手段に相当する部分は必要に応じて2次文書他に記載する。

また、2次文書他に記載するものについてはその理由を明確にする。

設置許可本文、添付書類の図、表は、法令等へ適合することを確認した内容の行為者および行為内容に係る部分を保安規定に添付する。

ただし、同図、表の内容が保安規定に記載されている場合は任意とする。

2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明

項 目		説 明 内 容
設置変更許可申請書 【本文】		<p>「黒字」により、設置変更許可申請書（本文）の内容を記載する。</p> <p>「<u>青字（青下線）</u>」により、保安規定および関連する社内規定文書（2次文書）に記載すべき内容を明確にする。</p> <p>「<u>緑字（緑下線）</u>」により、関連する社内規定文書（2次文書）に記載すべき内容を明確にする。</p> <p>「黄マーカー」により、設置変更許可申請書において既許可より追加・変更された箇所を明確にする。</p>
設置変更許可申請書 【添付書類】		<p>「黒字」により、設置変更許可申請書（添付書類）の内容を記載する。</p> <p>「<u>青字（青下線）</u>」により、保安規定および関連する社内規定文書（2次文書）に記載すべき内容を明確にする。</p> <p>「<u>緑字（緑下線）</u>」により、関連する社内規定文書（2次文書）に記載すべき内容を明確にする。</p> <p>「黄マーカー」により、設置変更許可申請書において既許可より追加・変更された箇所を明確にする。</p>
原子 炉 施 設 保 安 規 定	記載すべき内容	<p>「黒字」により、保安規定に記載すべき内容を記載する。また、記載に当たっては、文書の体系がわかる範囲で記載する。</p> <p>「<u>黒字（赤下線）</u>」により、変更申請箇所を明確にする。</p> <p>「<u>青字（青下線）</u>」により、要求事項を実施する行為者を明確にする。</p>
	記載の考え方	<p>保安規定に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。社内規定文書（2次文書）に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。</p> <p>保安規定及び社内規定文書（2次文書）他に記載しない場合の考え方を記載する。</p>
社 内 規 定 文 書	該当規定文書	該当する社内規定文書（2次文書）を記載する。
	記載内容の概要	関連する社内規定文書（2次文書）の具体的な記載内容を記載する。

3. 上流文書から（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容

上流文書（設置変更許可申請書）	保安規定対象条文
本文五号 + 添付書類八、添付書類十	添付 2

本文五号 + 添付書類八、添付書類十

設置変更許可申請書【本文】 2021.5.19 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 2021.5.19 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載の考え方
<p>五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 (中略) ロ、発電用原子炉施設の一一般構造3号炉及び4号炉 (中略) (3) その他の主要な構造 () 本原子炉施設は、(1) 耐震構造、(2) 耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。 a. 設計基準対象施設 (a) 外部からの衝撃による損傷の防止 安全施設は、発電所敷地で想定される洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、落雷、生物学的事象、森林火災、高潮の自然現象(地震及び津波を除く。)又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件においても、安全機能を損なうことのない設計とする。 なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。 また、自然現象の組合せにおいては、風(台風)、積雪、火山の影響及び地滑りによる荷重の組合せを設計上考慮する。 上記に加え、重要安全施設は、科学的技術的知見を踏まえ、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力、時間的変化を考慮して、適切に組み合わせる。 また、安全施設は、発電所敷地又はその周辺におい</p>					

本文五号 + 添付書類八、添付書類十

設置変更許可申請書【本文】 2021.5.19 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 2021.5.19 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載の考え方
<p>て想定される飛来物（航空機落下）、ダム の崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突又は電磁的障害により原子炉施設 の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）に 対して安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>なお、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、飛来物（航空機落下）については、確率的要因により設計上考慮する必要はない。また、ダムの崩壊については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>ここで、想定される自然現象及び原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）に 対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。</p> <p>（中略）</p> <p>(a-2) 安全施設は、発電所の運用期間中において発電所の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として設定した最大層厚25cm、粒径1mm以下、密度0.7g/cm3（乾燥状態）～1.5g/cm3（湿潤状態）の降下火砕物に対し、その直接的影響である構造物への静的負荷に対して安全裕度を有する設計とすること、水循環系の閉塞に対して狭隘部等が閉塞しない設計とすること、換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響（閉塞）に 対して降下火砕物が侵入しにくい設計とすること、水循環系の内部における磨耗</p>	<p>添付書類八 発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書 （中略）</p> <p>（3号炉及び4号炉）</p> <p>1.安全設計</p> <p>1.10 火山防護に関する基本方針</p> <p>1.10.1 設計方針</p> <p>1.10.1.3 設計条件の設定</p> <p>1.10.1.3.1 設計条件に用いる降下火砕物の設定</p> <p>(1) 降下火砕物の層厚、密度及び粒径の設定 地質調査結果に文献調査結果も参考にして、大飯発電所の敷地において考慮する火山事象としては、「添付書類六 8.火山」に示すとおり、最大層厚25cm、粒径1mm以下、密度0.7g/cm3（乾燥状態）～1.5g/cm3（湿潤状態）の降下火砕物を設計条件として設定する。 （中略）</p>	<p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準（第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の2関連） （中略）</p> <p>3 火山影響等、降雪、地滑り発生時 （中略）</p>			

本文五号 + 添付書類八、添付書類十

設置変更許可申請書【本文】 2021.5.19 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 2021.5.19 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載の考え方
<p>及び換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響(磨耗)に対して磨耗しにくい設計とすること、構造物の化学的影響(腐食)、水循環系の化学的影響(腐食)及び換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすること、<u>発電所周辺の大气汚染に対して中央制御室の換気空調系は降下火砕物が侵入しにくく、さらに外気を遮断できる設計とすること、絶縁低下に対して空気を取り込む機構を有する計装盤の設置場所の換気空調系は降下火砕物が侵入しにくく、さらに外気を遮断できる設計とすることにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</u>また、降下火砕物と間接的影響である7日間の外部電源喪失、発電所外で交通の途絶によるアークセス制限事象に対し、発電所の安全性を維持するため、燃料貯蔵設備からディーゼル発電機への燃料供給、並びにディーゼル発電機による必要となる電源の供給が継続でき、安全機能を損なうことのない設計とする。(以下略)</p>	<p>1.10.1.6 防護対象施設的设计 降下火砕物が発電所の構築物、系統及び機器に及ぼす影響は、前述したとおり、「直接的影響因子」と「間接的影響因子」があり、岩々に応じて、各構築物、系統及び機器についてこれらを適切に考慮した設計とする。 1.10.1.6.1 直接的影響に対する設計方針 直接的影響については、防護対象施設の構造や設置状況等(形状、機能、外気吸入や海水通水の有無等)を考慮し、想定される各影響因子に対して、影響を受ける各防護対象施設が安全機能を損なうことのない設計とする。 (1) 荷重 a. 構造物への静的負荷 防護対象施設のうち、構造物への静的負荷を考慮すべき施設は、以下に示すとおり、降下火砕物が堆積しやすい屋根構造を有する建屋及び屋外施設である。 ・原子炉格納容器、<u>原子炉周辺建屋</u>、制御建屋、廃棄物処理建屋 ・海水ポンプ 当該施設の許容荷重が、降下火砕物による荷重に対して安全裕度を有することにより、構造健全性を失わず安全機能を損なうことのない設計とする。 (中略)</p>	<p>安全・防災室長は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3.1項から3.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、岩課(室)長は、計画に基づき、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。 3.4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 a. 降下火砕物の侵入防止 当直課長は、外気取入口に設置している平型フィルタの差圧確認、外気取入ダンパの閉止、換気空調設備の停止、中央制御室および安全補機開閉器室の閉回路循環運転による建屋内への降下火砕物の侵入防止を実施する。 (中略)</p>	<p>降下火砕物の層厚変更によっても、火砕物の侵入防止のために行う手順等に変更はない。あく、保安規定に変更はない。</p>	<p>運転管理通達</p>	<p>運転管理通達(2次文書)に紐づく3次文書において、電源車の設置場所について、降下火砕物の層厚変更によって、安全機能を損なわない建屋内に移動するよう保安規定を変更する。</p>
	<p>8. 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)を用いた炉心の著しい損傷を防止するための対策 火山影響等発生時において、外部電源喪失およびディーゼル発電機が機能喪失し、かつタービン動補給水ポンプが機能喪失した場合は、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)を使用し、蒸気発生器2次側による1次冷却系の冷却を行う。 (a) 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)の影響を受けることのない3号炉および4号炉原子炉周辺建屋内へ移動し、準備作業を行う。 i. 通信連絡設備に関する対策 火山影響等発生時における通信連絡について、降下火砕物の影響を受けられない線系の設備を複数確保することにより機能を確保する。ディーゼル発電機の機能が喪失した場合には、3号炉および4号炉原子炉周辺建屋内に配置した電源車から給電する。 (a) 電源車の準備作業 各課(室)長は、電源車を降下火砕物の影響を受けることのない3号炉および4号炉原子炉周辺建屋内へ移動し準備作業を行う。 (中略)</p>	<p>降下火砕物の設置場所について、降下火砕物の層厚変更によっても、安全機能を損なわない建屋内に移動するよう保安規定を変更する。</p>	<p>運転管理通達</p>	<p>添付書類十 発電用原子炉施設において事故が発生した場合における当</p>	

本文5号 + 添付書類八、添付書類十

設置変更許可申請書【本文】 2021.5.19 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 2021.5.19 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載の考え方																																																																						
<p>設置変更許可申請書【添付書類】 2021.5.19 許可</p> <p>該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書 (中略)</p> <p>5. 重大事故の発生及びび拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力</p> <p>5.2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p>5.2.1 可搬型設備等による対応</p> <p>5.2.1.1 大規模環境発生時の手順書の整備 (中略)</p> <p>(1) 大規模損壊を発生させる可能性のある自然災害への対応における考慮</p> <p>a. 自然災害の規模の想定 (中略)</p> <p>(f) 火山(火山活動、降灰)設計想定である25cmの降灰を超えるような降灰が発生する可能性は低い、設計想定である25cmを超える規模を想定する。 なお、火山(降灰)は事前に予測し、除灰等の必要な安全措置を講じることができる。 (以下略)</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>j. 電源車の燃料確保に関する対策 火山影響等発生時において、電源車の燃料を軽油ドラム缶により確保する。 (a) 軽油ドラム缶の建屋近傍への移動 各課(室)長は、軽油ドラム缶を3号炉および4号炉原子炉周辺建屋近傍へ移動する。 (中略)</p> <p>火山影響等発生時の対策における主な作業</p>	<p>記載の考え方</p> <p>軽油ドラム缶の設置場所において、降下火砕物の層厚変更によっても、安全機能を損なわない建屋近傍に移動するよう保安規定を変更する。</p>	<p>該当規定文書</p> <p>運転管理通達</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載の考え方</p> <p>運転管理通達(2次文書)に紐づく3次文書において、軽油ドラム缶の設置場所について、降下火砕物の層厚変更によっても、安全機能を損なわない建屋近傍に移動するよう変更する。</p>																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>作業手順</th> <th>対応手段</th> <th>要員</th> <th>要員数</th> <th>想定時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>e(a)</td> <td>ディーゼル発電機への改良型フィルタ取付</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>6</td> <td>50分</td> </tr> <tr> <td>e(b)</td> <td>ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ取替</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>8</td> <td>20分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ清掃¹⁾</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>4</td> <td>80分</td> </tr> <tr> <td>g(a)</td> <td>蒸気発生器補給用取付取付(電動)の準備作業</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>2</td> <td>50分</td> </tr> <tr> <td>i(a)</td> <td>電源車の準備作業²⁾</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>2</td> <td>35分</td> </tr> <tr> <td>g(a)</td> <td>蒸気発生器補給用取付取付(電動)の準備作業</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>5</td> <td>110分</td> </tr> <tr> <td>g(b)</td> <td>蒸気発生器補給用取付取付(電動)を用いた炉心冷却</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>2</td> <td>20分</td> </tr> <tr> <td>i(b)</td> <td>電源車からの給電開始</td> <td>運転員等 (中央制御室、現場)</td> <td>3</td> <td>35分</td> </tr> <tr> <td>h(a)</td> <td>蒸気発生器補給用取付取付(電動)を用いた炉心冷却</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>2</td> <td>50分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電源車からの給電開始 (不要負荷切り直し・受電操作)</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>6 (3号炉および4号炉合計)</td> <td>50分</td> </tr> <tr> <td>j(a)</td> <td>軽油ドラム缶の建屋近傍への移動</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>3 (3号炉および4号炉合計)</td> <td>30分</td> </tr> <tr> <td>k(a)</td> <td>消火水バックアップタンクから復水ピットへの補給準備</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>1 (3号炉および4号炉合計)</td> <td>75分</td> </tr> <tr> <td>k(b)</td> <td>消火水バックアップタンクから復水ピットへの補給</td> <td>運転員等 (中央制御室)</td> <td>1 (3号炉および4号炉合計)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						作業手順	対応手段	要員	要員数	想定時間	e(a)	ディーゼル発電機への改良型フィルタ取付	緊急安全対策要員	6	50分	e(b)	ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ取替	緊急安全対策要員	8	20分		ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ清掃 ¹⁾	緊急安全対策要員	4	80分	g(a)	蒸気発生器補給用取付取付(電動)の準備作業	緊急安全対策要員	2	50分	i(a)	電源車の準備作業 ²⁾	緊急安全対策要員	2	35分	g(a)	蒸気発生器補給用取付取付(電動)の準備作業	緊急安全対策要員	5	110分	g(b)	蒸気発生器補給用取付取付(電動)を用いた炉心冷却	緊急安全対策要員	2	20分	i(b)	電源車からの給電開始	運転員等 (中央制御室、現場)	3	35分	h(a)	蒸気発生器補給用取付取付(電動)を用いた炉心冷却	緊急安全対策要員	2	50分		電源車からの給電開始 (不要負荷切り直し・受電操作)	緊急安全対策要員	6 (3号炉および4号炉合計)	50分	j(a)	軽油ドラム缶の建屋近傍への移動	緊急安全対策要員	3 (3号炉および4号炉合計)	30分	k(a)	消火水バックアップタンクから復水ピットへの補給準備	緊急安全対策要員	1 (3号炉および4号炉合計)	75分	k(b)	消火水バックアップタンクから復水ピットへの補給	運転員等 (中央制御室)	1 (3号炉および4号炉合計)	
作業手順	対応手段	要員	要員数	想定時間																																																																							
e(a)	ディーゼル発電機への改良型フィルタ取付	緊急安全対策要員	6	50分																																																																							
e(b)	ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ取替	緊急安全対策要員	8	20分																																																																							
	ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ清掃 ¹⁾	緊急安全対策要員	4	80分																																																																							
g(a)	蒸気発生器補給用取付取付(電動)の準備作業	緊急安全対策要員	2	50分																																																																							
i(a)	電源車の準備作業 ²⁾	緊急安全対策要員	2	35分																																																																							
g(a)	蒸気発生器補給用取付取付(電動)の準備作業	緊急安全対策要員	5	110分																																																																							
g(b)	蒸気発生器補給用取付取付(電動)を用いた炉心冷却	緊急安全対策要員	2	20分																																																																							
i(b)	電源車からの給電開始	運転員等 (中央制御室、現場)	3	35分																																																																							
h(a)	蒸気発生器補給用取付取付(電動)を用いた炉心冷却	緊急安全対策要員	2	50分																																																																							
	電源車からの給電開始 (不要負荷切り直し・受電操作)	緊急安全対策要員	6 (3号炉および4号炉合計)	50分																																																																							
j(a)	軽油ドラム缶の建屋近傍への移動	緊急安全対策要員	3 (3号炉および4号炉合計)	30分																																																																							
k(a)	消火水バックアップタンクから復水ピットへの補給準備	緊急安全対策要員	1 (3号炉および4号炉合計)	75分																																																																							
k(b)	消火水バックアップタンクから復水ピットへの補給	運転員等 (中央制御室)	1 (3号炉および4号炉合計)																																																																								
<p>1: 1班4名で2班が交代して実施する。 2: 可搬式排気ファンおよび仮設ダクト等設置作業は、1箇所あたり上表とは別に緊急安全対策要員3名が130分以内で実施する。</p>																																																																											

大飯発電所原子炉施設保安規定
上流文書（設計及び工事計画）から
保安規定への記載内容

目 次

- 1．基本設計方針他に記載された運用事項の整理
- 2．保安規定への反映フォーマットの説明

1 . 基本設計方針他に記載された運用事項の整理

(1) 本資料の構成について

今回の整理では、要目表、基本設計方針及び添付説明書にて記載された運用要求事項は、条文毎にそれぞれ対応する記載を横並びで整理する。当社の資料構成の詳細については、別紙に示す。

(2) 運用要求事項の抽出方法及びその結果について

今回の整理における運用要求の抽出は、要目表、基本設計方針及び添付資料をそれぞれに対して以下のステップで実施した。

運用要求の抽出

要目表、基本設計方針及び添付資料における運用要求の抽出は、以下の手順で実施した。抽出のフローを図 1 に示す。

Step1¹ : 基本設計方針については、「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書」に規定する「様式 - 8」²にて逐条的に整理された基本設計方針のうち、要求種別が「運用要求」と整理された基本設計方針条文の抽出を行う。

Step2¹ : Step1にて要求種別が「運用要求」以外と整理された基本設計方針条文、要目表及び添付資料において「保安規定に定める」等と記載され、かつ設計所管が運用で担保する事項であると判断した箇所の抽出を行う。

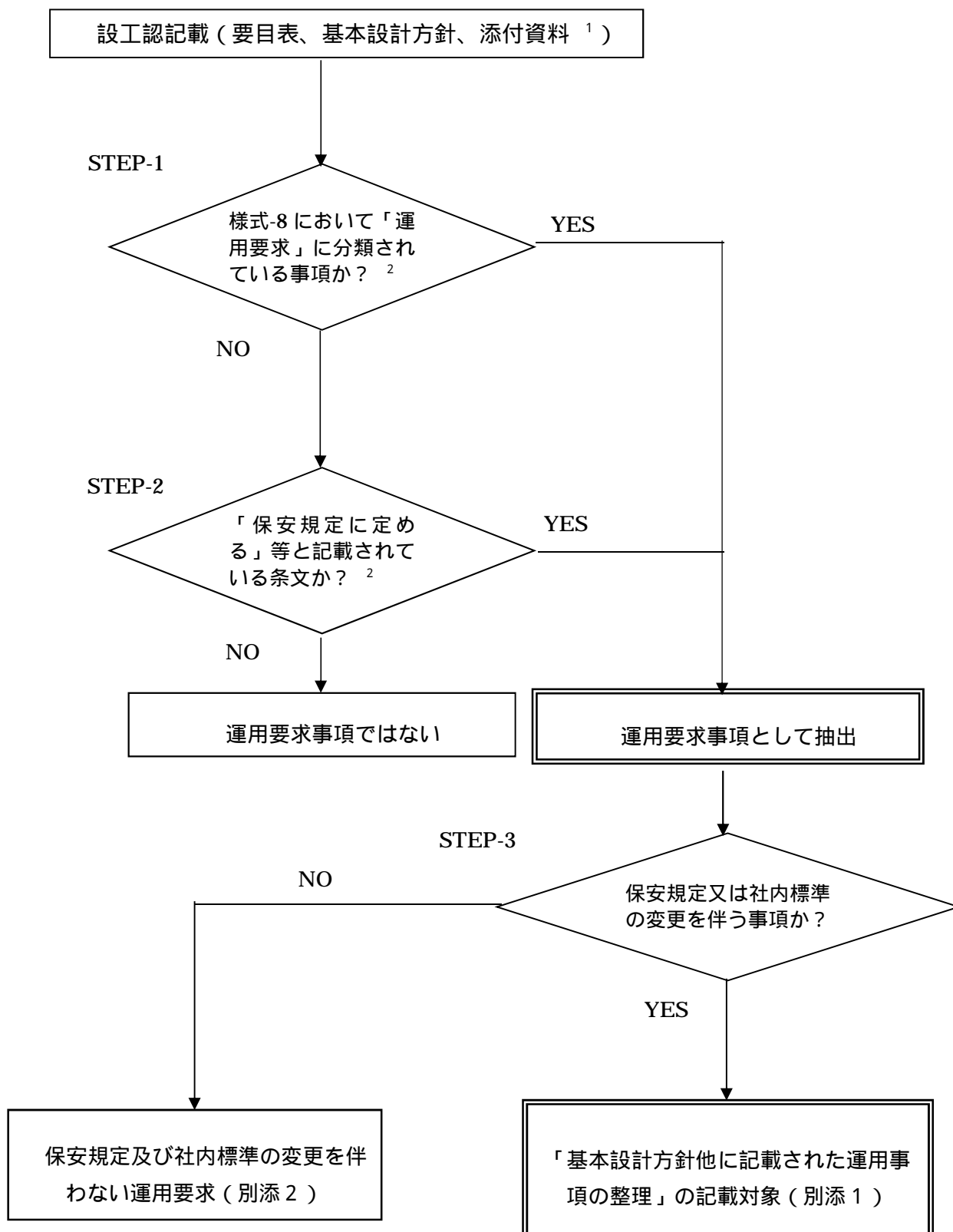
Step3 : 今回の変更（補正含む）申請に含まれる運用事項に関する条文の変更を示す観点から、保安規定変更（補正含む）申請の前後で、保安規定または社内標準の変更を伴うものを「基本設計方針他に記載された運用事項の整理」としてまとめた。また、変更を伴わないものは別リストとした。

1 運用としての変更の有無に関わらず抽出

2 様式 - 8 : 基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表

上記の抽出フローに基づいて抽出された運用に対し、関連する保安規定、社内標準及び社内標準の具体的記載案を整理した。

結果については、別添 1 「基本設計方針他に記載された運用事項の整理」及び別添 2 「保安規定及び社内標準の変更を伴わない運用要求」にまとめた。



1 設工認の申請方法（号機寄せ）により、関連する他号炉の添付資料も含む。

2 運用としての変更の有無に関わらず抽出する。

図 1 基本設計方針抽出フロー

2 . 保安規定への反映フォーマットの説明

項 目		説 明 内 容
基本設計方針		<p>「黒字」により、基本設計方針の内容を記載する。</p> <p>「<u>青字(青下線)</u>」により、保安規定および関連する社内規定文書(2次文書等)に記載すべき内容を明確にする。</p> <p>「<u>緑字(緑下線)</u>」により、関連する社内規定文書(2次文書等)に記載すべき内容を明確にする。</p> <p>「様式条文」にて様式-8における技術基準規則条文を示す。</p> <p>「施設区分」にて設計及び工事計画変更認可申請書における施設区分を示す。</p>
説明資料		<p>「黒字」により、説明資料の内容を記載する。</p> <p>「<u>青字(青下線)</u>」により、保安規定および関連する社内規定文書(2次文書等)に記載すべき内容を明確にする。</p> <p>「<u>緑字(緑下線)</u>」により、関連する社内規定文書(2次文書等)に記載すべき内容を明確にする。</p> <p>説明書番号/記載ページにて設計及び工事計画変更認可申請書(説明書)における説明書番号及び記載ページを示す。</p>
原子炉施設保安規定	記載すべき内容	<p>「<u>黒字(黒下線)</u>」により、設計及び工事計画変更認可申請書(要目表・基本設計方針・説明書)に定義した「保安規定」に定めるべき内容に対応した記載を示す。</p> <p>○「<u>黒字(赤下線)</u>」により、今回の保安規定変更認可申請に伴う保安規定変更箇所を明確にする。</p>
	記載の考え方	「保安規定(内容)」の補足説明を示す。
社内規定文書	該当規定文書	該当する社内規定文書(2次文書等)を記載する。
	記載内容の概要	社内標準における具体的記載案を示す。

別添 1 (1) : 「基本設計方針他に記載された運用事項の整理」(大飯 3 号機)

様式 条文	施設 区分	基本設計方針		説明資料	原予炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定 文書	社内規定文書
		基本設計方針	説明書記載					
-	-	資料 2 - 2 - 3 発電原予炉 施設の自然 現象等によ る損傷の防 止に関する 説明書 /03-添 2-2- 3-3	資料 2 - 2 - 3 降下火砕物の影響を考慮する 施設の設計方針 (中略) 4. 要求機能及び性能目標 火山現象の発生に伴い、防護対象施設の 安全機能を損なうおそれがないよう、また 重大事故等対処設備の重大事故等に対処す るために必要な機能が得られるおそれな いよう火山防護設計を行う施設を「3. 施 設分類」において、構造物への荷重を考慮 する施設に分類している。これらを踏ま え、要求機能を整理するとともに、機能設 計上の性能目標と構造強度設計上の性能目 標を設定する。 4.1 構造物への荷重を考慮する施設 防護対象施設と降下火砕物より防護すべ き施設を内包する施設である建屋に施設分 類し、各々の要求機能及び性能目標を設定 する。 防護対象施設 ・海水ポンプ 建屋 ・原子炉格納容器、 <u>原子炉周辺建屋</u> 、制御 建屋、廃棄物処理建屋、緊急時対策所建屋	添付 2 3 火山影響等、降雪、地 滑り発生時 (中略) 3. 4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除 き)は、火山影響等、降雪およ び地滑り発生時における原子炉施 設の保全のための活動を行うため に必要な体制の整備として、以下 の活動を実施することを社内標準 に定める。(中略) g. 蒸気発生器補給用仮設中圧ポン プ(電動)を用いた炉心の著しい 損傷を防止するための対策 火山影響等発生時において、外 部電源喪失およびディーゼル発電 機が機能喪失し、かつタービン動 補助給水ポンプが機能喪失した場 合は、蒸気発生器補給用仮設中圧 ポンプ(電動)を使用し、蒸気発 生器 2 次側による 1 次冷却系の冷 却を行う。 (a) 蒸気発生器補給用仮設中圧ポン プ(電動)の準備作業 各課(室)長は、電源車を降下 火砕物の影響を受けることのない 3 号炉および 4 号炉原子炉周辺建 屋内へ移動し、準備作業を行う。 (中略) i. 通信連絡設備に関する対策 火山影響等発生時における通信 連絡について、降下火砕物の影響 を受けない有線系の設備を複数手 段確保することにより機能を確保 する。ディーゼル発電機の機能が 喪失した場合においては、3 号炉 および 4 号炉原子炉周辺建屋内に 配置した電源車から給電する。 (a) 電源車の準備作業 各課(室)長は、電源車を降下 火砕物の影響を受けることのない 3 号炉および 4 号炉原子炉周辺建 屋内へ移動し準備作業を行う。 (中略) j. 電源車の燃料確保に関する対策 火山影響等発生時において、電 源車の燃料を軽油ドラム缶により 確保する。 (a) 軽油ドラム缶の建屋近傍への移 動 各課(室)長は、軽油ドラム缶 を 3 号炉および 4 号炉原子炉周辺 建屋近傍へ移動する。	記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書	記載内容の概要

別添 1 (2) : 「基本設計方針他に記載された運用事項の整理」(大飯 4 号機)

様式 条文	施設 区分	基本設計方針		説明資料	原予炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定 文書	社内規定文書
		基本設計方針	説明書記載					
-	-	資料 2 - 2 - 3 発電原予炉 施設の自然 現象等によ る損傷の防 止に関する 説明書 /04-添 2-2- 3-3	資料 2 - 2 - 3 降下火砕物の影響を考慮する 施設の設計方針 (中略) 4. 要求機能及び性能目標 火山現象の発生に伴い、防護対象施設の 安全機能を損なうおそれがないよう、また 重大事故等対処設備の重大事故等に対処す るために必要な機能が損なわれないよう ないよう火山防護設計を行う施設を「3. 施 設分類」において、構造物への荷重を考慮 する施設に分類している。これらを踏ま え、要求機能を整理するとともに、機能設 計上の性能目標と構造強度設計上の性能目 標を設定する。 4.1 構造物への荷重を考慮する施設 防護対象施設と降下火砕物より防護すべ き施設を内包する施設である建屋に施設分 類し、各々の要求機能及び性能目標を設定 する。 防護対象施設 ・海水ポンプ 建屋 ・原子炉格納容器、 <u>原子炉周辺建屋</u> 、制御 建屋、廃棄物処理建屋、緊急時対策所建屋	添付 2 3 火山影響等、降雪、地 滑り発生時 (中略) 3. 4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除 き)は、火山影響等、降雪およ び地滑り発生時における原子炉施 設の保全のための活動を行うため に必要な体制の整備として、以下 の活動を実施することを社内標準 に定める。(中略) g. 蒸気発生器補給用仮設中圧ポン プ(電動)を用いた炉心の著しい 損傷を防止するための対策 火山影響等発生時において、外 部電源喪失およびディーゼル発電 機が機能喪失し、かつタービン動 補給給水ポンプが機能喪失した場 合は、蒸気発生器補給用仮設中圧 ポンプ(電動)を使用し、蒸気発 生器 2 次側による 1 次冷却系の冷 却を行う。 (a) 蒸気発生器補給用仮設中圧ポン プ(電動)の準備作業 各課(室)長は、電源車を降下 火砕物の影響を受けることのない 3 号炉および 4 号炉原子炉周辺建 屋内へ移動し、準備作業を行う。 (中略) i. 通信連絡設備に関する対策 火山影響等発生時における通信 連絡について、降下火砕物の影響 を受けない有線系の設備を複数手 段確保することにより機能を確保 する。ディーゼル発電機の機能が 喪失した場合においては、3 号炉 および 4 号炉原子炉周辺建屋内に 配置した電源車から給電する。 (a) 電源車の準備作業 各課(室)長は、電源車を降下 火砕物の影響を受けることのない 3 号炉および 4 号炉原子炉周辺建 屋内へ移動し準備作業を行う。 (中略) j. 電源車の燃料確保に関する対策 火山影響等発生時において、電 源車の燃料を軽油ドラム缶により 確保する。 (a) 軽油ドラム缶の建屋近傍への移 動 各課(室)長は、軽油ドラム缶 を 3 号炉および 4 号炉原子炉周辺 建屋近傍へ移動する。	記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書	記載内容の概要

別添2(1):「保安規定及び社内標準の変更を伴わない運用要求」(大飯3号機)

基本設計方針			説明資料			原子炉施設保安規定			社内規定文書		
様式条文	施設区分	基本設計方針	説明書番号/記載ページ	説明書記載	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要			
第7条	原子炉系冷却施設(蒸気タービンを除く。)	b. 火山 防護対象施設は、発電所の運用期間中に、おいて安全性に影響を及ぼし得る火山事象として設置(変更)許可を受けた降下火砕物の特性を設定し、その降下火砕物施設が安全機能を損なうおそれがない設計とする。 なお、定期的な新知見の確認を行い、新知見が得られた場合に評価する運用とする。	-	-	添付2 3 火山影響等、降雪、地滑り発生時 (中略) 3. 7 その他関連する活動 (1) 原子炉安全・技術部門統括(原子炉安全・技術)は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 a. 新たな知見の収集、反映 原子炉安全・技術部門統括(原子炉安全・技術)は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合に、社内標準の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。	・定期的な新知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合に、社内標準の評価を行い、必要な事項を適切に反映すること。 ・既認可保安規定の運用に包含される事項であり、記載変更を要しない。	・運転管理通達(2次元文書)に紐づく3次元文書において、定期的な新知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合に、社内標準の評価を行い、必要な事項を適切に反映すること。 ・既認可保安規定の運用に包含される事項であり、記載変更を要しない。				
第7条	原子炉系冷却施設(蒸気タービンを除く。)	イ. 直接的影響に対する設計方針 (イ) 構造物への荷重 防護対象施設及び防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラス3(発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類)に属する施設(以下「クラス3に属する施設」という。)のうち、屋外に設置している施設、並びに防護対象施設を内包し降下火砕物からその施設を防護する建屋で、降下火砕物が堆積しやすい屋根構造を有することにより、短期的な荷重に除去することにより、短期的な荷重に対して安全機能を損なうおそれがないよう許容荷重を降下火砕物、風(台風)及び積雪による組合せを考慮した荷重に対して安全裕度を有する設計とする。 なお、荷重により構造健全性を失わないよう、降下火砕物を除去することを保安規定に定める。	資料4 強度に関する説明書 /03-別添1-1-3~1-1-4	別添1-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針 3.1 構造強度の設計方針 (1) 防護対象施設 a. 海水ポンプ (中略) 30日を目処に速やかに降下火砕物の除去を行うこと、また降下火砕物は降雪も合わせて実施することを保安規定に定め、降下火砕物及び積雪による組合せ荷重を短期荷重とする。	添付2 3 火山影響等、降雪、地滑り発生時 (中略) 3. 4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除く。) a. 火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 (中略) b. 降下火砕物および積雪の除去作業 (a) 各課(室)長は、降灰が確認された場合は、施設の機能に影響が及ばないよう、換気空調設備のフィルターおよびディゼンゼル発電機消音器のフィルターの清掃や取替え、水循環系のストレーナ洗浄作業、開閉所設備の掃子洗浄作業を実施する。 (b) 各課(室)長は、降下火砕物の堆積が確認された場合は、降下火砕物より防護すべき屋外の施設、ならびに降下火砕物より防護すべき施設を内包する建屋について、長期的な堆積により施設に悪影響を及ぼさないよう降下火砕物を除去する。 また、上記以外の重大事故等に対して設備に対する降下火砕物および積雪の除去作業については、降灰および降雪の状況を踏まえ、設備に悪影響を及ぼさないよう実施する。	・降灰時の荷重により構造健全性を失わないよう、防護対象施設に堆積する降下火砕物を除去すること。 ・既認可保安規定の運用に包含される事項であり、記載変更を要しない。					
第7条	原子炉系冷却施設(蒸気タービンを除く。)	(ロ) 閉塞 水循環系の閉塞 防護対象施設及び防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラス3に属する施設のうち、屋外に開通しており降下火砕物を含む海水の流路となる施設について、降下火砕物の粒径より大きな流水部を設けることにより、水循環系の狭隙部	-	-	添付2 3 火山影響等、降雪、地滑り発生時 (中略) 3. 4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除く。) a. 火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うための	・降下火砕物により水循環系が閉塞しないよう、降灰時状況に応じてストレーナを洗浄することを規定。 ・既認可保安規定の運用	・運転管理通達(2次元文書)に紐づく3次元文書において、降下火砕物により水循環系が閉塞しないよう、降灰時の点検、状況に応じてストレーナを洗浄すること。 ・既認可保安規定の運用				

別添2(1):「保安規定及び社内標準の変更を伴わない運用要求」(大飯3号機)

様式 条文	施設 区分	基本設計方針		説明書記載 /記載ページ	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		基本設計方針	説明書記載 /記載ページ		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定 文書	記載内容の概要
第7条	原子炉系 冷却施設 (蒸気ピ タンを除 く。)	<p>が閉塞しない設計とする。 なお、降下火砕物により水循環系が閉塞しないよう、降灰時には点検を行い、状況に応じてストレーナを洗浄することを保安規定に定める。</p>	<p>換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響(閉塞) 防護対象施設 防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラス3に属する施設及びその他の施設のうち、屋外に開口してあり降下火砕物を含む空気の流路となる換気空調系(外気取入口)については、開口部を下向きに構造とすること、又はフィルタを設置することにより降下火砕物が侵入しにくい構造とし、降下火砕物により閉塞しない設計とする。 換気空調系以外の降下火砕物を含む空気の流路となる施設についても、降下火砕物が侵入しにくい構造、又は降下火砕物が侵入した場合でも、降下火砕物により閉塞しない設計とする。 なお、降下火砕物により閉塞しないよう、降灰時には点検を行い、状況に応じて換気空調系の清掃や取替えの実施について保安規定に定める。</p>	-	<p>記載すべき内容</p> <p>に必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。(中略)</p> <p>b. 降下火砕物および積雪の除去作業</p> <p>(a) 各課(室)長は、降灰が確認された場合は、施設の機能に影響が及ばないよう、換気空調設備のフィルタおよびディエーゼル発電機消音器のフィルタの清掃や取替え、水循環系のストレーナ洗浄作業、開閉所設備の碍子洗浄作業を実施する。</p> <p>添付2 3 火山影響等、降雪、地震り発生時 (中略)</p> <p>3. 4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 降下火砕物の侵入防止 当直課長は、外気取入口に設置している平型フィルタの差圧確認、外気取入タンパの閉止、換気空調設備の停止、中央制御室および安全補機閉路室の閉回路循環運転による建屋内への降下火砕物の侵入防止を実施する。</p> <p>b. 降下火砕物および積雪の除去作業</p> <p>(a) 各課(室)長は、降灰が確認された場合は、施設の機能に影響が及ばないよう、換気空調設備のフィルタおよびディエーゼル発電機消音器のフィルタの清掃や取替え、水循環系のストレーナ洗浄作業、開閉所設備の碍子洗浄作業を実施する。</p>	<p>記載の考え方</p> <p>に含まれる事項であり、記載変更を要しない。</p> <p>降下火砕物を含む空気の流路となる施設について、降下火砕物により閉塞しないよう、降灰時には点検を行い、状況に応じて換気空調系のフィルタの清掃や取替えを行うこととを規定。</p> <p>既認可保安規定の運用に含まれる事項であり、記載変更を要しない。</p>	<p>該当規定文書</p> <p>・運転管理通達(2次)</p>	<p>記載内容の概要</p> <p>社内標準の運用に含まれる事項であり、記載変更を要しない。</p>
第7条	原子炉系 冷却施設 (蒸気ピ タンを除 く。)	<p>(ハ) 磨耗 i. 水循環系、換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響(磨耗) 防護対象施設及び防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラス3に属する施設のうち、屋外に開口してあり降下火砕物を含む海水の流路となる施設、並びに屋外に開口又は屋内の空気を機器内に取り込む機構を有し、かつ摺動部を有する換気系、電気系及び計装制御系の施設については、降下火砕物に対し機能を損なうおそれがないよう、降下火砕物が侵入しにくい構造とすること又は磨耗しにくい材料を使用することにより、磨耗し</p>	<p>換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響(閉塞) 防護対象施設 防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラス3に属する施設及びその他の施設のうち、屋外に開口してあり降下火砕物を含む空気の流路となる換気空調系(外気取入口)については、開口部を下向きに構造とすること、又はフィルタを設置することにより降下火砕物が侵入しにくい構造とし、降下火砕物により閉塞しない設計とする。 換気空調系以外の降下火砕物を含む空気の流路となる施設についても、降下火砕物が侵入しにくい構造、又は降下火砕物が侵入した場合でも、降下火砕物により閉塞しない設計とする。 なお、降下火砕物により閉塞しないよう、降灰時には点検を行い、状況に応じて換気空調系の清掃や取替えの実施について保安規定に定める。</p>	-	<p>記載すべき内容</p> <p>必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。(中略)</p> <p>b. 降下火砕物および積雪の除去作業</p> <p>(a) 各課(室)長は、降灰が確認された場合は、施設の機能に影響が及ばないよう、換気空調設備のフィルタおよびディエーゼル発電機消音器のフィルタの清掃や取替え、水循環系のストレーナ洗浄作業、開閉所設備の碍子洗浄作業を実施する。</p> <p>添付2 3 火山影響等、降雪、地震り発生時 (中略)</p> <p>3. 4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 降下火砕物の侵入防止 当直課長は、外気取入口に設置している平型フィルタの差圧確認、外気取入タンパの閉止、換気空調設備の停止、中央制御室および安全補機閉路室の閉回路循環運転による建屋内への降下火砕物の侵入防止を実施する。</p> <p>b. 降下火砕物および積雪の除去作業</p> <p>(a) 各課(室)長は、降灰が確認された場合は、施設の機能に影響が及ばないよう、換気空調設備のフィルタおよびディエーゼル発電機消音器のフィルタの清掃や取替え、水循環系のストレーナ洗浄作業、開閉所設備の碍子洗浄作業を実施する。</p>	<p>記載の考え方</p> <p>降灰時には水循環系、換気空調系のフィルタの点検を行い、状況に応じて清掃、取替え、並びに閉回路循環運転等を行うこととを規定。</p> <p>既認可保安規定の運用に含まれる事項であり、記載変更を要しない。</p>	<p>運転管理通達(2次)</p> <p>・運転管理通達(2次文書)において、降灰時には水循環系、換気空調系のフィルタの点検や清掃、取替え、並びに閉回路循環運転等を行うことについて、現行の社内標準の運用に包合される事項であり、記載変更を要しない。</p>	<p>記載内容の概要</p> <p>社内標準の運用に含まれる事項であり、記載変更を要しない。</p>

別添2(1):「保安規定及び社内標準の変更を伴わない運用要求」(大飯3号機)

基本設計方針		説明資料		原子炉施設保安規定		社内規定文書	
様式条文	施設区分	基本設計方針	説明書記載 / 記載ページ	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
第7条	原子炉系冷却施設(蒸気タンクを除く。)	<p>にくい設計とする。 なお、磨耗が進展しないよう、降灰時には水循環系、換気空調系のフィルタの点検を行ない、状況に応じて清掃、取替え、並びに閉回路循環運転等の実施について保安規定に定める。</p> <p>(二)腐食 ・構造物の化学的影響(腐食) 防護対象施設及び防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラス3に属する施設のうち、屋外に設置している施設並びに防護対象施設を内包し降下火砕物からその施設を防護する建屋については、耐食性のある塗装を実施することにより、降下火砕物により短期的に腐食が発生しない設計とする。 なお、長期的な腐食の影響が生じないよう、降灰時には日常保守管理における点検並びに状況に応じた塗装の実施について保安規定に定める。</p>	-	<p>認 外気取入ダンパの開閉、換気空調設備の停止、中央制御室および安全補機閉路室の閉回路循環運転による建屋内への降下火砕物の侵入防止を実施する。</p> <p>添付2 3 火山影響等、降雪、地滑り発生時 (中略) 3. 4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 (中略) m. 施設管理、点検 各課(室)長は、火山事象より防護すべき施設の要求機能を維持するため、降灰後における降下火砕物による静的荷重、腐食、磨耗等の影響について、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p>	<p>・降灰時に日常施設管理における点検を行うことおよび屋外の重大事故等対処設備に堆積する降下火砕物を除去することを規定。 ・既認可保安規定の運用に含まれる事項であり、記載変更を要しない。</p>	・運転管理通達(2次文書)に紐づく3次文書において、降灰時の日常施設管理における点検を行うことおよび屋外の重大事故等対処設備に堆積する降下火砕物を除去することを規定。現行の社内標準の運用に含まれる事項であり、記載変更を要しない。	
第7条	原子炉系冷却施設(蒸気タンクを除く。)	<p>・水循環系の化学的影響(腐食) 防護対象施設及び防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラス3に属する施設のうち、屋外に開口しており降下火砕物を含む海水の流れとなる施設については、耐食性のある材料の使用や塗装を実施することにより、降下火砕物により短期的に腐食が発生しない設計とする。 なお、長期的な腐食の影響が生じないよう、降灰時には日常保守管理における点検並びに状況に応じた塗装の実施について保安規定に定める。</p>	-	<p>添付2 3 火山影響等、降雪、地滑り発生時 (中略) 3. 4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 (中略) m. 施設管理、点検 各課(室)長は、火山事象より防護すべき施設の要求機能を維持するため、降灰後における降下火砕物による静的荷重、腐食、磨耗等の影響について、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p>	<p>・降灰時に日常施設管理における点検を行うこととを規定。 ・既認可保安規定の運用に含まれる事項であり、記載変更を要しない。</p>	・運転管理通達(2次文書)に紐づく3次文書において、降灰時の日常施設管理における点検を行うこととを規定。現行の社内標準の運用に含まれる事項であり、記載変更を要しない。	
第7条	原子炉系冷却施設(蒸気タンクを除く。)	<p>・換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影響(腐食) 防護対象施設及び防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラス3に属する施設のうち、屋外に開口しており降下火砕物を含む空気の流れとなる施設については、耐食性のある塗装を実施することにより、降下火砕物により短期的に腐食が発生しない設計とする。 なお、長期的な腐食の影響が生じないよう、降灰時には日常保守管理における</p>	-	<p>添付2 3 火山影響等、降雪、地滑り発生時 (中略) 3. 4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 (中略) m. 施設管理、点検 各課(室)長は、火山事象より防護すべき施設の要求機能を維持するため、降灰後における降下火砕物による静的荷重、腐食、磨耗等の影響について、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p>	<p>・降灰時に日常施設管理における点検を行うこととを規定。 ・既認可保安規定の運用に含まれる事項であり、記載変更を要しない。</p>	・運転管理通達(2次文書)に紐づく3次文書において、降灰時の日常施設管理における点検を行うこととを規定。現行の社内標準の運用に含まれる事項であり、記載変更を要しない。	

別添2(1):「保安規定及び社内標準の変更を伴わない運用要求」(大飯3号機)

基本設計方針		説明資料		原子炉施設保安規定		社内規定文書	
様式条文	施設区分	基本設計方針	説明書記載 / 記載ページ	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
第7条	原子炉系冷却系統施設(蒸気タンクを除く。)	点検並びに状況に応じた塗装の実施について保安規定に定める。	-	m. 施設管理、点検 各課(室)長は、火山事象より防護すべき施設の要求機能を維持するため、降灰後における降下火砕物による静的荷重、腐食、腐耗等の影響について、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	降灰時には水循環系、換気空調系のフィルタの点検を行ない、状況に応じて清掃、取替え、並びに閉回路循環運転等を行うことを規定。 ・既認可保安規定の運用に包含される事項であり、記載変更を要しない。	・運転管理通達(2次文書)において、降灰時には水循環系、換気空調系のフィルタの点検を行ない、状況に応じて清掃、取替え、並びに閉回路循環運転等を行うことについて、現行に包含される事項であり、記載変更を要しない。	・運転管理通達(2次文書)において、降灰時には水循環系、換気空調系のフィルタの点検を行ない、状況に応じて清掃、取替え、並びに閉回路循環運転等を行うことについて、現行に包含される事項であり、記載変更を要しない。
第7条	原子炉系冷却系統施設(蒸気タンクを除く。)	(ホ) 発電所周辺の大気汚染防護対象施設、防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラス3に属する施設及びその他の施設のうち、中央制御室換気空調系については、フィルタを設置することににより、降下火砕物が中央制御室に侵入しにくい設計とする。 なお、外気を遮断し降下火砕物の侵入による中央制御室の大気汚染を防止するため、降灰時には閉回路循環運転の実施について保安規定に定める。	-	添付2 3 火山影響等、降雪、地震発生時 (中略) 3. 4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除く。))は、火山影響等、降雪および地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うための必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 a. 降下火砕物の侵入防止 当直課長は、外気取入口に設置している平型フィルタの差圧確認、外気取入タンクの閉止、換気空調設備の停止、中央制御室および安全補機閉閉器室の閉回路循環運転による建屋内への降下火砕物の侵入防止を実施する。	降灰時には水循環系、換気空調系のフィルタの点検を行ない、状況に応じて清掃、取替え、並びに閉回路循環運転等を行うことを規定。 ・既認可保安規定の運用に包含される事項であり、記載変更を要しない。	・運転管理通達(2次文書)において、降灰時には水循環系、換気空調系のフィルタの点検を行ない、状況に応じて清掃、取替え、並びに閉回路循環運転等を行うことについて、現行に包含される事項であり、記載変更を要しない。	・運転管理通達(2次文書)において、降灰時には水循環系、換気空調系のフィルタの点検を行ない、状況に応じて清掃、取替え、並びに閉回路循環運転等を行うことについて、現行に包含される事項であり、記載変更を要しない。
第7条	原子炉系冷却系統施設(蒸気タンクを除く。)	(ハ) 絶縁低下 防護対象施設のあるクラス3に属する施設及びその他の施設のうち、空気を取り込む機構を有する計装盤については、設置場所の換気空調系にフィルタを設置することにより、降下火砕物が侵入しにくい設計とする。 なお、外気を遮断し降下火砕物による計装盤の絶縁低下を防止するため、降灰時には外気取入タンクの閉止及び閉回路循環運転の実施について保安規定に定める。	-	添付2 3 火山影響等、降雪、地震発生時 (中略) 3. 4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除く。))は、火山影響等、降雪および地震発生時における原子炉施設の保全のための活動として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 a. 降下火砕物の侵入防止 当直課長は、外気取入口に設置している平型フィルタの差圧確認、外気取入タンクの閉止、換気空調設備の停止、中央制御室および安全補機閉閉器室の閉回路循環運転による建屋内への降下火砕物の侵入防止を実施する。	降灰時には水循環系、換気空調系のフィルタの点検を行ない、状況に応じて清掃、取替え、並びに閉回路循環運転等を行うことを規定。 ・既認可保安規定の運用に包含される事項であり、記載変更を要しない。	・運転管理通達(2次文書)において、降灰時には水循環系、換気空調系のフィルタの点検を行ない、状況に応じて清掃、取替え、並びに閉回路循環運転等を行うことについて、現行に包含される事項であり、記載変更を要しない。	・運転管理通達(2次文書)において、降灰時には水循環系、換気空調系のフィルタの点検を行ない、状況に応じて清掃、取替え、並びに閉回路循環運転等を行うことについて、現行に包含される事項であり、記載変更を要しない。
第7条	原子炉系冷却系統施設(蒸気タンクを除く。)	口. 間接的影響に対する設計方針 降下火砕物による間接的影響である7日間の外部電源喪失、発電所外での交通の遮断によるアクセス制限事象に対し、原子炉及び使用済燃料ピットの安全性を維持するために必要となる電源の供給が燃料油貯蔵タンク及び重油タンクからデューセル発電機への燃料供給(タンクローリーによる重油タンクから燃料油貯蔵タンクへの燃料供給を含む。)により継続でき、非常用電源施設から受電できる設	-	添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 (中略) 1. 2 アクセスルートの確保、復旧作業および支援に係る事項 (1) アクセスルートの確保 イ 屋外アクセスルートの確保 安全・防災室長は、屋外のアクセスルートの確保に当たって、以下の運用管理を実施することを社	アクセスルート上の積雪、降灰については、ブルドーザによる撤去を行うことを規定。 ・既認可保安規定の運用に包含される事項であり、記載変更を要しない。	・運転管理通達(2次文書)において、降灰時にはブルドーザによる撤去を行うことを規定。 ・既認可保安規定の運用に包含される事項であり、記載変更を要しない。	・運転管理通達(2次文書)において、降灰時にはブルドーザによる撤去を行うことを規定。 ・既認可保安規定の運用に包含される事項であり、記載変更を要しない。

別添2(1):「保安規定及び社内標準の変更を伴わない運用要求」(大飯3号機)

様式 条文	施設 区分	基本設計方針		説明書記載 /記載ページ	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		基本設計方針	記載すべき内容		記載の考え方	該当規定 文書	記載内容の概要	
第54 条	原子炉系 冷却系 統施設 (蒸気ピ ンを除 く。)	基本設計方針 計とする。 なお、タンクローリーによる重油タンクから燃料油貯蔵タンクへの燃料供給に用いるアクセスルートについては、降下火砕物の堆積状況に応じて除去することを保安規定に定める。	<p>積雪及び火山の影響については、必要により除雪及び除灰等の措置を講じる。この運用について、保安規定に定める。</p>	-	<p>記載すべき内容 内標準に定める。 (中略) (コ) アクセスルート上の台風および竜巻による飛来物、積雪、降灰について、ブルドーザーによる撤去を行う。積定を上回る積雪、降灰が発生した場合は、除雪、除灰の頻度を増加させることにより対処する。また、凍結、積雪を考慮し、車両については、オートレスターズタイヤまたはスタッドレスタイヤを配備する。</p> <p>添付2 3 火山影響等、降雪、地滑り発生時 (中略) 3. 4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 (中略) b. 降下火砕物および積雪の除去作業</p> <p>(b) 各課(室)長は、降下火砕物の堆積が確認された場合は、降下火砕物より防護すべき屋外の施設、ならびに降下火砕物を内包する建屋について、長期的な堆積を及ぼさないこと、また上記以外の重大事故等に対処設備に対する降下火砕物および積雪の除去作業を行うことを</p>	<p>・運転管理通達(2次文書)に紐づく3次文書において、降下火砕物の堆積が確認された場合、降下火砕物より防護すべき屋外の施設、ならびに降下火砕物を内包する建屋について、長期的な堆積を及ぼさないこと、また上記以外の重大事故等に対処設備に対する降下火砕物および積雪の除去作業を行うことについて、現行の社内標準の運用に包含される事項であり、記載変更を要しない。</p>		
第54 条	原子炉系 冷却系 統施設 (蒸気ピ ンを除 く。)	<p>屋外の重大事故等対処設備については、降下火砕物による腐食に対して重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。 なお、長期的な腐食の影響が生じないよう、降灰時に屋外の重大事故等対処設備に堆積する降下火砕物を除去することを保安規定に定める。</p>	<p>添付2 3 火山影響等、降雪、地滑り発生時 (中略) 3. 4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 (中略) b. 降下火砕物および積雪の除去作業</p> <p>(b) 各課(室)長は、降下火砕物の堆積が確認された場合は、降下火砕物より防護すべき屋外の施設、ならびに降下火砕物を内包する建屋について、長期的な堆積を及ぼさないこと、また上記以外の重大事故等に対処設備に対する降下火砕物および積雪の除去作業を行うことを</p>	-	<p>記載の考え方 ・降下火砕物の堆積が確認された場合、降下火砕物より防護すべき屋外の施設、ならびに降下火砕物を内包する建屋について、長期的な堆積を及ぼさないこと、また上記以外の重大事故等に対処設備に対する降下火砕物および積雪の除去作業を行うことを既認可保安規定の運用に包含される事項であり、記載変更を要しない。</p>	<p>・運転管理通達(2次文書)に紐づく3次文書において、降下火砕物の堆積が確認された場合、降下火砕物より防護すべき屋外の施設、ならびに降下火砕物を内包する建屋について、長期的な堆積を及ぼさないこと、また上記以外の重大事故等に対処設備に対する降下火砕物および積雪の除去作業を行うことについて、現行の社内標準の運用に包含される事項であり、記載変更を要しない。</p>		

別添2(1):「保安規定及び社内標準の変更を伴わない運用要求」(大飯3号機)

様式 条文	基本設計方針			原子炉施設保安規定			社内規定文書	
	施設 区分	基本設計方針	説明書記載 /記載ページ	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定 文書	記載内容の概要	
第54 条	原子炉系 冷却系 統施設 (タービ ンを除 く。)	屋外の重大事故等対処設備について は、環境条件を考慮して降下火砕物によ る荷重により機能を損なわれないよう に、直ちに影響は無いものの降下火砕物を除 去することにより、重大事故等対処設備 の重大事故等に対処するため必要な機 能が損なわれるおそれがない設計とす る。 なお、必要な機能が損なわれるおそれ がないよう、降及時には屋外の重大事故 等対処設備に堆積する降下火砕物を除去 することを保安規定に定める。		火砕物より防護すべき屋外の施設、ならびに降下火砕物より防護すべき施設を内包する建屋について、長期的な堆積により施設に悪影響を及ぼさないよう降下火砕物を除去する。 また、上記以外の重大事故等対処設備に対する降下火砕物および積雪の除去作業については、降及および降雪の状況を踏まえ、設備に悪影響を及ぼさないよう実施する。	降下火砕物の堆積が確認された場合、降下火砕物より防護すべき屋外の施設、ならびに降下火砕物より防護すべき建屋について、長期的な堆積により施設に悪影響を及ぼさないこと、また上記以外の重大事故等対処設備に対する降下火砕物および積雪の除去作業を行うこと	・運転管理理通達(2次文書)に紐づく3次文書において、降下火砕物の堆積が確認された場合、降下火砕物より防護すべき屋外の施設、ならびに降下火砕物より防護すべき建屋について、長期的な堆積により施設に悪影響を及ぼさないこと、また上記以外の重大事故等対処設備に対する降下火砕物および積雪の除去作業を行うことについて、現行の社内標準の運用に包含される事項であり、記載変更を要しない。		

別添2(2):「保安規定及び社内標準の変更を伴わない運用要求」(大飯4号機)

様式 条文	基本設計方針		説明資料 /記載ページ	説明書記載	原子炉施設保安規定		社内規定文書
	施設 区分	基本設計方針			記載すべき内容	記載の考え方	
第7条	原子炉系 冷却系 統施設 (蒸気ピ タンを除 く。)	b. 火山 防護対象施設は、発電所の運用期間中 において安全性に影響を及ぼし得る火山 事象として設置(変更)許可を受けた降下 火砕物の特性を設定し、その降下火砕物 が発生した場合においても、防護対象設 計が安全機能を損なうおそれがない設計 とする。 なお、 <u>定期的に新知見の確認を行い、新 知見が得られた場合に評価する運用とす る。</u>	-	-	添付2 3 火山影響等、降雪、地 滑り発生時 (中略) 3. 7 その他関連する活動 (1) 原子力安全・技術部門統括(原 子力安全・技術)は、以下の活動 を実施することを社内標準に定め る。 a. 新たな知見の収集、反映 原子力安全・技術部門統括(原 子力安全・技術)は、定期的に新 たな知見の確認を行い、新たな知 見が得られた場合の火山事象の評 価を行い、必要な事項を適切に反 映する。	・定期的な新知見の 確認を行い、新たな知 見が得られた場合の火 山事象の評価を行い、 必要な事項を適切に反 映することを規定。 ・既認可保安規定の運用 に包含される事項であ り、記載変更を要しな い。	・運転管理通達(2次 文書)に紐づく3次文 書において、定期的な 新たな知見の確認を行 った場合、新たな知見が得ら れた場合の火山事象の評 価を行い、必要な事 項を適切に反映するこ とについて、現行の社 内標準の運用に包含さ れる事項であり、記載 変更を要しない。
第7条	原子炉系 冷却系 統施設 (蒸気ピ タンを除 く。)	イ. 直接的影響に対する設計方針 (1) 構造物への荷重 防護対象施設及び防護対象施設に影響 を及ぼす可能性のあるクラス3(発電用 軽水型原子炉施設)の安全機能の重要度分 類)に属する施設(以下「クラス3」に属す る施設」という。)のうち、屋外に設置し ている施設、並びに防護対象施設を内包 し降下火砕物からその施設を防護する建 屋で、降下火砕物が堆積しやすい屋根構 造を有する施設については、降下火砕物 を除去することにより、短期的な荷重に 対して安全機能を損なうおそれがないよ う許容荷重が降下火砕物、風(台風)及び 積雪による組合せを考慮した荷重に対し て安全裕度を有する設計とする。 なお、 <u>荷重により構造健全性を失わな いよう、降灰時には当該施設に堆積する 降下火砕物を除去することを保安規定に 定める。</u>	別添1-1 火山への配慮が必要な施設の強度 計算の方針 3.1 構造強度の設計方針 (1) 防護対象施設 a. 海水ポンプ (中略) 30日を目標に速やかに降下火砕物の除去 を行うこと、また降灰時には除雪も合わせて実 施することを保安規定に定め、降下火砕物及 び積雪による組合せ荷重を短期荷重とする。 (2) 建屋 (中略)	添付2 3 火山影響等、降雪、地 滑り発生時 (中略) 3. 4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除 く。)は、火山影響等、降雪および 地滑り発生時における原子炉施 設の保全のための活動を行うため に必要な体制の整備として、以下 の活動を実施することを社内標準 に定める。 b. 降下火砕物および積雪の除去作 業 (a) 各課(室)長は、降灰が確認さ れた場合は、施設の機能に影響が 及ばないよう、換気空調設備のフ ィルタおよびダイヤセル発電機消 音器のフィルターの清掃や取替え、 水循環系のストレーナ洗浄作業、 開閉所設備の硝子洗浄作業を実施 する。 (b) 各課(室)長は、降下火砕物の 堆積が確認された場合は、降下火 砕物より防護すべき屋外の施設 ならびに降下火砕物より防護すべ き施設を内包する建屋について、 定期的な堆積により施設に悪影響 を及ぼさないよう降下火砕物を除 去する。 また、上記以外の重大事故等対 処設備に対する降下火砕物および 積雪の除去作業については、降灰 および降雪の状況を踏まえ、設備 に悪影響を及ぼさないよう実施す る。	・降灰時の荷重により構 造健全性を失わないよ う、防護対象施設に堆 積する降下火砕物を除 去することを規定。 ・既認可保安規定の運用 に包含される事項であ り、記載変更を要しな い。	・運転管理通達(2次 文書)に紐づく3次文 書において、降灰時の 荷重により構造健全性 を失わないよう、防護 対象施設に堆積する降 下火砕物を除去するこ とについて、現行の社 内標準の運用に包含さ れる事項であり、記載 変更を要しない。	
第7条	原子炉系 冷却系 統施設 (蒸気ピ タンを除 く。)	(ロ) 閉塞 ・水循環系の閉塞 防護対象施設及び防護対象施設に影響 を及ぼす可能性のあるクラス3に属する 施設のうち、屋外に開口しており降下火 砕物を含む海水の流路となる施設につい て、降下火砕物の径径より大きな流水域	-	-	添付2 3 火山影響等、降雪、地 滑り発生時 (中略) 3. 4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除 く。)は、火山影響等、降雪およ び地滑り発生時における原子炉施 設	・降下火砕物により水循 環系が閉塞しないよ う、降灰時の点検、状 況に応じたストレーナ を洗浄することを規 定。	・運転管理通達(2次 文書)に紐づく3次文 書において、降下火砕 物により水循環系が閉 塞しないよう、降灰時 の点検、状況に応じて ストレーナを洗浄する

別添2(2):「保安規定及び社内標準の変更を伴わない運用要求」(大飯4号機)

様式 条文	施設 区分	基本設計方針		説明書記載 /記載ページ	原子炉施設保安規定		社内規定文書
		基本設計方針	記載すべき内容		記載の考え方	該当規定 文書	
第7条	原子炉系 冷却系 統 (蒸気 タービ ンを除 く。)	を設けることにより、水循環系の狭隘部が閉塞しない設計とする。 なお、降下火砕物により水循環系が閉塞しないよう、降灰時には点検を行い、状況に応じてストレーナを洗浄することを保安規定に定める。	換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響(閉塞) 防護対象施設、防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラス3に属する施設及びその他の施設のうち、屋外に開口してあり降下火砕物を含む空気の流路となる換気空調系(外気取入口)については、開口部を下向き構造とすること、又はフィルターを設置することにより降下火砕物が侵入しにくい構造とし、降下火砕物により閉塞しない設計とする。 換気空調系以外の降下火砕物を含む空気の流路となる施設についても、降下火砕物が侵入しにくい構造、又は降下火砕物が侵入した場合でも、降下火砕物により閉塞しないよう、降下火砕物により閉塞しないよう、降灰時には点検を行い、状況に応じて換気空調系のフィルターの清掃や取替えの実施について保安規定に定める。	-	設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下に定める。 b. 降下火砕物および積雪の除去作業 (a) 各課(室)長は、降灰が確認された場合は、施設の機能に影響が及ばないよう、換気空調設備のフィルターおよびディーゼルの充電機、水循環系のストレーナを洗浄作業、閉閉所設備の掃子洗浄作業を実施する。	・既認可保安規定の運用に包含される事項であり、記載変更を要しない。	・運転管理通達(2次文書)に紐づく3次文書において、降下火砕物を含む空気の流路となる施設について、降下火砕物により閉塞しないよう、降灰時には点検を行い、状況に応じて換気空調系のフィルターの清掃や取替えを行うことについて、現行の社内標準の運用に包含される事項であり、記載変更を要しない。
第7条	原子炉系 冷却系 統 (蒸気 タービ ンを除 く。)	を設けることにより、水循環系の狭隘部が閉塞しない設計とする。 なお、降下火砕物により水循環系が閉塞しないよう、降灰時には点検を行い、状況に応じてストレーナを洗浄することを保安規定に定める。	換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響(閉塞) 防護対象施設、防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラス3に属する施設及びその他の施設のうち、屋外に開口してあり降下火砕物を含む空気の流路となる換気空調系(外気取入口)については、開口部を下向き構造とすること、又はフィルターを設置することにより降下火砕物が侵入しにくい構造とし、降下火砕物により閉塞しない設計とする。 換気空調系以外の降下火砕物を含む空気の流路となる施設についても、降下火砕物が侵入しにくい構造、又は降下火砕物が侵入した場合でも、降下火砕物により閉塞しないよう、降下火砕物により閉塞しないよう、降灰時には点検を行い、状況に応じて換気空調系のフィルターの清掃や取替えの実施について保安規定に定める。	-	設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下に定める。 a. 降下火砕物の侵入防止 当直課長は、外気取入口に設置している平型フィルターの差圧確認、外気取入口の閉止、換気空調設備の停止、中央制御室および安全補機閉閉器室の閉回路循環の侵入防止を実施する。 b. 降下火砕物および積雪の除去作業 (a) 各課(室)長は、降灰が確認された場合は、施設の機能に影響が及ばないよう、換気空調設備のフィルターおよびディーゼルの充電機、水循環系のストレーナを洗浄作業、閉閉所設備の掃子洗浄作業を実施する。	・既認可保安規定の運用に包含される事項であり、記載変更を要しない。	・運転管理通達(2次文書)に紐づく3次文書において、降灰時には水循環系、換気空調系のフィルターの点検を行い、状況に応じて閉回路循環の清掃、取替え、並びに閉回路循環連転等を行うことについて、現行の社内標準の運用に包含される事項であり、記載変更を要しない。

別添2(2):「保安規定及び社内標準の変更を伴わない運用要求」(大飯4号機)

様式 条文	基本設計方針			説明書記載 /記載ページ	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
	施設 区分	基本設計方針	説明書記載 /記載ページ		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定 文書	記載内容の概要
第7条	原子炉 冷却系 統施設 (蒸気 タービ ンを除 く。)	<p>基本設計方針</p> <p>軽い材料を使用することにより、磨耗しにくい設計とする。 なお、磨耗が進まないよう、降灰時には水循環系、換気空調系のフィルタの点検を行ない、状況に応じて清掃、取替え、並びに閉回路循環運転等の実施について保安規定に定める。</p> <p>(二) 腐食 構造物の化学的影響(腐食) 防護対象施設及び防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラス3に属する施設のうち、屋外に設置している施設並びに防護対象施設を内包し降下火砕物からその施設を防護する建屋については、耐食性のある塗装を実施することにより、降下火砕物により短期的に腐食が発生しない設計とする。 なお、長期的な腐食の影響が生じないよう、降灰時には日常保守管理における点検並びに状況に応じた塗装の実施について保安規定に定める。</p>	-	<p>記載すべき内容</p> <p>している平型フィルタの差圧確認、外気取入ダンパの閉止、換気空調設備の停止、中央制御室および安全補機開閉器室の閉回路循環運転による建屋内への降下火砕物の侵入防止を実施する。</p> <p>添付2 3 火山影響等、降雪、地滑り発生時 (中略) 3. 4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。(中略) m. 施設管理、点検 各課(室)長は、火山事象より防護すべき施設の要求機能を維持するため、降灰後における降下火砕物による静的荷重、腐食、磨耗等の影響について、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p>	<p>記載の考え方</p> <p>降灰時に日常施設管理における点検を行うことおよび屋外の重大事故等対処設備に堆積する降下火砕物を除去することを規定。 既認可保安規定の運用に包含される事項であり、記載変更を要しない。</p>	<p>社内規定文書</p> <p>・運転管理通達(2次文書)に紐づく3次文書において、降灰時の日常施設管理における点検を行うことおよび屋外の重大事故等対処設備に堆積する降下火砕物を除去することを規定。 既認可保安規定の運用に包含される事項であり、記載変更を要しない。</p>		
第7条	原子炉 冷却系 統施設 (蒸気 タービ ンを除 く。)	<p>水循環系の化学的影響(腐食) 防護対象施設及び防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラス3に属する施設のうち、屋外に開口しており降下火砕物を含む海水の流路となる施設については、耐食性のある材料の使用や塗装を実施することにより、降下火砕物により短期的に腐食が発生しない設計とする。 なお、長期的な腐食の影響が生じないよう、降灰時には日常保守管理における点検並びに状況に応じた塗装の実施について保安規定に定める。</p>	-	<p>記載すべき内容</p> <p>添付2 3 火山影響等、降雪、地滑り発生時 (中略) 3. 4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。(中略) m. 施設管理、点検 各課(室)長は、火山事象より防護すべき施設の要求機能を維持するため、降灰後における降下火砕物による静的荷重、腐食、磨耗等の影響について、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p>	<p>記載の考え方</p> <p>降灰時に日常施設管理における点検を行うこととを規定。 既認可保安規定の運用に包含される事項であり、記載変更を要しない。</p>	<p>社内規定文書</p> <p>・運転管理通達(2次文書)に紐づく3次文書において、降灰時の日常施設管理における点検を行うことについて、現行の社内標準の運用に包含される事項であり、記載変更を要しない。</p>		
第7条	原子炉 冷却系 統施設 (蒸気 タービ ンを除 く。)	<p>換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影響(腐食) 防護対象施設及び防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラス3に属する施設のうち、屋外に開口しており降下火砕物を含む空気の流れとなる施設については、耐食性のある塗装を実施することにより、降下火砕物により短期的に腐食が発生しない設計とする。 なお、長期的な腐食の影響が生じない</p>	-	<p>記載すべき内容</p> <p>添付2 3 火山影響等、降雪、地滑り発生時 (中略) 3. 4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p>	<p>記載の考え方</p> <p>降灰時に日常施設管理における点検を行うこととを規定。 既認可保安規定の運用に包含される事項であり、記載変更を要しない。</p>	<p>社内規定文書</p> <p>・運転管理通達(2次文書)に紐づく3次文書において、降灰時の日常施設管理における点検を行うことについて、現行の社内標準の運用に包含される事項であり、記載変更を要しない。</p>		

別添2(2):「保安規定及び社内標準の変更を伴わない運用要求」(大飯4号機)

様式 条文	基本設計方針		説明書番号 /記載ページ	説明書記載	原子炉施設保安規定		社内規定文書
	施設 区分	基本設計方針			記載すべき内容	記載の考え方	
第7条	原子炉 冷却系設 統施設 (蒸気ピ タンを除 く。)	<p>よ。降灰時には日常保守管理における 点検並びに状況に応じた差装の実施につ いて保安規定に定める。</p> <p>(ホ) 発電所周辺の大気汚染 防護対象施設、防護対象施設に影響を 及ぼす可能性のあるクラス3に属する施 設及びその他の施設のうち、中央制御室 換気空調系については、フィルタを設置 することにより、降下火砕物が中央制御 室に侵入しにくい設計とする。 なお、外気を遮断し降下火砕物の侵入 による中央制御室の大気汚染を防止する ため、降灰時には閉回路循環運転の実施 について保安規定に定める。</p>	-	<p>に定める。(中略)</p> <p>m. 施設管理、点検 各課(室)長は、火山事象より 防護すべき施設の要求機能を維持 するため、降灰後における降下火 砕物による静的荷重、腐食、磨耗 等の影響について、施設管理計画 に基づき適切に施設管理、点検を 実施するとともに、必要に応じ補 修を行う。</p> <p>添付2 3 火山影響等、降雪、地 滑り発生時 (中略)</p> <p>3. 4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除 く。)は、火山影響等、降雪およ び地滑り発生時における原子炉施 設の保全のための活動を行うため に必要な体制の整備として、以下 の活動を実施することを社内標準 に定める。 a. 降下火砕物の侵入防止 当直課長は、外気取入口に設置 している平型フィルタの差圧確 認、外気取入ダンパの閉止、換気 空調設備の停止、中央制御室およ び安全補機閉閉器室の閉回路循環 運転による建屋内への降下火砕物 の侵入防止を実施する。</p>	<p>・降灰時には水循環系、 換気空調系のフィルタ の点検を行ない、状況 に応じて清掃、取替 え、並びに閉回路循環 運転等を行うことを規 定。 ・既認可保安規定の運用 に包含される事項であ り、記載変更を要しな い。</p>	<p>・運転管理通達(2次 文書)に紐づく3次文 書において、降灰時に は水循環系、換気空調 系のフィルタの点検を 行ない、状況に応じた 清掃、取替え、並びに 閉回路循環運転等を行 うことについて、現行 の社内標準の運用に包 含される事項であり、 記載変更を要しない。</p>	
第7条	原子炉 冷却系設 統施設 (蒸気ピ タンを除 く。)	<p>(ハ) 絶縁低下 防護対象施設、防護対象施設に影響を 及ぼす可能性のあるクラス3に属する施 設及びその他の施設のうち、空気を取り 込む機構を有する計装室については、設 置場所の換気空調系にフィルタを設置す ることにより、降下火砕物が侵入しにく い設計とする。 なお、外気を遮断し降下火砕物による 計装室の絶縁低下を防止するため、降灰 時には外気取入ダンパの閉止及び閉回路 循環運転の実施について保安規定に定め る。</p>	-	<p>添付2 3 火山影響等、降雪、地 滑り発生時 (中略)</p> <p>3. 4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除 く。)は、火山影響等、降雪およ び地滑り発生時における原子炉施 設の保全のための活動を行うため に必要な体制の整備として、以下 の活動を実施することを社内標準 に定める。 a. 降下火砕物の侵入防止 当直課長は、外気取入口に設置 している平型フィルタの差圧確 認、外気取入ダンパの閉止、換気 空調設備の停止、中央制御室およ び安全補機閉閉器室の閉回路循環 運転による建屋内への降下火砕物 の侵入防止を実施する。</p>	<p>・降灰時には水循環系、 換気空調系のフィルタ の点検を行ない、状況 に応じて清掃、取替 え、並びに閉回路循環 運転等を行うことを規 定。 ・既認可保安規定の運用 に包含される事項であ り、記載変更を要しな い。</p>	<p>・運転管理通達(2次 文書)に紐づく3次文 書において、降灰時に は水循環系、換気空調 系のフィルタの点検を 行ない、状況に応じた 清掃、取替え、並びに 閉回路循環運転等を行 うことについて、現行 の社内標準の運用に包 含される事項であり、 記載変更を要しない。</p>	
第7条	原子炉系 統施設 (蒸気ピ タンを除 く。)	<p>ロ. 間接的影響に対する設計方針 降下火砕物による間接的影響である7 日間の外部電源喪失、発電所外での交通 の途絶によるアークセス制限事象に対し、 原子炉及び使用済燃料ピットの安全性を 維持するため必要となる電源の供給が 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクからデ ィーゼル発電機への燃料供給(タンクロー リー)による重油タンクから燃料油貯蔵 タンクへの燃料供給を含む。)により継続</p>	-	<p>添付3 重大事故等および大規模損 壊対応に係る実施基準 (中略)</p> <p>1. 2 アークセス制限の確保、復 旧作業および支援に係る事項 (1) アークセス制限の確保 イ 屋外アークセス制限の確保 安全・防災室長は、屋外のアーク セス制限の確保に当たって、以</p>	<p>・アークセス制限上の積 雪、降灰については、 ブルドーザによる撤去 を行うことを規定。 ・既認可保安規定の運用 に包含される事項であ り、記載変更を要しな い。</p>	<p>・運転管理通達(2次 文書)に紐づく3次文 書において、アークセ ス制限上の積雪、降灰 については、ブルドー ザによる撤去を行うこ とについては、現行の 社内標準の運用に包含 される事項であり、記 載変更を要しない。</p>	

別添2(2):「保安規定及び社内標準の変更を伴わない運用要求」(大飯4号機)

様式 条文	施設 区分	基本設計方針		説明書記載 /記載ページ	原子炉施設保安規定		記載の考え方	該当規定 文書	社内規定文書 記載内容の概要
		基本設計方針	記載すべき内容						
第54 条	原子炉 冷却系 統施設 (蒸気ヒ ータンを除 く。)	基本設計方針 でき、非常用電源施設から受電できる設 計とする。 なお、タンクローリーによる重油タン クから燃料油貯蔵タンクへの燃料供給に 用いるアクセスルートについては、降下火 砕物の堆積状況に応じて除去することを 保安規定に定める。	説明書記載 下の運用管理を実施することを社 内標準に定める。 (中略) (7) アクセスルート上の台風およ び竜巻による飛来物、積雪、降灰 については、ブルドーザによる撤 去を行う。想定を上回る積雪、降 灰が発生した場合は、除雪、除灰 の頻度を増加させることにより対 処する。また、凍結、積雪を考慮 し、車向については、オールシー ンタイヤまたはスタッドレスタ イヤを配備する。	-	添付2 3 火山影響等、降雪、地 滑り発生時 (中略) 3. 4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除 く。)は、火山影響等、降雪およ び地滑り発生時における原子炉施 設の保全のための活動を行うため に必要な体制の整備として、以下 の活動を実施することを社内標準 に定める。 b. 降下火砕物および積雪の除去作 業 (b) 各課(室)長は、降下火砕物 の堆積が確認された場合は、降下 火砕物より防護すべき屋外の施 設、ならびに降下火砕物より防護 すべき施設を内包する建屋につい て、長期的な堆積により施設に悪 影響を及ぼさないよう降下火砕物 を除去する。 また、上記以外の重大事故等対 処設備に対する降下火砕物および 積雪の除去作業については、降灰 および降雪の状況を踏まえ、設備 および積雪の状況を踏まえ、設備 に悪影響を及ぼさないよう実施す る。	・ 降下火砕物の堆積が確 認された場合、降下火 砕物より防護すべき屋 外の施設、ならびに降 下火砕物より防護すべ き施設を内包する建屋 について、長期的な堆 積により施設に悪影響 を及ぼさないこと、ま た上記以外の重大事故 等対処設備に対する降 下火砕物および積雪の 除去作業を行うこと を規定。 ・ 既認可保安規定の運用 に包含される事項であ り、記載変更を要しな い。	・ 運転管理通達(2次 文書)に紐づく3次文 書において、降下火砕 物の堆積が確認された 場合、降下火砕物より 防護すべき屋外の施 設、ならびに降下火砕 物より防護すべき施設 を内包する建屋につい て、長期的な堆積によ り施設に悪影響を及ぼ さないこと、また上記 以外の重大事故等対処 設備に対する降下火砕 物および積雪の除去作 業を行うことについて		
第54 条	原子炉 冷却系 統施設 (蒸気ヒ ータンを除 く。)	基本設計方針 屋外の重大事故等対処設備について は、降下火砕物を除去することにより、降 下火砕物による腐食に対して重大事故等 対処設備の重大事故等に対処するため 必要な機能が損なわれるおそれがない設 計とする。 なお、長期的な腐食の影響が生じない よう、降灰時には屋外の重大事故等対処 設備に堆積する降下火砕物を除去するこ とを保安規定に定める。	添付2 3 火山影響等、降雪、地 滑り発生時 (中略) 3. 4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除 く。)は、火山影響等、降雪およ び地滑り発生時における原子炉施 設の保全のための活動を行うため に必要な体制の整備として、以下 の活動を実施することを社内標準 に定める。 b. 降下火砕物および積雪の除去作 業 (b) 各課(室)長は、降下火砕物 の堆積が確認された場合は、降下 火砕物より防護すべき屋 外の施設、ならびに降 下火砕物より防護すべ き施設を内包する建屋 について、長期的な堆 積により施設に悪影響 を及ぼさないこと、ま た上記以外の重大事故 等対処設備に対する降 下火砕物および積雪の 除去作業を行うこと を規定。 ・ 既認可保安規定の運用	-	添付2 3 火山影響等、降雪、地 滑り発生時 (中略) 3. 4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除 く。)は、火山影響等、降雪およ び地滑り発生時における原子炉施 設の保全のための活動を行うため に必要な体制の整備として、以下 の活動を実施することを社内標準 に定める。 b. 降下火砕物および積雪の除去作 業 (b) 各課(室)長は、降下火砕物 の堆積が確認された場合は、降下 火砕物より防護すべき屋 外の施設、ならびに降 下火砕物より防護すべ き施設を内包する建屋 について、長期的な堆 積により施設に悪影響 を及ぼさないこと、ま た上記以外の重大事故 等対処設備に対する降 下火砕物および積雪の 除去作業を行うこと を規定。 ・ 既認可保安規定の運用	・ 運転管理通達(2次 文書)に紐づく3次文 書において、降下火砕 物の堆積が確認された 場合、降下火砕物より 防護すべき屋外の施 設、ならびに降下火砕 物より防護すべき施設 を内包する建屋につい て、長期的な堆積によ り施設に悪影響を及ぼ さないこと、また上記 以外の重大事故等対処 設備に対する降下火砕 物および積雪の除去作 業を行うことについて			

別添2(2):「保安規定及び社内標準の変更を伴わない運用要求」(大飯4号機)

基本設計方針		原子炉施設保安規定		社内規定文書	
様式条文	施設区分	基本設計方針	説明書記載 / 記載ページ	記載すべき内容	記載の考え方
第54条	原子炉系冷却施設(蒸気タービンを除く。)	<p>屋外の重大事故等対処設備については、環境条件を考慮して降下火砕物による荷重により機能を損なわないよう、直ちに影響は無いもの降下火砕物を除去することにより、重大事故等対処設備の重大事故等に対処するため必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>なお、必要な機能が損なわれおそれがないよう、降灰時には屋外の重大事故等対処設備に堆積する降下火砕物を除去することを保安規定に定める。</p>		<p>の堆積が確認された場合は、降下火砕物より防護すべき屋外の施設、ならびに降下火砕物より防護すべき施設を内包する建屋について、長期的な堆積により施設に悪影響を及ぼさないよう降下火砕物を除去する。</p> <p>また、上記以外の重大事故等対処設備に対する降下火砕物および積雪の除去作業については、降灰および降雪の状況を踏まえ、設備に悪影響を及ぼさないよう実施する。</p>	<p>に包含される事項であり、記載変更を要しない。</p>
				<p>添付2 3 火山影響等、降雪、地震り発生時 (中略)</p> <p>3. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。(中略)</p> <p>b. 降下火砕物および積雪の除去作業 (中略)</p> <p>(b) 各課(室)長は、降下火砕物の堆積が確認された場合は、降下火砕物より防護すべき屋外の施設、ならびに降下火砕物より防護すべき施設を内包する建屋について、長期的な堆積により施設に悪影響を及ぼさないよう降下火砕物を除去する。</p> <p>また、上記以外の重大事故等対処設備に対する降下火砕物および積雪の除去作業については、降灰および降雪の状況を踏まえ、設備に悪影響を及ぼさないよう実施する。</p>	<p>・降下火砕物の堆積が確認された場合、降下火砕物より防護すべき屋外の施設、ならびに降下火砕物より防護すべき施設を内包する建屋について、長期的な堆積により施設に悪影響を及ぼさないこと、また上記以外の重大事故等対処設備に対する降下火砕物および積雪の除去作業を行うことを規定。</p> <p>・既認可保安規定の運用に包含される事項であり、記載変更を要しない。</p>
				<p>添付2 3 火山影響等、降雪、地震り発生時 (中略)</p> <p>3. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。(中略)</p> <p>b. 降下火砕物および積雪の除去作業 (中略)</p> <p>(b) 各課(室)長は、降下火砕物の堆積が確認された場合は、降下火砕物より防護すべき屋外の施設、ならびに降下火砕物より防護すべき施設を内包する建屋について、長期的な堆積により施設に悪影響を及ぼさないよう降下火砕物を除去する。</p> <p>また、上記以外の重大事故等対処設備に対する降下火砕物および積雪の除去作業については、降灰および降雪の状況を踏まえ、設備に悪影響を及ぼさないよう実施する。</p>	<p>・運転管理通達(2次文書)に紐づく3次文書において、降下火砕物の堆積が確認された場合、降下火砕物より防護すべき屋外の施設、ならびに降下火砕物より防護すべき建屋について、長期的な堆積により施設に悪影響を及ぼさないこと、また上記以外の重大事故等対処設備に対する降下火砕物および積雪の除去作業を行うことについて、現行の社内標準の運用に包含される事項であり、記載変更を要しない。</p>

大飯発電所 3 , 4 号炉
大山生竹テフラ噴出規模見直しに伴う
保安規定変更に関する補足説明

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

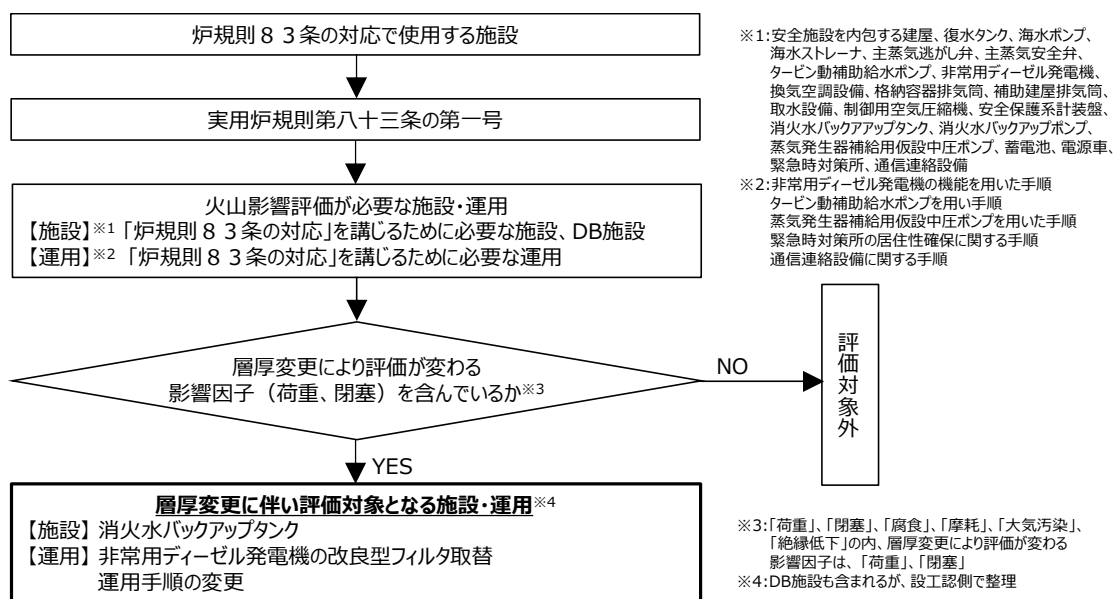
目 次

1. 層厚変更に伴い評価対象となる施設・運用の整理
2. 層厚変更に伴い評価対象となる施設・運用の成立性確認
3. 層厚変更に伴い評価対象となる運用の評価
4. 火山影響等発生時における手順の変更について
5. 海水ポンプおよび海水ストレーナに対する気中降下火砕物濃度の影響について

1. 層厚変更に伴い評価対象となる施設・運用の整理

実用炉規則第八十三条の第一号(以下、「炉規則 8 3 条の対応」という。)で使用する施設の内、層厚変更に伴い評価対象となる施設・運用の抽出結果を以下に示す。

また、大飯 3, 4 号炉の蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプを用いた手順、および通信連絡設備に関する手順について、電源車を配置する場所をタービン建屋からより頑強な原子炉周辺建屋に変更する。



2. 層厚変更に伴い評価対象となる施設・運用の成立性確認

炉規則 8 3 条の対応で使用する施設の内、層厚変更に伴い評価対象となる施設・運用について、炉規則改正に伴う既認可保安規定（平成 30 年 12 月 17 日付け、原規規発第 1812177 号）の補足説明資料における評価に対する層厚変更に伴う成立性確認を以下に示す。

なお、層厚変更に伴う変更箇所を下線で示す。

(1) 消火水バックアップタンクにおける降下火砕物荷重の影響評価

a. 概要

本資料は、消火水バックアップタンクが降下火砕物等堆積時においても、主要な構造部材が構造健全性を有することを確認する。

b. 構造概要

大飯 3, 4 号炉の消火水バックアップタンクは横置き円筒タンクであり、上面が曲面となっていることから、タンク上面に降下火砕物が堆積しにくい構造であるため、影響は軽微と考えられる。

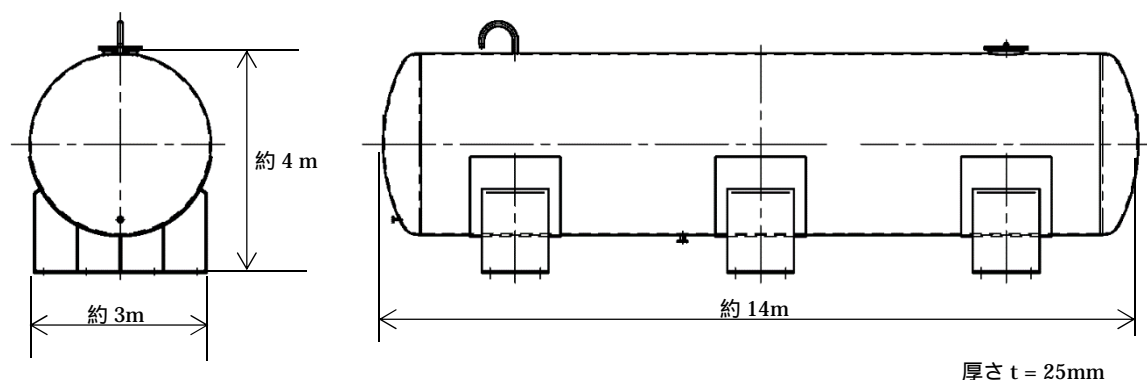


図1 消火水バックアップタンクの構造

c. 強度評価

本資料では、保守的な想定としてタンク上面に、積雪 100cm、火山灰 25cm を堆積させた条件で、消火水バックアップタンクの胴板並びに支持脚の評価を行う。

消火水バックアップタンクは、「工事計画認可申請書 資料 13 別添 1 火災防護設備の耐震性に関する説明書」にて耐震評価を実施している。具体的には、基準地震動 S_s 設計用加速度（水平 10.94m/s^2 （ $\approx 1.12\text{G}$ ）、鉛直 7.30m/s^2 （ $\approx 0.74\text{G}$ ））に対して、胴板の裕度は 1.9 以上、支持脚の裕度は 8.2 以上であることを確認している。

タンク上面への堆積を想定した火山灰および積雪の質量は 30,290kg であり、消火水バックアップタンクの質量 $147,000\text{kg}$ の約 21% に相当する。

つまり、タンク上面に積雪および火山灰を堆積させた状態は、胴板および支持脚に対して、タンク単体の自重による荷重に鉛直加速度 0.21G を加えた状態と等価である。

一方で、耐震評価では、タンク単体の自重に鉛直加速度 0.74G を加えた状態で応力評価を行っており、その結果、十分な裕度を有していることを確認している。

以上のことから、耐震評価は、火山灰および積雪を堆積させた強度評価を包含しているものと考えられる。

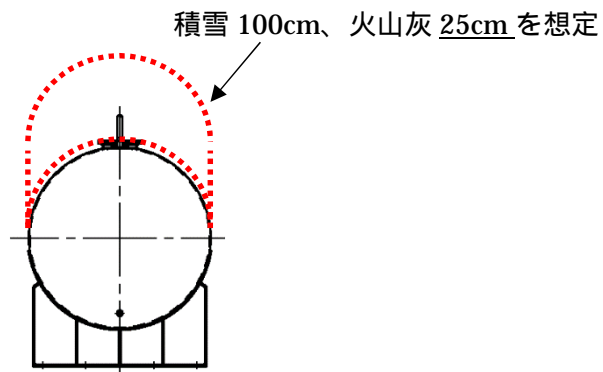


図 2 強度評価における積雪・火山灰の想定

表 1 消火水バックアップタンクの耐震評価結果

評価部位	材料	応力	基準地震動 S_s による応力		裕度
			評価応力(MPa)	許容応力(MPa)	
胴板	SS400	一次一般膜	19	240	12.63
		一次	69	360	5.21
		一次 + 二次	123	235	1.91
支持脚	SS400	組合せ	34	279	8.20
		座屈	0.08	1	12.50

3. 層厚変更に伴い評価対象となる運用の評価

炉規則 8 3 条の対応で使用する施設の内、層厚変更に伴い評価対象となる運用について、既認可保安規定（平成 30 年 12 月 17 日付け、原規規発第 1812177 号）における補足説明資料での評価に対し、層厚変更に伴う評価結果を以下に示す。

なお、層厚変更に伴う変更箇所を下線で示す。

(1) 改良型フィルタのフィルタ取替の着手時間について

ディーゼル発電機については、屋内に設置している吸気消音器のフィルタの閉塞が想定されるため、高濃度の降下火砕物濃度に対して確実にディーゼル発電機の機能を維持できるよう、改良型フィルタを配備している。

本資料では、改良型フィルタのフィルタ取替の基準となる着手時間を計算する。

a. 対策の概要および改良型フィルタの仕様

火山現象による影響が発生し、又は発生するおそれがある場合、ディーゼル発電機の吸気消音器前に着脱可能な改良型フィルタを取付ける。

改良型フィルタはディーゼル発電機運転中においても容易にスライド式のフィルタを取替え・清掃することが可能である。また、フィルタには、300 メッシュの金属フィルタをブリーツ状にすることで面積を拡大させたフィルタを使用する。取替え・清掃時には、火山灰の侵入を防止するため、取替え・清掃するフィルタの流路を塞ぐ閉止板を装填する。

改良型フィルタの主な仕様を以下に示す。また、改良型フィルタの外形図を図 1 に、ディーゼル発電機の吸気消音器前への改良型フィルタ取付けを図 2 に、フィルタの性能試験の概要および結果を別紙 1 に示す。

改良型フィルタ台数(台) ¹	1
フィルタ個数(個) ²	23
フィルタ外形寸法 ³	405 × 600 × 152
フィルタ有効面積(m ²) ³	
フィルタの最大捕集容量(g/m ²)	315,897

1 ディーゼル発電機 1 台当たり

2 改良型フィルタ 1 台当たり

3 フィルタ 1 個当たり

b. 改良型フィルタの取付時間について

(a) 降灰到達時間

気象条件等を考慮し、噴火から降下火砕物が発電所敷地に到達するまでの時間を 60 分とする。降灰到達時間の考え方について別紙 2 に示す。

(b) 改良型フィルタの取付時間

改良型フィルタ取付けに要する時間は、既認可保安規定（平成 30 年 12 月 17 日付け、原規規発第 1812177 号）の補足説明資料 - 1 の「別紙 4 作業の成立性について」に示すとおり 50 分である。

したがって、改良型フィルタの取付は降下火砕物が発電所敷地に到達する前に実施可能である。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

c. フィルタ取替の着手時間の計算に用いる気中降下火砕物濃度

計算に用いる気中降下火砕物濃度は、「原子力発電所の火山影響評価ガイド」(以下「ガイド」とする)の添付1「気中降下火砕物濃度の推定手法について」に定められた手法により推定した気中降下火砕物濃度とする。

気中降下火砕物濃度の算出方法および算出結果を別紙3に示す。

別紙3の結果より、大飯発電所における気中降下火砕物濃度を 3.63g/m³ とする。

d. フィルタの基準捕集容量到達までの時間の計算について

別紙1に示すフィルタ性能試験の結果では、フィルタの最大捕集容量が、315,897g/m²となるが、フィルタ差圧曲線の差圧が高い領域を避け、差圧上昇が時間的に十分なだらかな領域となるように、フィルタ取替の目安として基準捕集容量を保守的に 220,000g/m² とする。フィルタの基準捕集容量到達までの時間は、以下の条件に基づいて計算した結果、361分である。

フィルタ取替の目安となる基準捕集容量 (g/ m ²)	<u>220,000</u>
ディーゼル発電機吸気流量 (m ³ /h)	<input type="text"/>
ディーゼル発電機 フィルタ表面積 (m ²) = 個数 × 有効面積 = 23(個) × <input type="text"/>	<input type="text"/>
ディーゼル発電機 フィルタ部の流速 (m/s)	2.41
= / / 3,600	2.8
降下火砕物の大気中濃度 (g/m ³)	<u>3.63</u>
フィルタの基準捕集容量到達までの時間 (min)	<u>361</u>
= / / / 60	

e. フィルタ取替の着手時間の計算について

フィルタ取替に要する時間は、既認可保安規定(平成30年12月17日付け、原規規発第1812177号)の補足説明資料-1の「別紙4 作業の成立性について」に示すとおり1ユニットあたり要員8名で20分程度を見込んでいる。したがって、フィルタの基準捕集容量到達までの時間は 361分であったことから、フィルタ取替に要する時間(20分)を差し引くと、フィルタ取替の着手時間は 341分となるが、340分でフィルタ取替を着手することとする。

f. フィルタの取替・清掃回数について

実機での作業時間は降灰継続時間である24時間(1,440分)を想定している。フィルタ取替に要する時間20分とフィルタ取替に着手する時間 340分を踏まえると、フィルタ取替が完了する時間は 360分である。フィルタは2セット(23枚/セット)配備していることを踏まえると、フィルタ1セット当たり火山灰を捕集する回数は 2回(1,440分/360分/2セット)となり、初回は新品フィルタであることから、フィルタの清掃回数は 1回必要である。

フィルタは1回清掃して繰り返し使用することとなるが、繰り返しフィルタを使用したとしても、フィルタの性能は十分確保できていることを別紙4の検証試験にて確認している。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

g. 炉規則第八十三条 第一号 口(3)の対応におけるディーゼル発電機の機能を期待する時間について

本対応においては、気中降下火砕物濃度の2倍の濃度を想定し、ディーゼル発電機の機能を期待する時間を設定する。具体的には、フィルタの基準捕集容量到達までの時間(361分)を1/2にした180分とする。

(2) 改良型フィルタの火山灰捕集について

改良型フィルタは、300メッシュの金属フィルタをブリーツ状にすることで面積を拡大させ、火山灰を捕集する構造としている。

改良型フィルタによる火山灰捕集の概要を図3に示す。

また、層厚変更に伴い気中降下火砕物濃度が増加し、改良型フィルタの閉塞時間が短くなることから、改良型フィルタの改造により、閉塞時間への影響対策を実施した。

改良型フィルタ閉塞時間の改善内容を別紙5に示す。

(3) 火山灰捕集による設備への影響について

別紙1によるフィルタの性能試験結果から、火山灰捕集の量を確認すると、以下のとおりであった。

確認項目	火山灰の量
灰受けおよび上流ダクト内への堆積	約13.6kg
改良型フィルタへの付着	0.1kg以下
改良型フィルタ内部への堆積	約1.5kg
通過灰回収フィルタおよび下流ダクト内への堆積	0.06kg以下

試験装置のフィルタは、横置きに取付けているため、フィルタ内の下部に火山灰が堆積する。

改良型フィルタに付着する火山灰の量は100g以下であるが、フィルタ内部に堆積する量を合わせても約2kg程度の重量増加となる。改良型フィルタは、金属製のフィルタであることから、約2kg程度の重量増加によるフィルタへの影響はない。

また、ディーゼル発電機吸気消音器室のエリアは十分広く、改良型フィルタ以外の設備がないことから、改良型フィルタ近傍への火山灰集積による影響はない。

(4) 改良型フィルタの差圧管理について

改良型フィルタは、時間管理によるフィルタ取替着手時間(340分)に基づき、フィルタ1セット当たり1回清掃を行うことにより、24時間のフィルタ取替運用が可能であることを確認している。

24時間以降の火山灰濃度が薄くなった場合については、フィルタ閉塞時間(許容差圧に到達する時間)が長くなり、時間管理による頻度での清掃が不要となるため、フィルタ取替着手の判断を時間管理から差圧管理に変更するとともに、社内標準に差圧管理の運用を反映する。

フィルタ差圧管理運用の詳細を別紙6に示す。

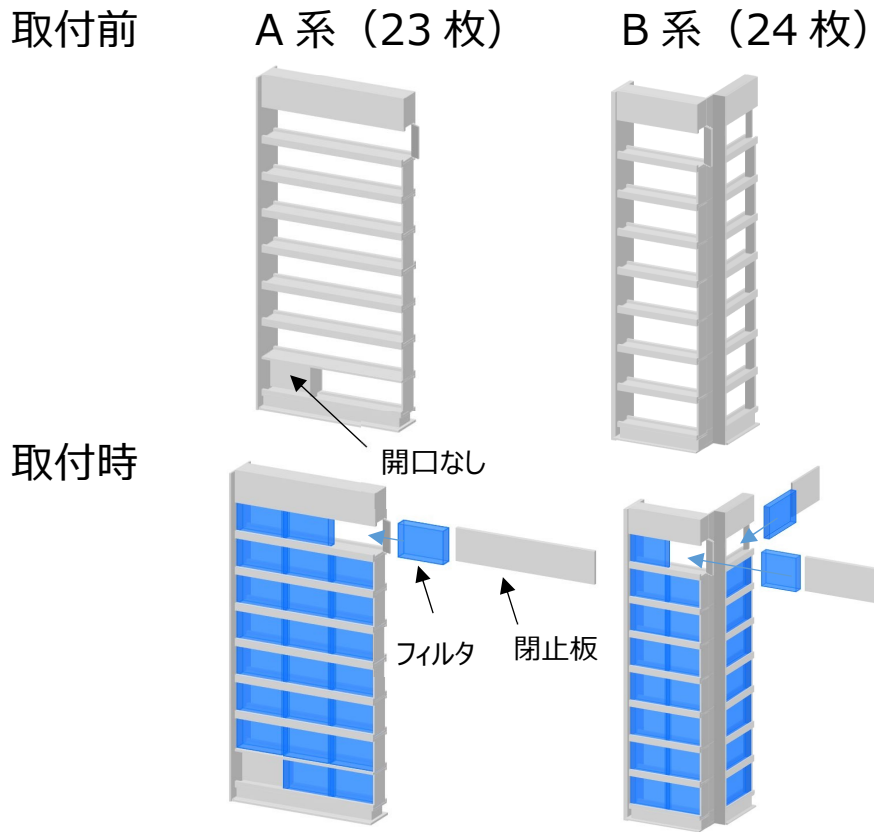


図1 改良型フィルタ外形図

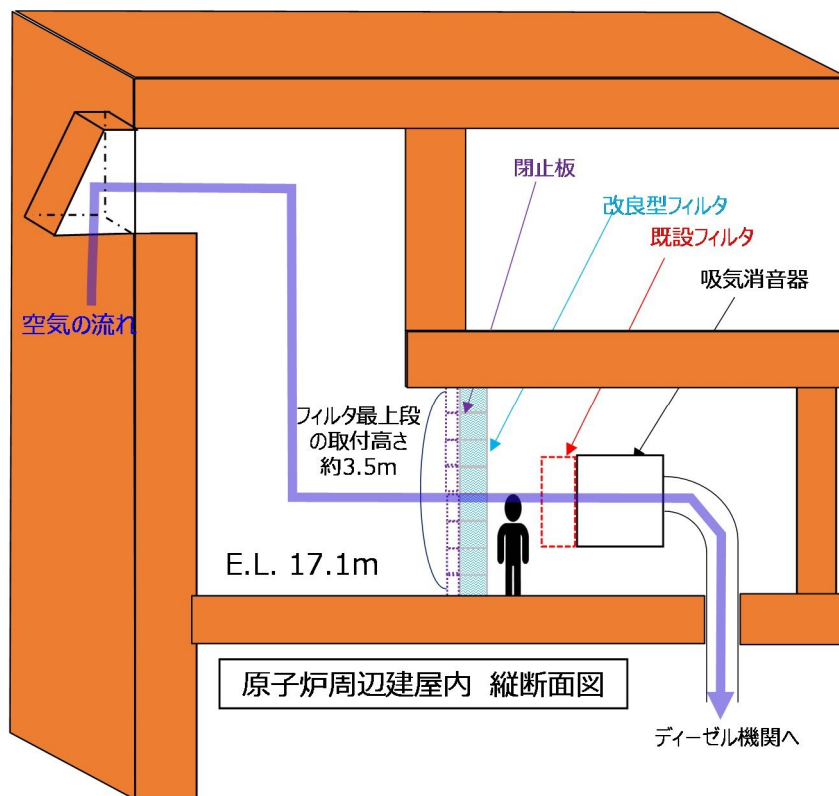
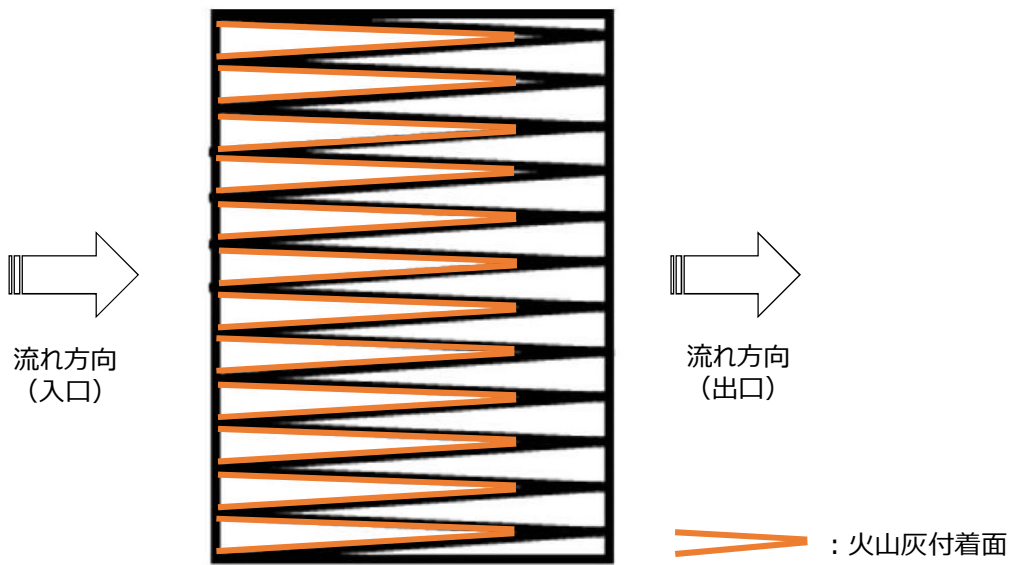


図2 ディーゼル発電機の吸気消音器前への改良型フィルタ取付



〔改良型フィルタの断面図（A 視）〕

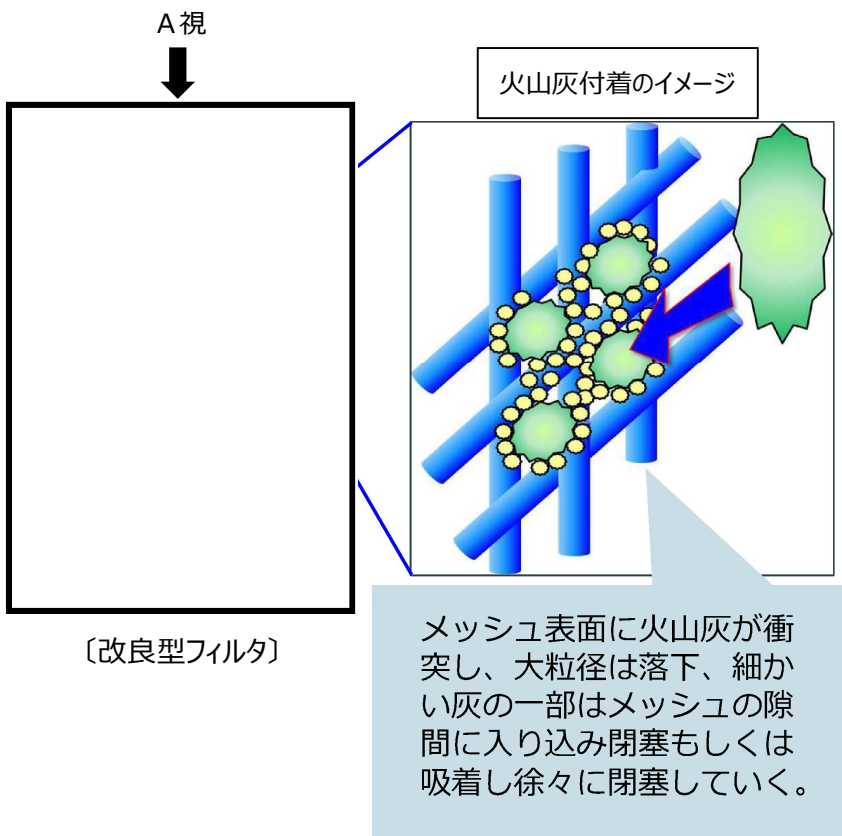


図 3 改良型フィルタの火山灰捕集の概要図

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

(5) 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)を用いた蒸気発生器への注水による炉心冷却の成り立ちについて

a. はじめに

火山影響等発生時において、ガイドに基づき設定した気中降下火砕物濃度を超える降下火砕物濃度を想定した場合、前項「3. 層厚変更に伴い評価対象となる運用の評価」の「(1) 改良型フィルタのフィルタ取替の着手時間について g. 炉規則第八十三条 第一号 ロ(3) の対応におけるディーゼル発電機の機能を期待する時間について」に示すとおり、非常用ディーゼル発電機が降灰到達から 180 分間機能維持するものと設定する。

上記設定を踏まえて、降灰と同時に外部電源喪失が発生し、自動起動した非常用ディーゼル発電機が 180 分間運転継続した後、非常用ディーゼル発電機が停止することにより全交流動力電源喪失が発生した場合でも、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)以下、「仮設中圧ポンプ」という。)により蒸気発生器へ注水することで、炉心の著しい損傷を防止できることについて確認した。

b. 主要解析条件等

第 1 表に主要な解析条件を示す。また、第 1 図に対応手順と事象進展を示す。なお、第 1 表以外の主要解析条件は、原子炉設置変更許可申請書 添付書類十のうち、事故シーケンスグループ「全交流動力電源喪失」における重要事故シーケンス「外部電源喪失 + 非常用所内交流電源喪失 + 原子炉補機冷却機能喪失」と同様であり、参考表 1 に示す。

第1表 主要解析条件

項目	主要解析条件	条件設定の考え方
解析コード	M - R E L A P 5	新規制基準適合性確認審査で実績のあるコードを使用。(主要条件のため記載)
炉心崩壊熱	FP：日本原子力学会推奨値 アクチニド：ORIGEN2 (サイクル末期を仮定)	サイクル末期炉心の保守的な値を設定。燃焼度が高いと高次のアクチニドの蓄積が多くなるため長期冷却時の崩壊熱は大きくなる。このため、燃焼度が高くなるサイクル末期時点を対象に崩壊熱を設定。また炉心平均評価用崩壊熱を用いる。
起因事象	原子炉手動停止 (解析上の時刻0秒)	降灰予報「多量」から5分後(噴火から15分後)を設定。
原子炉手動停止後の対応	高温停止状態維持	原子炉手動停止後、1次系濃縮完了までは高温停止状態を維持。
安全機能の喪失に対する仮定(1)	外部電源喪失 (原子炉手動停止から45分後)	発電所への降灰到達時(噴火から60分後)に外部電源が喪失することを仮定。
安全機能の喪失に対する仮定(2)	非常用所内交流動力電源喪失 (原子炉手動停止から225分後)	降灰到達から180分間の非常用ディーゼル発電機の機能維持を考慮。気中降下物濃度の2倍濃度の火山灰による閉塞を想定した場合の非常用ディーゼル発電機の機能維持時間をフィルタ試験結果より保守的に設定。
補助給水機能の喪失に対する仮定	全交流動力電源喪失と同時に機能喪失	全交流動力電源喪失により電動補助給水ポンプが停止。タービン動補助給水ポンプには期待しない。
2次系強制冷却開始(主蒸気逃がし弁開)	原子炉手動停止から265分後 (全交流電源喪失から40分後)	仮設中圧ポンプ準備完了時間に弁の操作時間5分を加えた時間を設定。(全交流電源喪失後に操作現場に移動したのち、仮設中圧ポンプ準備完了の連絡を現場で受けてからの手動操作を想定)
仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水	蒸気発生器2次側圧力 2.8MPa[gage]にて注入開始	設備の仕様から設定

c. 解析結果

2次系関係の主要な事象進展を第2図から第5図に、1次系関係の主要な事象進展を第6図から第8図に示す。

原子炉の手動停止後、補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水および主蒸気逃がし弁による1次系温度の維持等により、高温停止状態を維持する。

原子炉の手動停止から45分後に発生する外部電源喪失以降も非常用ディーゼル発電機からの給電により高温停止状態を維持する。

原子炉の手動停止から225分後に、非常用ディーゼル発電機が機能喪失することにより全交流電源喪失および補助給水機能喪失が発生するが、原子炉の手動停止から265分後に主蒸気逃がし弁による2次系強制冷却を開始することで蒸気発生器の圧力が低下し、仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水は原子炉の手動停止から約284分後から開始される。それまでの約59分間は蒸気発生器への注水が停止するが、仮設中圧ポンプによる注水の効果により、蒸気発生器の水位は、事象進展中、約18%以上に保たれる。

仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水により蒸気発生器2次側の保有水を確保できること、1次系の保有水が十分確保されていること、主蒸気安全弁の作動および主蒸気逃がし弁による2次系強制冷却により1次系の自然循環が維持されることから、継続的な炉心冷却が可能であり、炉心の著しい損傷を防止できる。

以降は、1次系圧力1.7MPa[gage]にて蓄圧タンク出口弁を閉止し、1次系温度170、1次系圧力0.7MPa[gage]の状態まで減温・減圧し、安定停止状態に移行する。これらの主要な事象進展と解析結果を第2表に示す。

第2表 主要な事象進展と解析結果

事象進展	解析上の経過時間(分)	火山噴火からの想定時間(分)
原子炉手動停止	0	15
外部電源喪失発生	45	60
全交流動力電源喪失発生 (補助給水機能喪失発生)	225	240
主蒸気逃がし弁(現場)による 2次系強制冷却開始	265	280
仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への 注水開始	約284	約299
蒸気発生器水位(広域)の 最低値(約18%)到達	約307	約322

d. 不確かさの影響評価

c. で実施した解析結果に対して、原子炉設置変更許可申請書 添付書類十と同等の不確かさの影響評価を実施し、運転員等操作時間および評価結果に与える影響を確認した。

不確かさの影響評価方法について、参考図 1 に示す。

不確かさの影響を確認する運転員等操作は、蒸気発生器の水位が回復に転じるまでに実施する操作を対象とする。具体的には、「外部電源喪失後の対応」、「2次系強制冷却開始」、「仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水」を対象に影響を確認する。

(a) 解析コードにおける重要現象の不確かさの影響評価

本解析に対して不確かさの影響評価を行う重要現象は、「蒸気発生器 2 次側水位変化・ドライアウト」であり、当該重要現象に対する不確かさの影響評価は以下のとおりである。

ア. 運転員等操作時間に与える影響

「蒸気発生器 2 次側水位変化・ドライアウト」は、LOFTL9 - 3 試験の結果から、蒸気発生器水位の低下に伴う伝熱量の低下傾向を適切に模擬できており、不確かさは十分小さいと評価している。また、蒸気発生器水位を起点としている運転員等操作はないことから、運転員等操作時間に与える影響はない。

イ. 評価結果に与える影響

ア. に記載しているとおり、「蒸気発生器 2 次側水位変化・ドライアウト」は、LOFTL9 - 3 試験の結果から、蒸気発生器水位の低下に伴う伝熱量の低下傾向を適切に模擬できており、不確かさは十分小さいと評価している。このため、評価結果に与える影響は十分小さい。

(b) 解析条件の不確かさの影響評価

ア. 初期条件、事故条件および機器条件

初期条件、事故条件および機器条件は第 1 表に示す条件のうち「原子炉手動停止後の対応」および「2次系強制冷却開始」以外の条件であり、それらの条件設定を設計値等、最確条件（現実的な条件）とした場合の影響を評価する。

運転員等操作時間に与える影響

炉心崩壊熱の変動を考慮し、現実的な条件の崩壊熱を用いた場合、解析条件として設定している崩壊熱より小さくなるため、蒸気発生器水位は高めに推移する。しかしながら、蒸気発生器水位を起点としている運転員等操作はないことから、運転員等操作時間に与える影響はない。

起因事象および安全機能の喪失に対する仮定の変動を考慮し、最確条件の起因事象および安全機能の喪失に対する仮定を用いた場合、非常用ディーゼル発電機フィルタの捕集容量を現実的に考えると、全交流動力電源喪失発生時刻は想定より遅れる。このように、現実的な条件で起因事象や安全機能の喪失を仮定した場合、事象進展が緩やかになるため、崩壊熱の低下により蒸気発生器水位は高めに推移する。しかしながら、蒸気発生器水位を起点としている運転員等操作はないことから、運転員等操作時間に与える影響はない。

補助給水機能の喪失については、全交流動力電源喪失発生と同時に電動補助給水ポンプは停止し、また、タービン動補助給水ポンプに期待しないことは前提条件であることから、不確かさはない。なお、さらなる考察のため、補助給水機能の喪失に対する仮定の変動を考慮し、仮にタービン動補助給水ポンプがある期間使用できる場合も考えると、その期間は補助給水が停止しないことから、事象進展が緩やかになるため、蒸気発生器水位は高めに推移する。しかしながら、蒸気発生器水位を起点としている運転員等操作はないことから、運転員等操作時間に与える影響はない。

仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水については、設備仕様から設定していることから不確かさはない。このため、運転員等操作時間に与える影響はない。

評価結果に与える影響

炉心崩壊熱の変動を考慮し、現実的な条件の崩壊熱を用いた場合、解析条件として設定している崩壊熱より小さくなり、蒸気発生器水位は高めに推移するため、評価結果の余裕は大きくなる。

起因事象および安全機能の喪失に対する仮定の変動を考慮し、最悪条件の起因事象および安全機能の喪失に対する仮定を用いた場合、非常用ディーゼル発電機フィルタの捕集容量を現実的に考えると、全交流動力電源喪失発生時刻は想定より遅れる。このように、現実的な条件で起因事象や安全機能の喪失を仮定した場合、事象進展が緩やかになることにより、崩壊熱の低下により蒸気発生器水位は高めに推移するため、評価結果の余裕は大きくなる。

補助給水機能の喪失については、全交流動力電源喪失発生と同時に電動補助給水ポンプは停止し、また、タービン動補助給水ポンプに期待しないことは前提条件であることから、不確かさはない。なお、さらなる考察のため、補助給水機能の喪失に対する仮定の変動を考慮し、仮にタービン動補助給水ポンプがある期間使用できる場合も考えると、その期間は補助給水が停止しないことから、事象進展が緩やかになることにより、蒸気発生器水位は高めに推移するため、評価結果の余裕は大きくなる。

仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水については、設備仕様から設定していることから不確かさはない。このため、評価結果に与える影響はない。

イ．操作条件

操作条件の不確かさとして、解析コードおよび解析条件の不確かさが運転員等操作時間に与える影響並びに解析上の操作開始時間と実際に見込まれる操作開始時間等の操作時間の変動を考慮して、要員の配置による他の操作に与える影響および評価結果に与える影響を確認する。

要員の配置による他の操作に与える影響

「原子炉手動停止後の対応（運転員操作）」に対して「仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水（運転員操作）」および「2次系強制冷却開始（運転員操作）」の操作は全交流動力電源喪失発生を起点に切り替わる操作であり、作業は重複しないことから、要員の配置による他の操作に与える影響はない。また、「仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水（運転員操作・緊急安全対策要員操作）」は、「2次系強制冷却開始（運転員操作・緊急安全対策要員操作）」とは異なる要員による操作であり、作業は重複しないため、要員の配置による他の操作に与える影響はない。

評価結果に与える影響

「原子炉手動停止後の対応」については、原子炉手動停止の発生を起点とし、全交流動力電源喪失の発生までの間、高温停止状態を維持する操作であることから、評価結果に与える影響はない。

「2次系強制冷却開始」および「仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水」については、解析上の開始時間に対して実際に見込まれる開始時間は早くなる。具体的には、仮設中圧ポンプの準備操作完了を受けて、主蒸気逃がし弁開操作を開始し、主蒸気逃がし弁の開放による2次系強制冷却開始後、蒸気発生器2次側が既定の圧力まで減圧されれば、仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水が開始されるが、仮設中圧ポンプの準備操作の操作時間は実際には短くなることを訓練等で確認していることから、2次系強制冷却開始時間は、解析上の想定に対して早くなる。このため、蒸気発生器2次側減圧が早まり、仮設中圧ポンプから蒸気発生器への注水が早期に開始されることから、評価結果の余裕は大きくなる。

(c) 操作時間余裕

不確かさの影響を確認する運転員等操作のうち「原子炉手動停止後の対応」については、原子炉手動停止を起点とし、全交流動力電源喪失の発生までの間、高温停止状態を維持する操作であることから、十分な操作時間余裕がある。

また、「2次系強制冷却開始」については、解析コードおよび解析条件の不確かさによる操作開始時間への影響がないこと、解析上の操作開始時間として電源系統切替に要する時間35分と主蒸気逃がし弁開操作時間5分を設定しており、実際に見込まれる操作開始時間は早くなる^(注1)ことから、操作が遅れた場合の時間余裕を確認する必要はないが、どの程度の操作時間余裕があるかを把握する観点から、評価結果に対して、対策の有効性が確認できる範囲内での操作時間余裕を確認する。

(注1): 電源系統切替が含まれる「電源車による給電準備および給電開始」操作は、想定時間110分より短い時間で操作が完了できることを確認していること、および、弁の中間開度での蒸気放出に解析上期待していないことから、実際の操作開始は早まるとしている。

「2次系強制冷却開始」に対する操作時間余裕としては、当該操作が遅れることにより主蒸気安全弁からの蒸気放出が継続することを仮定し、解析上の蒸気発生器の最低水位である約18%に相当する液相保有水である約14tonが、主蒸気安全弁から放出される蒸気として全て消費される時間を算出して概算する。

第4図に示す蒸気発生器保有水量(液相)の時間変化より、主蒸気安全弁動作時のSG保有水量低下率は約0.34ton/minであることから、余裕時間は以下の通りとなる。

【評価結果】

$$\text{約 } 14\text{ton} \div \text{約 } 0.34\text{ton/min} = \text{約 } 41\text{分}$$

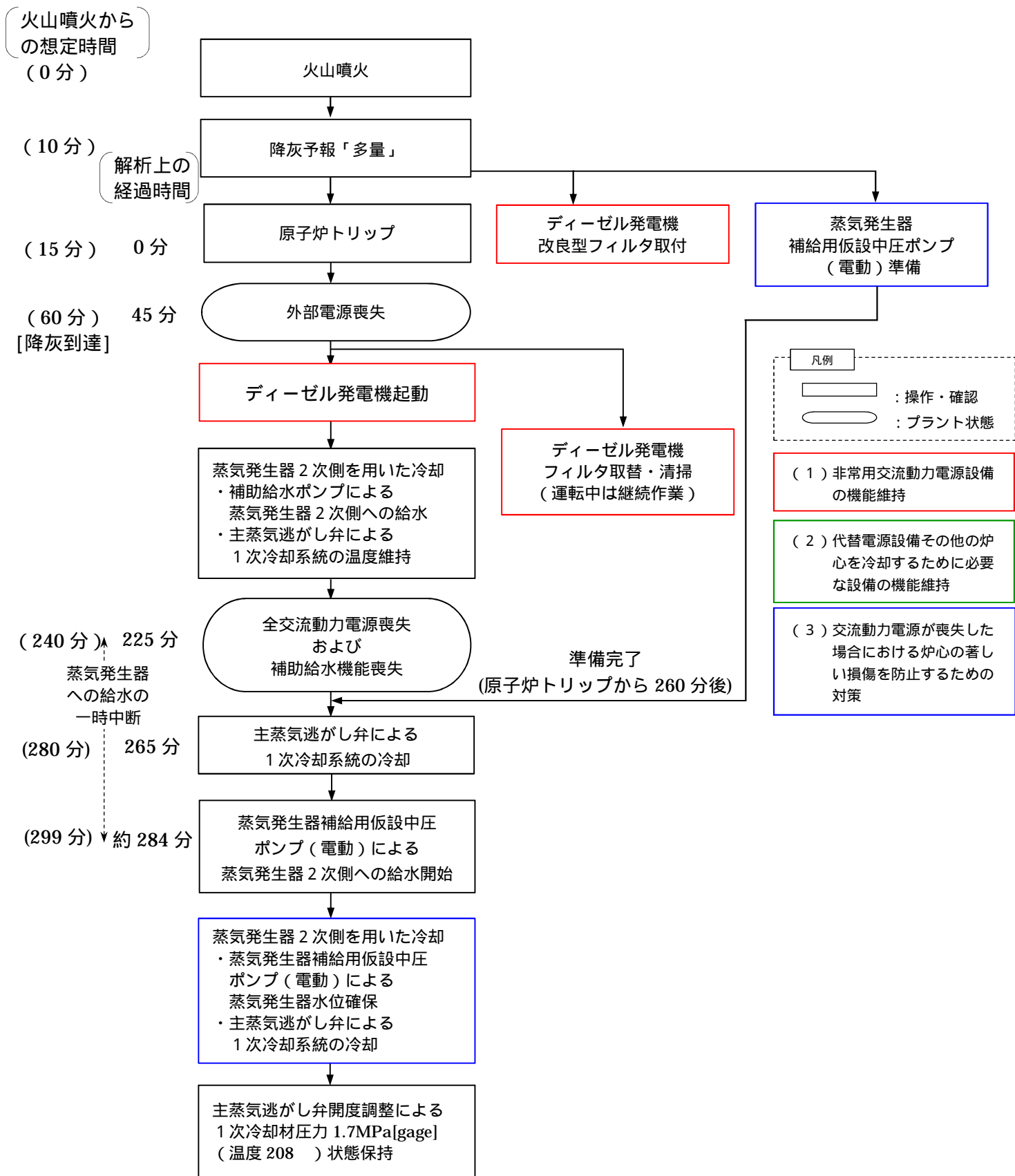
評価の結果、操作時間余裕として全交流電源喪失から40分後に実施する「2次系強制冷却の開始」に対して、約41分の時間余裕が確保できる。

また、「仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水」に関しては、仮設中圧ポンプの準備完了後に「2次系強制冷却開始」を行うことから、前述の「2次系強制冷却開始」にかかる時間余裕約41分は仮設中圧ポンプの準備にかかる時間余裕としても扱うことができる。

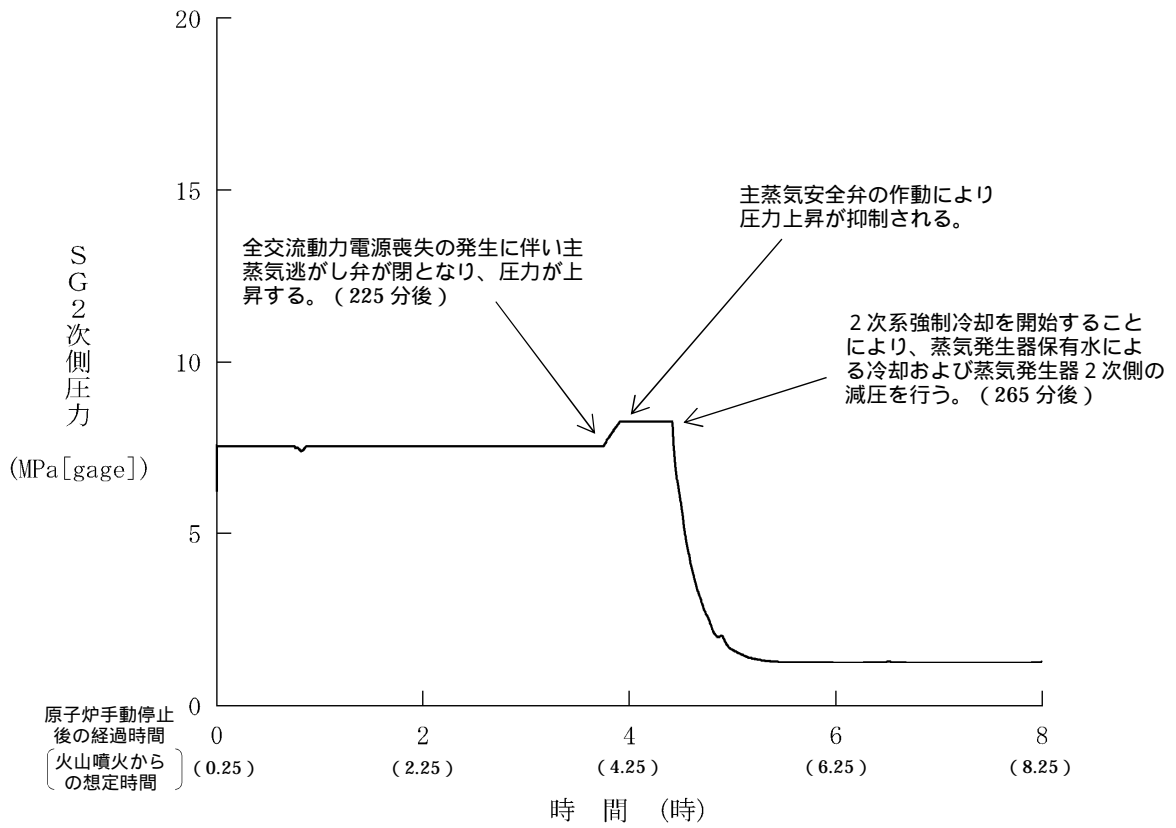
e. まとめ

降灰予報「多量」を受けて原子炉を手動停止させた後、降灰到達により外部電源喪失が発生し、その180分後に全交流動力電源喪失および補助給水機能喪失に至るものと想定した場合でも、仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水により蒸気発生器2次側の保有水を確保できること、1次系の保有水が十分確保されていること、主蒸気安全弁の作動および主蒸気逃がし弁による2次系強制冷却により1次系の自然循環が維持されることから、継続的な炉心冷却が可能であり、炉心の著しい損傷を防止できる。また、解析コードおよび解析条件の不確かさを考慮した場合でも、蒸気発生器水位に対する余裕が大きくなる。

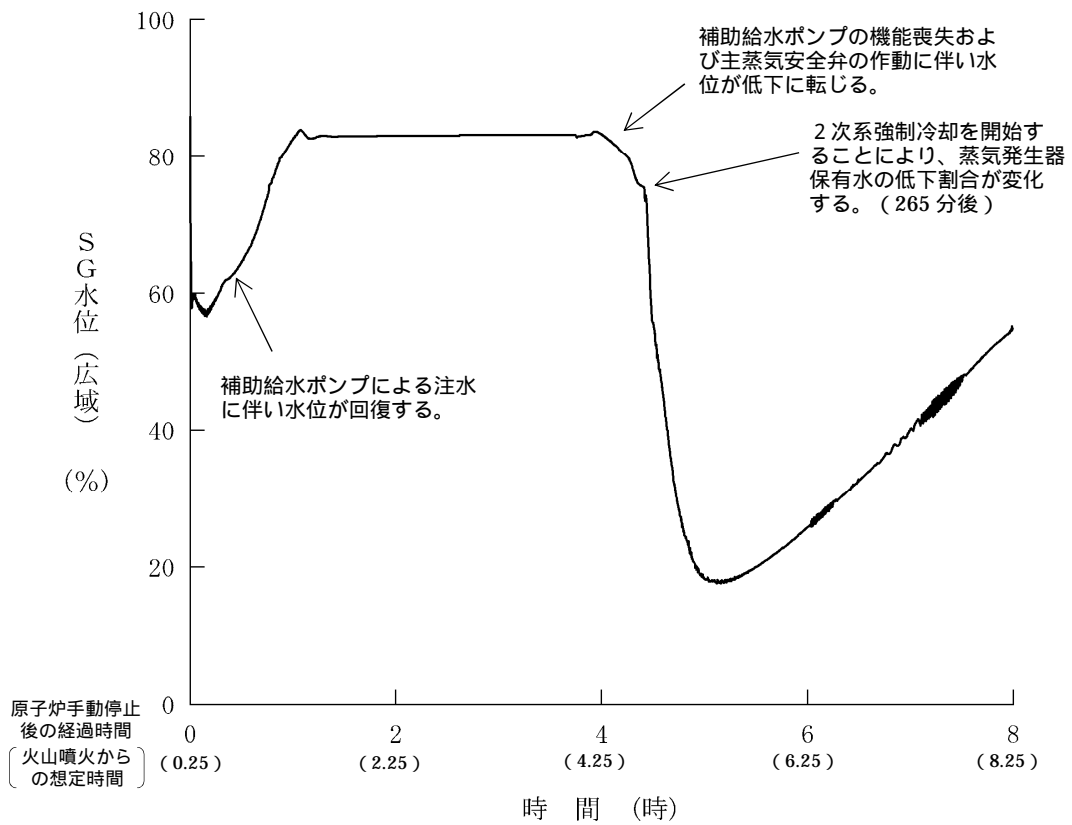
このため、仮設中圧ポンプを用いた蒸気発生器への注水により、炉心の著しい損傷を防止できることを確認した。



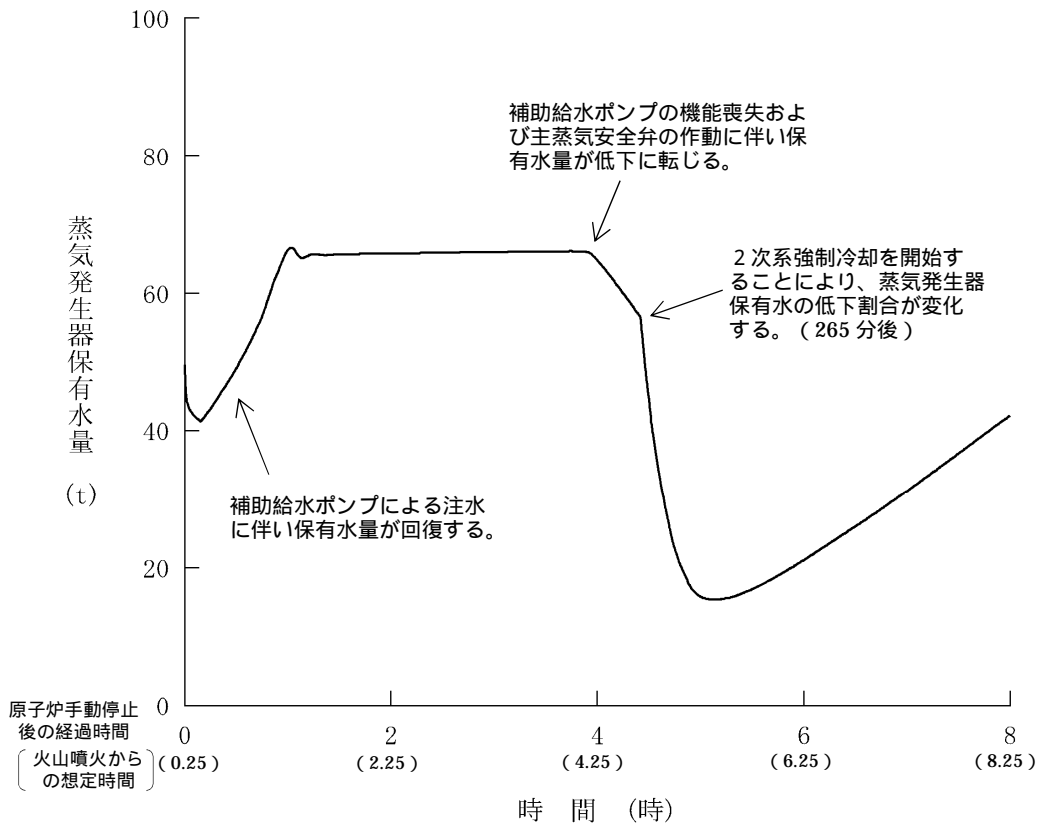
第1図 対応手順と事象進展



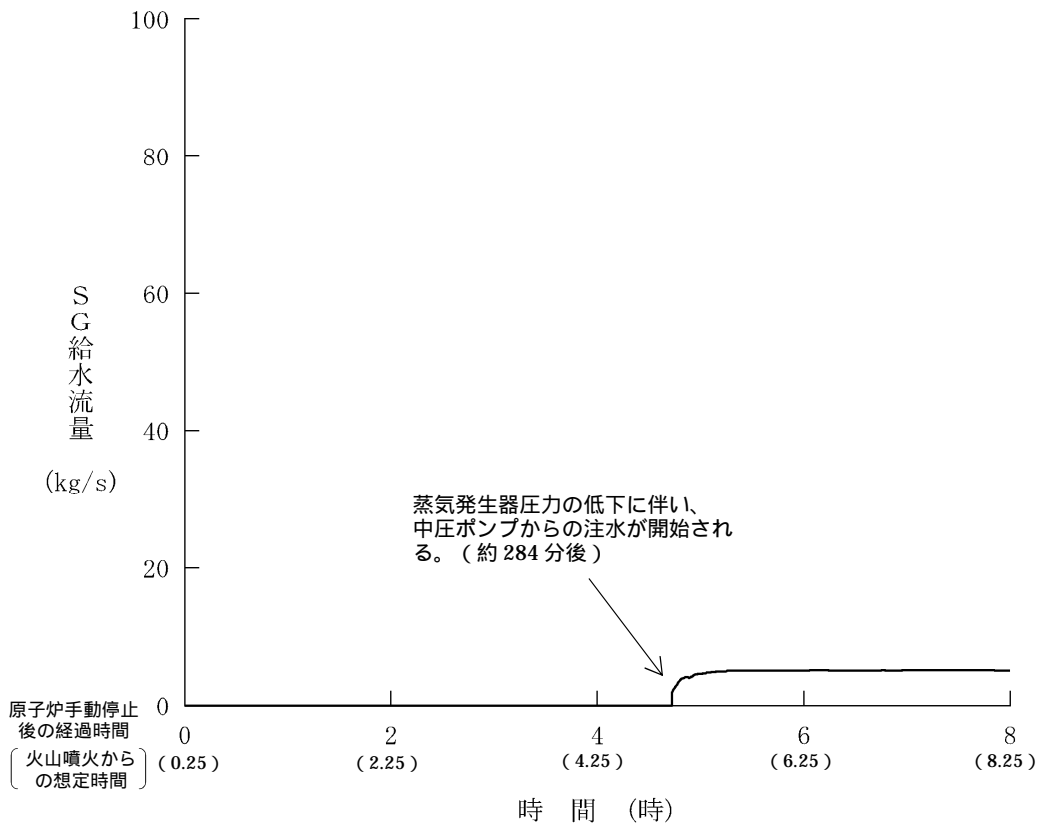
第2図 蒸気発生器2次側圧力



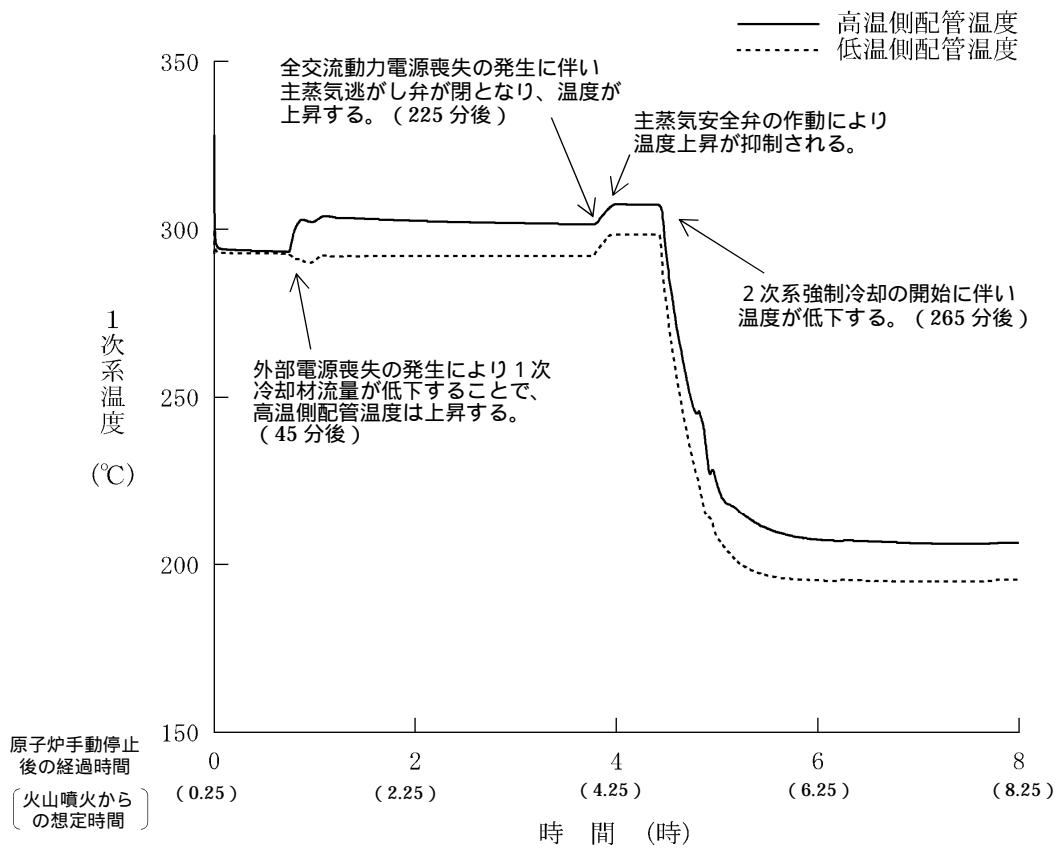
第3図 蒸気発生器水位 (広域)



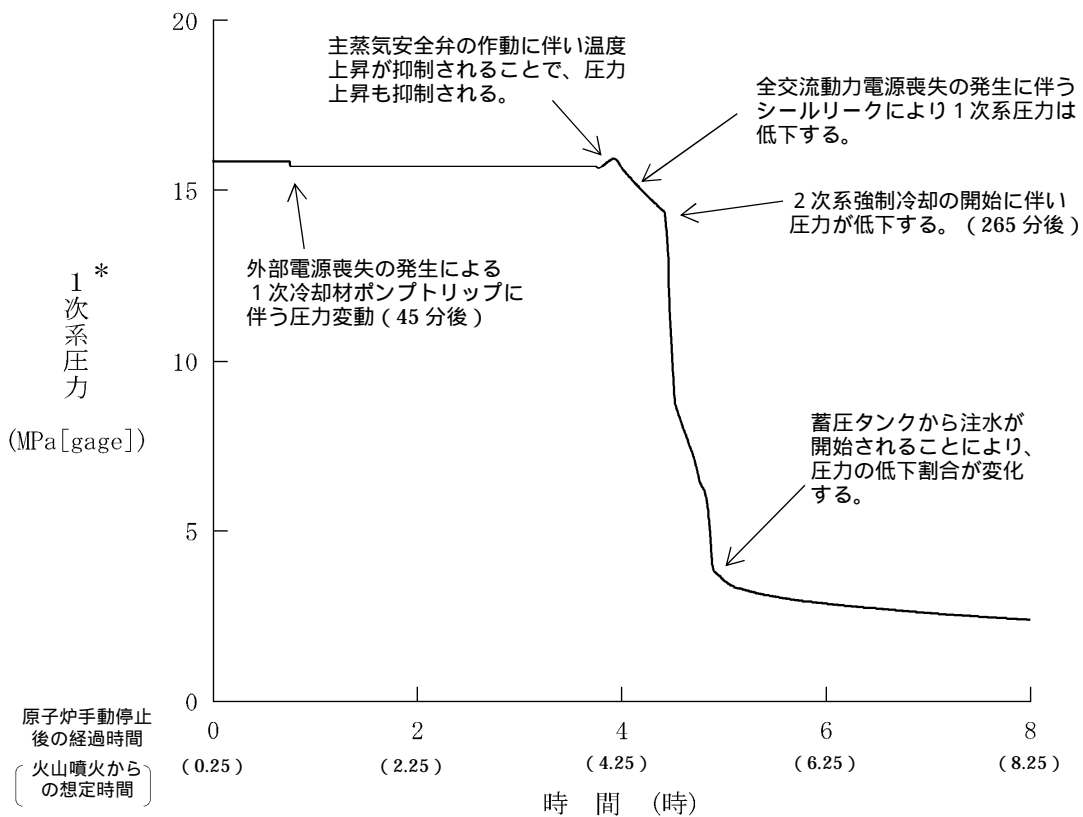
第4図 蒸気発生器保有水量 (液相)



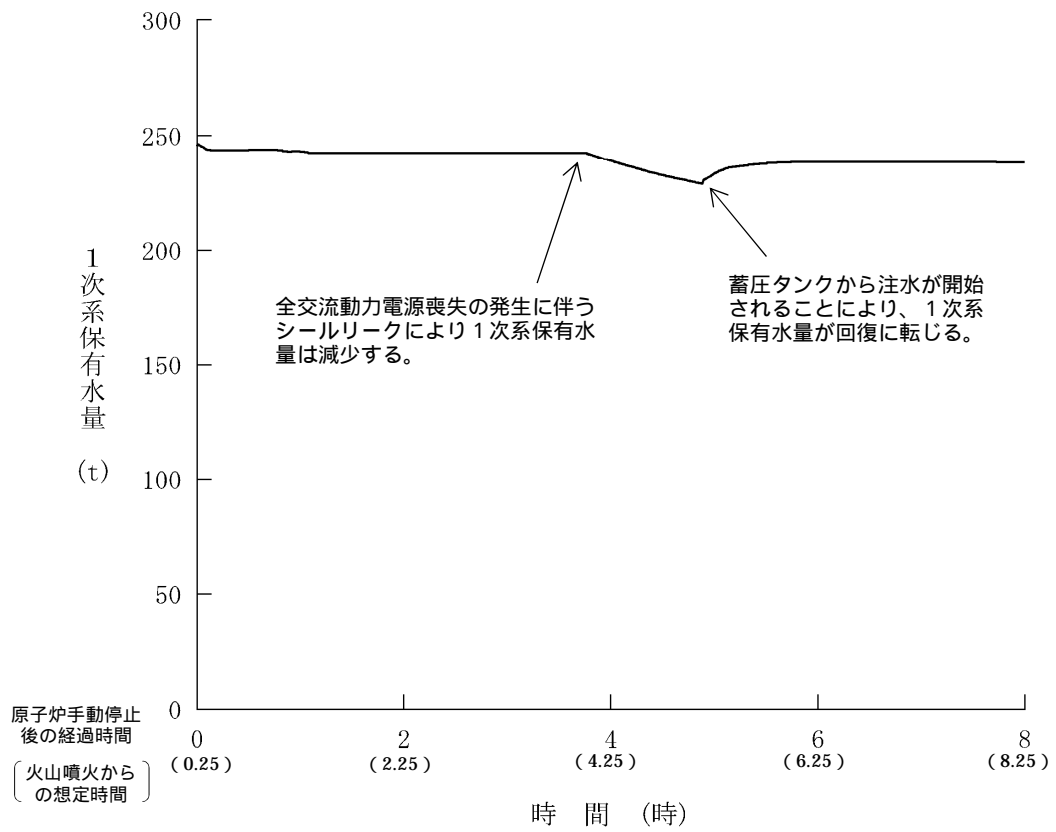
第5図 蒸気発生器2次側への注水流量



第6図 1次系温度 (高温側、低温側)



第7図 1次系圧力



第8図 1次系保有水量

参考表 1 外部電源喪失 + 非常用所内交流電源喪失 + 原子炉補機冷却機能喪失の解析条件 (1 / 3)

項目	主要解析条件	条件設定の考え方
解析コード	M-R-E-L-A-P-5	本重要事故シナリオの重要現象である炉心における沸騰・ポイド率変化、気液分離・対向流等を適切に評価することが可能であるコード。
炉心熱出力 (初期)	100%(3,411MWt)×1.02	評価結果を厳しくするようにより、定常誤差を考慮した上限値として設定。炉心熱出力が大きいと崩壊熱が大きくなり、1次冷却材の蒸散量及び燃料被覆管温度の観測点から厳しい設定。
1次冷却材圧力 (初期)	15.41+0.21MPa[gage]	評価結果を厳しくするようにより、定常誤差を考慮した上限値として設定。1次冷却材圧力が高いと2次冷却系強制冷却による減温、減圧が遅くなるとともに、蓄圧注入のタイミミングが遅くなり、比較的低温の冷却材が注水されるタイミミングが遅くなることから、厳しい設定。
1次冷却材平均温度 (初期)	307.1+2.2℃	評価結果を厳しくするようにより、定常誤差を考慮した上限値として設定。1次冷却材平均温度が高いと2次冷却系強制冷却による減温、減圧が遅くなり、蓄圧注入のタイミミングが遅くなり、比較的低温の冷却材が注水されるタイミミングが遅くなることから、厳しい設定。
炉心崩壊熱	FP：日本原子力学会推奨値 アクチニド：ORIGEN2 (サイクル末期を仮定)	サイクル末期炉心の保守的な値を設定。燃焼度が高いと高次のアクチニドの蓄積が多くなるため、長期冷却時の崩壊熱は大きくなる。このため、燃焼度が高くなるサイクル末期時点を対象に崩壊熱を設定。
蒸気発生器 2次側保有水量 (初期)	50t (1基当たり)	設計値として設定。

：原子炉設置変更許可申請書 添付書類十から抜粋した

参考表 1 外部電源喪失 + 非常用所内交流電源喪失 + 原子炉補機冷却機能喪失の解析条件 (2 / 3)

項目	主要解析条件	条件設定の考え方
起因事象	外部電源喪失	外部電源喪失が発生するものとして設定。
安全機能の喪失に対する仮定	非常用所内交流電源喪失 原子炉補機冷却機能喪失	非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能喪失するものとして設定。
外部電源	外部電源なし	起因事象として、外部電源が喪失するものとしている。
RCPシール部からの漏えい率 (初期)	定格圧力において 約 4.8m ³ /h (21gpm) (1台当たり) 相当となる口径 約 0.3cm (約 0.13インチ) (1台当たり) (事象発生時からの漏えいを想定)	WCAP-15603のうちシールが健全な場合の漏えい率の値として設定。
原子炉トリップ信号	1次冷却材ポンプ回転数低 (定格値の 92.6%、応答時間 0.6秒)	トリップ設定値に計装誤差を考慮した低めの値として解析に用いるトリップ限界値を設定。検出遅れや信号発信遅れ時間等を考慮した遅めの値として、応答時間を設定。
タービン動補助給水ポンプ	事象発生後の 60秒後に注水開始	タービン動補助給水ポンプの作動時間は、信号遅れとポンプの定速達成時間に余裕を考慮して設定。
主蒸気逃がし弁容量	200m ³ /h (蒸気発生器 4基合計)	タービン動補助給水ポンプの設計値 250m ³ /h から、ミニフロー流量 50m ³ /h を除いた値により設定。
蓄圧タンク保持圧力	定格ループ流量 (ループ当たり) の 10% (1個当たり)	定格運転時において、設計値として各ループに設置している主蒸気逃がし弁 1個当たり定格主蒸気流量 (ループ当たり) の約 10% を処理できる流量として設定。
蓄圧タンク保有水量	4.04MPa[gage] (最低保持圧力)	炉心への注水のタイミングを遅くする最低の圧力として設定。
漏えい停止圧力	26.9m ³ (1基当たり) (最低保有水量)	最低の保有水量を設定。
	0.83MPa[gage]	1次冷却材ポンプ封水戻りラインに設置してある逃がし弁の閉止圧力を基に設定。

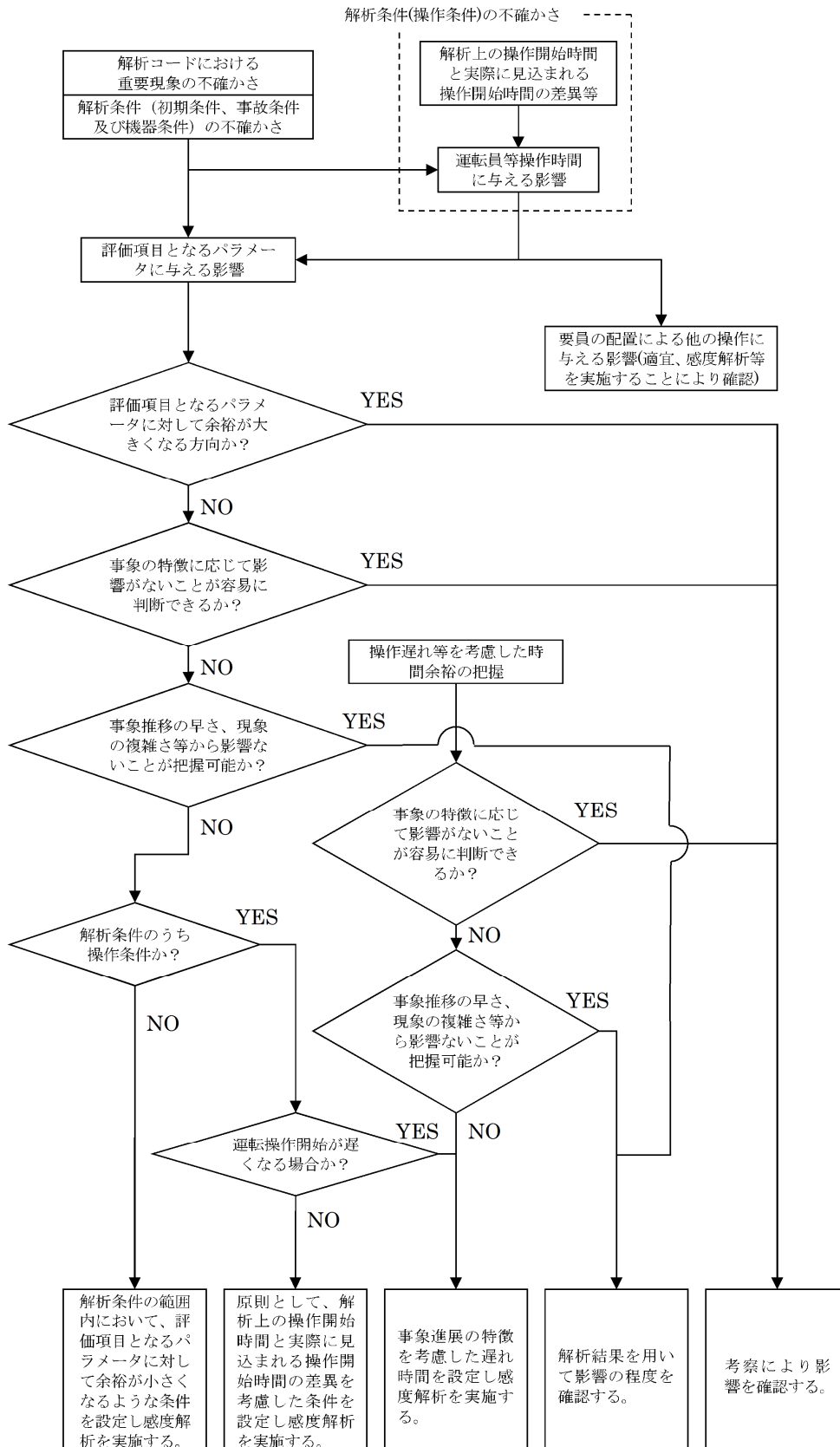
: 原子炉設置変更許可申請書 添付書類十から抜粋した

参考表 1 外部電源喪失 + 非常用所内交流電源喪失 + 原子炉補機冷却機能喪失の解析条件 (3 / 3)

項目	主要解析条件	条件設定の考え方
2 次冷却系強制冷却開始 (主蒸気逃がし弁開)	事象発生から 30 分後	運転員等操作時間として、事象発生の検知及び判断に 10 分、主蒸気逃がし弁の現場開操作に 20 分を想定して設定。
交流電源確立	事象発生後の 24 時間後	—
1 次冷却材温度・圧力の保持	1 次冷却材温度 208℃ (約 1.7MPa[gage]) 到達時及び 1 次冷却材温度 170℃ (約 0.7MPa[gage]) 到達時	208℃については、蒸気発生器 2 次側冷却による 1 次冷却系の自然循環を阻害するおそれがある窒素の混入を防止するため、蓄圧タンクから 1 次冷却系に窒素が混入する圧力である約 1.2MPa[gage]に対して、0.5MPa の余裕を考慮して設定。また、170℃については、余熱除去系への切り替え等を考慮して設定。
蓄圧タンク出口弁閉止	1 次冷却材圧力約 1.7MPa[gage]到達及び代替交流電源確立 (24 時間) から 10 分後	運転員等操作時間として、蓄圧タンク出口弁の駆動源である代替交流電源確立の検知及び判断に 10 分を想定して設定。
2 次冷却系強制冷却再開 (主蒸気逃がし弁開)	蓄圧タンク出口弁閉止から 10 分後	運転員等操作時間として、主蒸気逃がし弁の調整操作に 10 分を想定して設定。
補助給水流量の調整	蒸気発生器狭域水位内	運転員操作として、蒸気発生器狭域水位内に維持するよう設定。

重大事故等対策に関連する操作条件

: 原子炉設置変更許可申請書 添付書類十から抜粋した



参考図1 解析コードおよび解析条件の不確かさの影響評価フローについて

: 新規制基準適合性確認審査 安全審査資料 「重大事故等対策の有効性評価」添付資料 1.7.1 から抜粋した

フィルタの性能試験について

1 試験の概要

ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタには、300 メッシュの金属フィルタをブリーツ状にすることで面積を確保したフィルタを使用する。

本試験では、フィルタの性能を確認するため、ディーゼル発電機改良型フィルタの吸気口を模擬した試験装置によりフィルタの閉塞時間を測定する。

2 試験方法

(1) 試験装置

図 1 に示す試験装置にフィルタを挿入し、フィルタ通過風速がディーゼル発電機運転時と同じになるよう流量調整した後、上流より火山灰を供給する。

試験は流量を一定に保ってフィルタの圧力損失を連続的に測定し、許容差圧に到達した時点で装置を停止し、試験終了時の最大捕集容量を算出する。

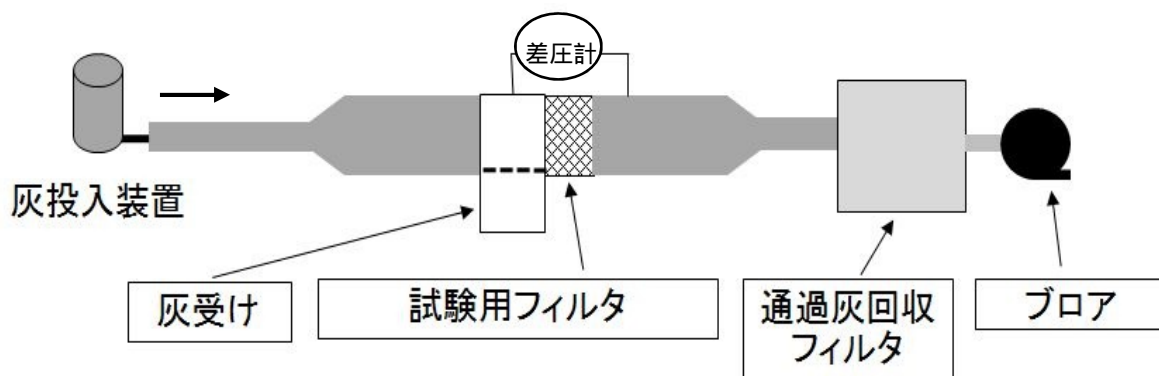


図 1 試験装置概要

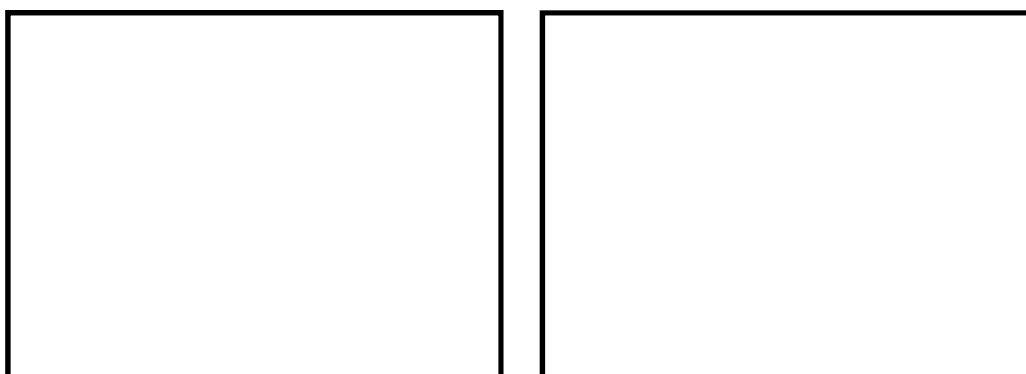


図 2 試験状況

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

(2) 試験条件

試験条件を表 1 に示す。

フィルタ性能試験では、実機で使用している 300 メッシュブリーツ型金属フィルタの試験体 (W180mm×H290mm) を用いて行う。

試験風速は、ディーゼル発電機の吸気流量が最大となる定格出力時の吸気流量から 2.8m/s と算出している。なお、ディーゼル発電機の吸気流量は、出力に応じて変化するものであり、通常時の出力は定格出力以下であることから、保守性を有している。

フィルタ許容差圧は、ディーゼル発電機が定格出力運転時において、最低限必要とする吸気流量に到達する際のフィルタ前後の差圧 と設定している。

使用する火山灰は、実際の火山灰を模擬するため、別紙 3 に示す数値シミュレーション (Tephra2) による粒径分布の計算結果となるように流径調整を行っている。

火山灰濃度は、別紙 3 に基づき 3.63 g/m^3 としている。

表 1 試験条件

試験フィルタ	300 メッシュブリーツ型金属フィルタ
フィルタ寸法	W180mm×H290mm
試験風速	2.8m/s
許容差圧	<input type="text"/>
使用火山灰	Tephra2 シミュレーション結果をもとに粒径調整 1
火山灰濃度	3.63 g/m^3

1 火山灰をふるいで粒径毎に分けた後、粒径分布の割合で調合する。

3 試験結果

試験結果を表 2、図 3 に示す。

試験結果に基づき、フィルタ取替の着手時間の計算に用いる基準捕集容量は保守的に $220,000 \text{ g/m}^2$ とする。

表 2 試験結果

許容差圧到達時間	518min
最大捕集容量 2	315,897g/m ²

2 最大捕集容量 (g/m²) = 試験濃度 (g/m³) × 試験風速 (m/s) × 閉塞時間 (s)

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

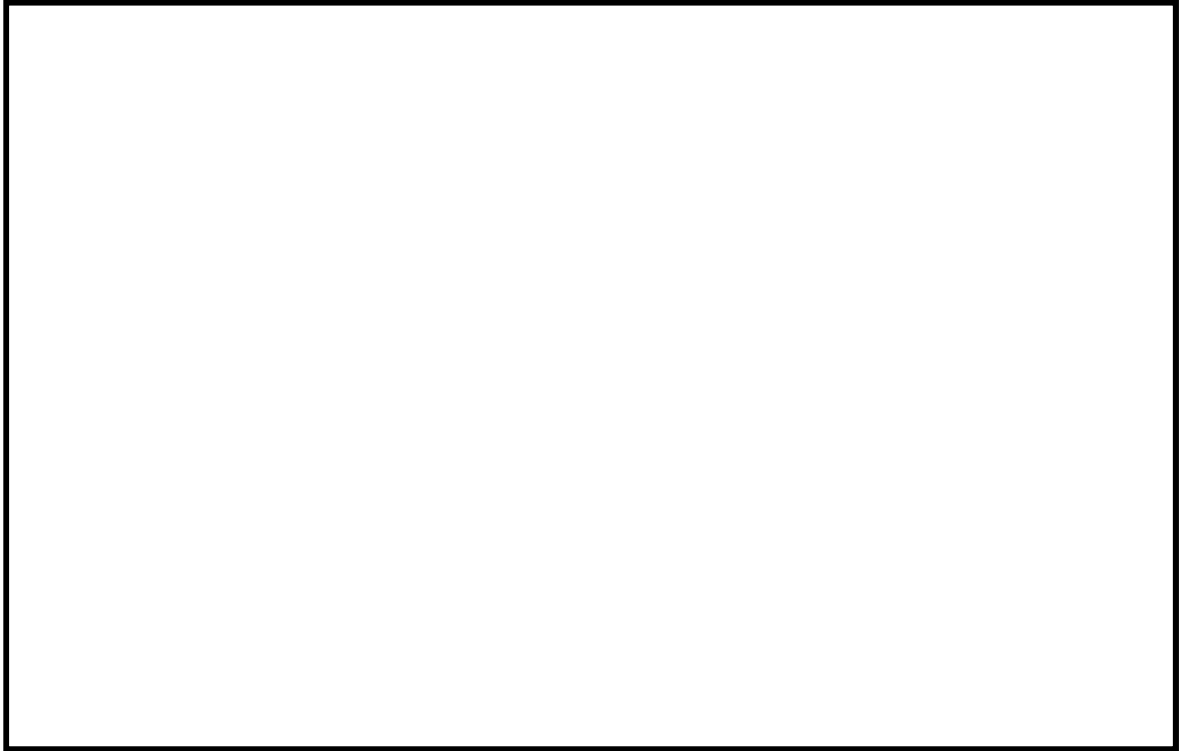


図3 フィルタ性能試験結果の圧損曲線

以上

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

降灰到達時間について

大飯発電所において給源火山の対象としている大山火山(大飯発電所から約190km)が噴火した後、保守的に当該地域の最大風速約60m/sでそのまま火山灰が飛散すると仮定して計算した場合、約1時間程度で発電所に到達する可能性があることから、火山の噴火から大飯発電所で降灰が開始する最短時間を約1時間とする。

大飯発電所から大山火山までの距離を図1に示す。



図1 大飯発電所から大山火山までの距離

以上

気中降下火砕物濃度の算出手法および算出結果

原子力発電所の火山影響評価ガイド（以下「ガイド」という。）が改正され、設計および運用等による安全施設の機能維持が可能かどうかを評価するための基準である気中降下火砕物濃度を推定する手法が示された。

大飯発電所について、ガイドに基づき気中降下火砕物濃度の算出を行った。

1 気中降下火砕物濃度の推定手法

ガイドにおいては、以下の2つの手法のうちいずれかにより気中降下火砕物を推定することが求められている。

- a. 降灰継続時間を仮定して降灰量から気中降下火砕物濃度を推定する手法
- b. 数値シミュレーションにより気中降下火砕物濃度を推定する手法

これらの手法のうち、設置許可段階での降灰量（層厚）の数値シミュレーション（Tephra2）との連続性の観点から、「a.降灰継続時間を仮定して降灰量から気中降下火砕物濃度を推定する手法」により気中降下火砕物濃度を推定する。

「a.降灰継続時間を仮定して降灰量から気中降下火砕物濃度を推定する手法」については、粒径の大小に関わらず同時に降灰が発生すると仮定していること、粒子の凝集を考慮しないことから、保守的な手法となっている。また、気中降下火砕物濃度の算出に用いている降下火砕物の層厚 25cm は、文献調査および地質調査では敷地付近で想定する火山噴火（大山）の降下火砕物は確認されているものの、その噴火履歴と地下構造の検討により発電運用期間に噴火の可能性は十分低いと評価されていること、噴出源が同定できない降下火砕物が 10cm 以下であること、補助的に実施した大山を対象とする数値シミュレーション（Tephra2）の計算結果が最大でも 19.3cm 程度であることを踏まえて保守的に評価した値であり、これを前提として算出する「a.降灰継続時間を仮定して降灰量から気中降下火砕物濃度を推定する手法」による気中降下火砕物濃度は保守的である。

なお、「b.数値シミュレーションにより気中降下火砕物濃度を推定する手法」については、数値シミュレーション（3次元の大気拡散シミュレーション）で使用する噴煙高さの設定や噴出率の時間変化等に課題を残しているため、必要なパラメータを設定することが困難であり、その結果の妥当性を評価することが困難である。

2 気中降下火砕物濃度の算出方法

ガイドに基づく気中降下火砕物濃度の算出方法を以下に示す。

粒径 <i>i</i> の降灰量	$W_i = p_i W_T$	（ p_i ：粒径 <i>i</i> の割合 W_T ：総降灰量）
粒径 <i>i</i> の堆積速度	$v_i = \frac{W_i}{t}$	（ t ：降灰継続時間）
粒径 <i>i</i> の気中濃度	$C_i = \frac{v_i}{r_i}$	（ r_i ：粒径 <i>i</i> の降下火砕物の終端速度）
気中降下火砕物濃度	$C_T = \sum_i C_i$	

3 入力条件および計算結果

入力条件および計算結果を表 1 に示す。

表 1 の計算結果より、大飯発電所における気中降下火砕物濃度を $3.63\text{g}/\text{m}^3$ とする。

なお、気中降下火砕物濃度は、大山 DNP の噴出規模 11km^3 の数値シミュレーション(Tephra2) 結果による層厚 19.3cm の条件において、越畑地点における DNP の評価層厚と距離の関係をもとにした検討結果から設定した設計層厚 25cm にて計算する。

表 1 入力条件および計算結果

入力条件		備考
設計層厚	25cm	見直し後の層厚
総降灰量 W_T	305,000g/m ²	設計層厚 × 降下火砕物密度 1.22g/cm ³ (Tephra2 による計算値)
降灰継続時間 t	24h	Carey and Sigurdsson(1989) 参考
粒径 i の割合 p_i	別表 1 参照	Tephra2 による粒径分布の計算値
粒径 i の降灰量 W_i		式
粒径 i の堆積速度 v_i		式
粒径 i の終端速度 r_i		Suzuki(1983) 参考 (図 1 参照)
粒径 i の気中濃度 C_i		式
気中降下火砕物濃度 C_T	3.63g/m ³	式

別表 1 粒径ごとの入力条件および計算結果

粒径 i (μm)	0~1 (707)	1~2 (354)	2~3 (177)	3~4 (88)	4~5 (44)	5~6 (22)	6~7 (11)	合計
割合 p_i (wt%)	52.8	29.9	14.0	2.6	6.6 × 10 ⁻¹	3.8 × 10 ⁻²	1.0 × 10 ⁻³	100
降灰量 W_i (g/m ²)	1.6 × 10 ⁵	9.1 × 10 ⁴	4.3 × 10 ⁴	7.9 × 10 ³	2.0 × 10 ³	1.2 × 10 ²	3.1	$W_T=305,000$
堆積速度 v_i (g/s · m ²)	1.9	1.1	4.9 × 10 ⁻¹	9.2 × 10 ⁻²	2.3 × 10 ⁻²	1.3 × 10 ⁻³	3.5 × 10 ⁻⁵	
終端速度 r_i (m/s)	1.8	1.0	0.5	0.35	0.1	2.6 × 10 ⁻²	1.0 × 10 ⁻²	
気中濃度 C_i (g/m ³)	1.0	1.1	9.9 × 10 ⁻¹	2.6 × 10 ⁻¹	2.3 × 10 ⁻¹	5.1 × 10 ⁻²	3.5 × 10 ⁻³	$C_T=3.63$

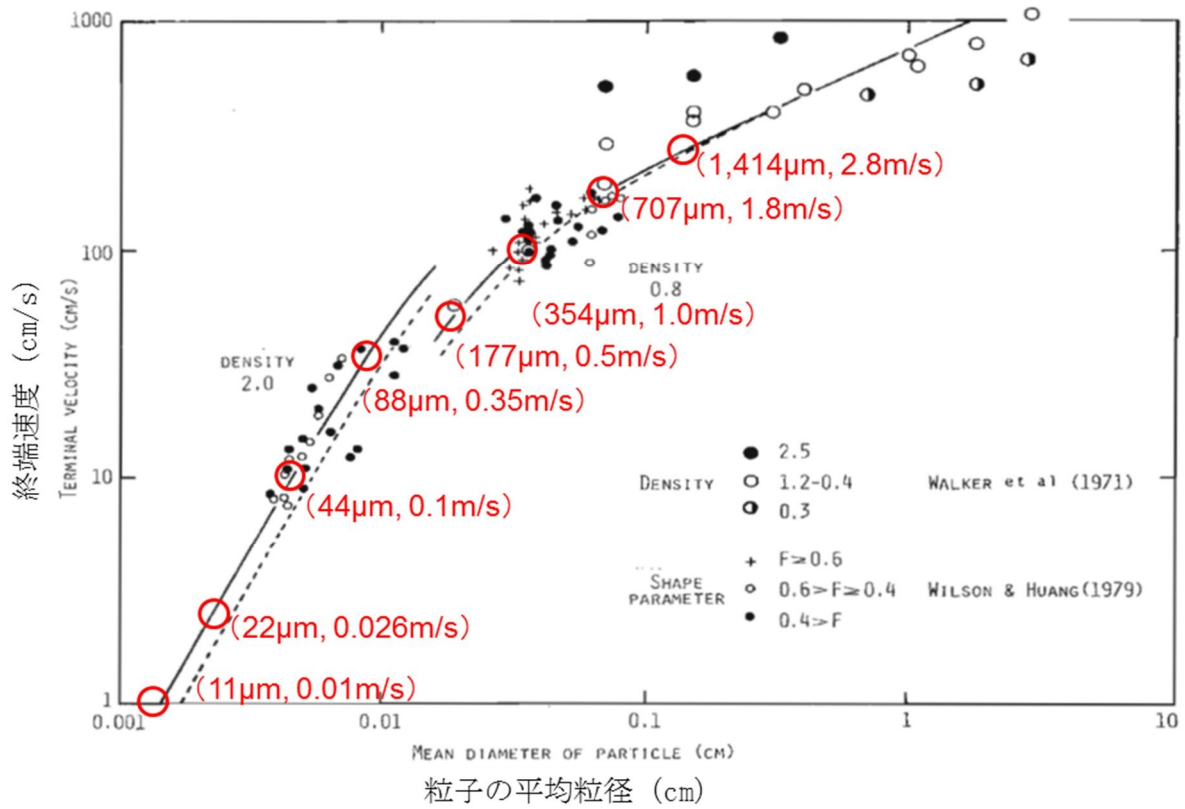


図1 Suzuki (1983) における降下火砕物の粒径と終端速度との関係図
(粒径*i*の終端速度を赤丸表示)

Suzuki, T. (1983) A theoretical model for dispersion of tephra, Arc Volcanism : Physics and Tectonics : 95-116, Terra Scientific Publishing.

以上

改良型フィルタのフィルタ取替・清掃作業の検証

1 目的

ディーゼル発電機の改良型フィルタは、降灰時に取替・清掃を行い繰り返し使用することとしているが、フィルタを繰り返し使用したとしても、24時間の降灰継続に対して、十分な性能が確保されていることを確認する。

2 検証内容

検証試験の内容としては、別紙1の試験装置を用いてフィルタに410分間、火山灰を付着させ、フィルタ清掃を1回行う。その後、410分間火山灰を付着させたとしても許容差圧に到達しないか確認する。

検証試験におけるフィルタの清掃回数は、実機での作業において、24時間に1回、取替・清掃を行う想定であることから、試験での清掃回数を1回とした。清掃方法は、火山灰が付着した面を下向きにして床に置き、フィルタの側面を手で叩き、フィルタに衝撃を加えることで火山灰を落とす。衝撃の印加は、1秒間に2回の頻度にて手で叩き、30秒間続ける。

清掃作業の条件を表1に、衝撃を印加する面を図1に示す。

表1 清掃作業の条件

清掃回数	1回
清掃方法	火山灰が付着した面を下向きにして床に置き、フィルタの側面を手で叩き、フィルタに衝撃を加えることで火山灰を落とす。衝撃の印加は、1秒間に2回の頻度にて手で叩き、30秒間続ける。

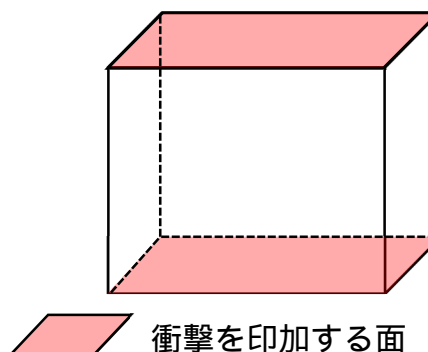


図1 衝撃を印加する面

3 検証結果

火山灰を 410 分まで付着させて確認（1 回実施）したところ、フィルタ清掃前の差圧挙動が大きく変化せずに許容差圧に対して十分余裕があり、これまでと同様に 30 秒間フィルタを手で叩いて火山灰を除去した後のフィルタ清掃後の差圧も回復していることから、24 時間降灰継続時のフィルタ清掃は問題なく実施可能であることを確認できた。

検証結果を表 2 に示す。

なお、基準捕集容量到達時間は 361 分であるが、火山灰付着時間がより厳しい条件で検証しているため、その結果をもって 24 時間降灰継続時のフィルタ清掃は問題なく実施可能であると判断できる。

また、層厚変更を踏まえた検証結果として、表 2 の試験データに示すとおり、従来と同様のフィルタ清掃方法および清掃時間で清掃効果が得られていることを確認していることから、これまで設定しているフィルタ清掃時間（60 分）の変更はない。

表 2 大飯発電所で想定する粒径分布を用いた検証結果

清掃回数	状態	差圧
0 回目（初期）	-	3.67mmAq
1 回目	清掃前	22.8mmAq
	清掃後	3.83mmAq

以 上

層厚増加による改良型フィルタの閉塞時間への影響対応について

層厚変更に伴う気中降下火砕物濃度の増加より、改良型フィルタの閉塞時間は短くなるが、これまで実施したフィルタ試験では、フィルタ流速が速いと閉塞時間が短くなる知見が得られているので、フィルタ流速を遅くする対策を検討した。

以前の改良型フィルタは、強制的に流れの乱れを発生させることにより、流入する火山灰による「はたき落とし効果」を期待し、フィルタ入口と出口を互い違いに半分塞ぐラビリンス板を取付ける設計であった。(図1参照)

このラビリンス板があると、フィルタの表面積が半分になり、フィルタ流速が2倍速くなることから、ラビリンス板を外してフィルタ試験を実施した結果、閉塞時間の改善に有効であることが確認できた。(表1参照)

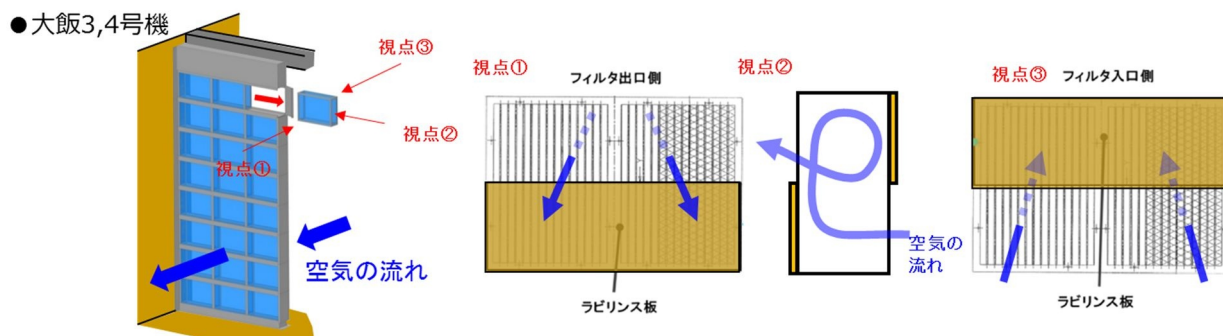


図1 改良型フィルタのラビリンス板取付け状況

表1 ラビリンス板による影響確認結果

No.	試験条件		ラビリンス板の状況	フィルタ閉塞時間	備考
	流速	火山灰濃度			
	2.8m/s	1.44g/m ³ (層厚 10cm)	あり	315分	
		3.63g/m ³ (層厚 25cm)	あり	126分	
		3.17g/m ³ (層厚 22cm)	なし	581分	
		3.63g/m ³ (層厚 25cm)	なし	518分	→392分の改善

改良型フィルタ差圧管理の運用について

火山影響等発生時におけるディーゼル発電機の機能維持対策である改良型フィルタの取付けは、気象庁が発表する降灰予報で「多量」の降灰が予想される場合等を着手の判断基準としている。さらに、フィルタ取替の運用は、降灰予報等で直ちにフィルタを取付けた後に、外部電源喪失でディーゼル発電機が起動した場合、手順に着手することとしている。

よって、最初から火山灰濃度が薄い場合の対応は考えず、ディーゼル発電機が起動した後に、火山灰濃度が薄くなる場合を想定するが、火山灰濃度の推移を想定することが困難であり、運用移行の手順を明確にするため、時間管理に基づくフィルタ取替・清掃を 24 時間継続し、24 時間以降に差圧管理の運用を行うものとする。

1 差圧管理の方法

フィルタ取替の時間管理では、保守的に差圧上昇が時間的に十分なだらかな領域となるように、取替着手時間(340分)を設定しているが、このフィルタ差圧が低い領域においては、火山灰濃度の濃薄による差が発生しないことをこれまでのフィルタ試験にて確認している。

そこで、24 時間以降の火山灰濃度が低い場合でのフィルタ取替に着手する差圧は、保守的に DNP 層厚(25cm)に対する濃度のフィルタ性能試験で差圧が急上昇する手前のポイントから、フィルタ取替時間(20分)を考慮した時間(400分)での計測値 19mmAq に設定する。

フィルタ取替に着手する差圧設定の詳細を図 1 に示す。

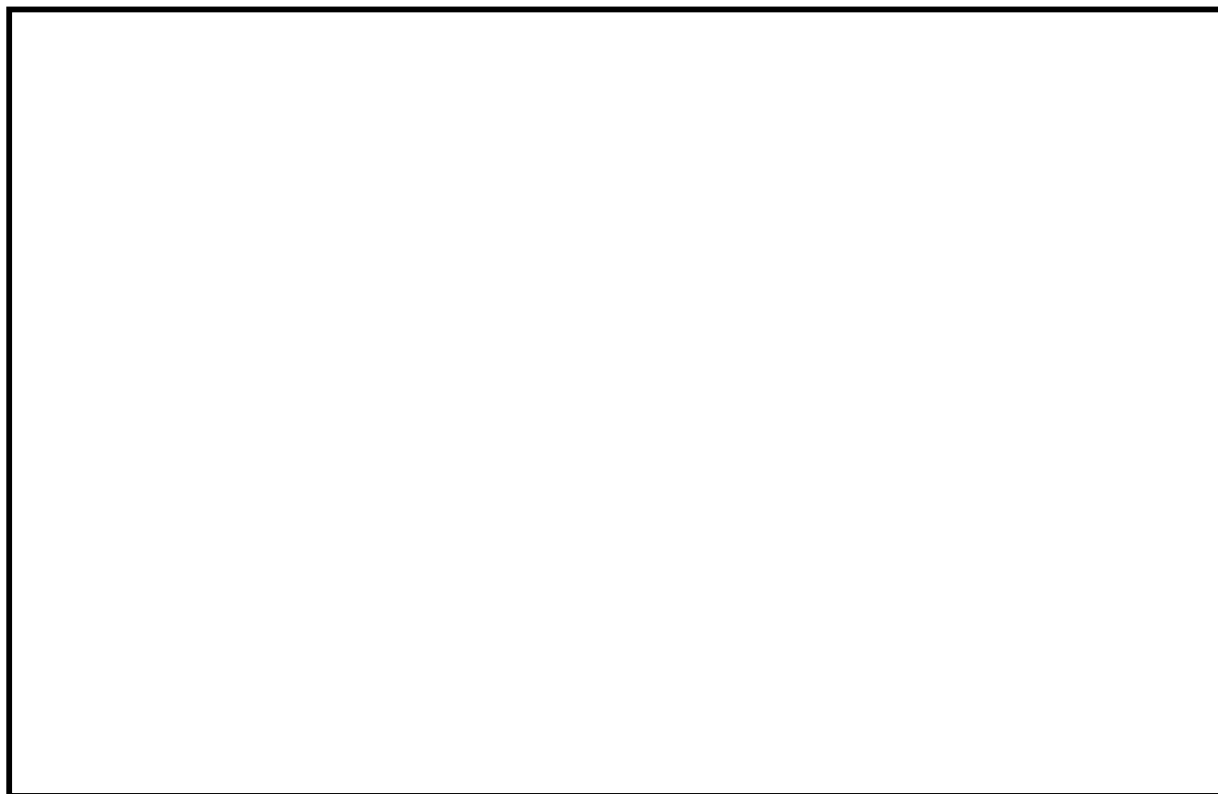


図 1 フィルタ取替に着手する差圧設定

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

4. 火山影響等発生時における手順の変更について

炉規則 8 3 条の対応として、保安規定の添付 2「3 火山影響等、降雪、地滑り発生時」に定めている蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプを用いた手順、通信連絡設備に関する手順、および電源車の燃料確保に関する手順では、電源車の配置場所をタービン建屋としているが、DNP 噴出規模見直しによる層厚変更を踏まえ、より頑強な原子炉周辺建屋に変更する。

電源車の配置場所変更に関係する各手順の詳細内容については、以下のとおりであり、手順の変更に伴う既認可保安規定（平成 30 年 12 月 17 日付け、原規規発第 1812177 号）の補足説明資料からの変更箇所を下線で示す。

(1) 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた蒸気発生器 2 次側による炉心冷却および同ポンプの機能を維持するための手順等

対策の概略系統図を第 1 図に、電源車による給電の概要を第 2 図に、通信連絡設備の電源系統の概要を第 3 図に、対応手順の概要を第 4 図に示すとともに、対策手順等を以下に示す。

a. 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）への準備作業

火山影響等発生時において蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の機能を維持するための対策として、電源車の移動および電源ケーブルの敷設・接続、可搬式排気ファンの設置、仮設ダクトの敷設・接続並びに可搬式ダストサンプラ等を設置 1 するための手順を整備する。

(a) 作業手順

蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）への準備作業の概略手順は、以下のとおり。

第 5 - 1 図、第 6 図にタイムチャートを示す。

ア. 電源車による給電準備

発電所対策本部長は、緊急安全対策要員へ電源車による給電準備を指示する。

緊急安全対策要員は、原子炉周辺建屋 2 のスライド扉 3 を開放し、電源車を保管場所から 原子炉周辺建屋 2 内 へ移動する。

緊急安全対策要員は、電源車の燃料源となる軽油ドラム缶を 原子炉周辺建屋 2 近傍 へ移動する。

緊急安全対策要員は、原子炉周辺建屋 2 のスライド扉 3 を閉止し、人用扉を開く。

緊急安全対策要員は、人用扉を通して電源車から安全系母線に給電できるように 可搬式代替電源接続盤 4 まで電源ケーブルを敷設・接続する。

緊急安全対策要員は、人用扉開口部にシート養生による目張りを実施する。

緊急安全対策要員は、原子炉周辺建屋 2 に可搬式排気ファンおよび仮設ダクトを設置する。

イ. 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心冷却準備

作業手順は、設置（変更）許可添付書類十追補による。

(b) 作業の成立性

作業の成立性について、確認結果を別紙 1 に示す。

蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）への給電準備の内、屋外作業は火山灰除けのための資機材を用いて降下火砕物影響を受けないよう実施する。

b. 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心冷却

火山影響等発生時において、全交流動力電源喪失となりタービン動補助給水ポンプを用いた蒸気発生器 2 次側による炉心冷却を行う際に、タービン動補助給水ポンプによる給水ができない場合は、電源車を起動し、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた蒸気発生器 2 次側による炉心冷却を行う。

第 1 図に概略系統図、第 5 - 2 図にタイムチャートを示す。

(a) 作業手順

ア. 電源車による給電開始

発電所対策本部長は緊急安全対策要員に、当直課長は運転員等に電源車による給電開始を指示する。

運転員等は、不要負荷をしゃ断器開放操作にて切り離す。

緊急安全対策要員は、可搬式ダストサンブラ等を用いて、電源車周辺の空気中の放射性物質濃度に異常がないことを確認する 1。

緊急安全対策要員は、電源車を起動し、運転状態を確認する。

緊急安全対策要員は、可搬式排気ファンを起動する。

運転員等は、メタクラ・パワーセンタへの給電操作を行い、母線電圧にて受電確認を実施する。

イ. 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心冷却

作業手順は、設置（変更）許可添付書類十追補による。

(b) 炉心冷却の成立性

作業は全て屋内で行われるため降灰による影響はない。

蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた蒸気発生器 2 次側による炉心冷却について、「5. 火山影響等発生時における対応変更のタイムチャート」に示す作業時間を踏まえた解析を実施し、不確かさの影響を考慮しても、炉心が著しい損傷に至らないことを確認している。

（3. 層厚変更に伴い評価対象となる運用の評価にある「（5）蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた蒸気発生器への注水による炉心冷却の成立性について」にて確認）

【注記】

- 1 電源車の設置場所を管理区域である原子炉周辺建屋に変更したことによる追記
- 2 電源車の設置場所変更に伴う建屋名称の見直し
- 3 電源車の設置場所変更に伴う扉名称の見直し
- 4 電源車の設置場所変更に伴うケーブル接続箇所の見直し

(2) 通信連絡設備に関する手順等

火山影響等発生時において、電源車による給電の概要を第 2 図に、通信連絡設備の機能を確保するための電源系統の概略を第 3 図に示す。

なお、電源車の対策手順等については、（1）蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた蒸気発生器 2 次側による炉心冷却および同ポンプの機能を維持するための手順等

の電源車手順と共通である。

(3) 電源車の燃料確保に関する手順等

火山影響等発生時における電源車の燃料確保については、軽油ドラム缶から燃料を抜き取り、給油することで燃料を補給する。

電源車の燃料確保の概略図を第7図に示す。

電源車の燃料を確保するために必要となる軽油ドラム缶による燃料補給の手順等を以下のとおり整備する。

a. 軽油ドラム缶の建屋近傍への移動

火山影響等発生時において、降灰の影響を受けることなく燃料補給を行うため、運搬車両を用いて軽油ドラム缶を原子炉周辺建屋 5近傍へ移動させる。

(a) 作業手順

軽油ドラム缶の建屋近傍への移動の概略手順は、以下のとおり。

第8図にタイムチャートを示す。

発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に軽油ドラム缶の原子炉周辺建屋 5近傍への移動を指示する。

緊急安全対策要員は、運搬車両を用いて軽油ドラム缶を原子炉周辺建屋 5近傍に移動させる。

(b) 作業の成立性

作業の成立性について、確認結果を別紙1に示す。

降下火砕物が発電所敷地に到達する前に実施するため、降灰による影響はない。

給油作業については、消防法に基づく手続きが必要であり、具体的には「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策および手続きに係るガイドライン」で規定されているとおり、消防署への事前計画の届出および給油作業時の連絡等を実施する。

また、原子炉等規制法に基づき、建屋内に入れる電源車については、電源車を建屋内に入れた場合においても当該区画の火災荷重が管理目標値以下であることを確認した。確認結果を以下に示す。 6

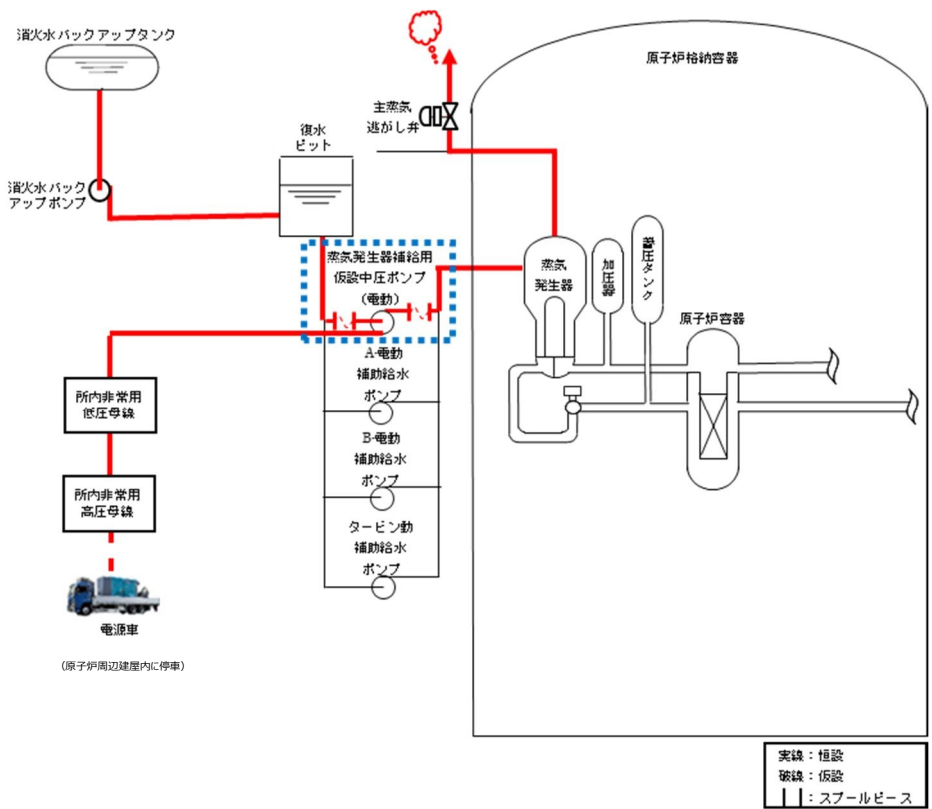
建屋	当該区画の火災荷重* (電源車の火災荷重) [MJ/m ²]	火災荷重管理 目標値 [MJ/m ²]
3号炉 原子炉周辺建屋	186.8 (30)	454
4号炉 原子炉周辺建屋	141.0 (30)	454

* 電源車を含む当該区画の火災荷重を記載

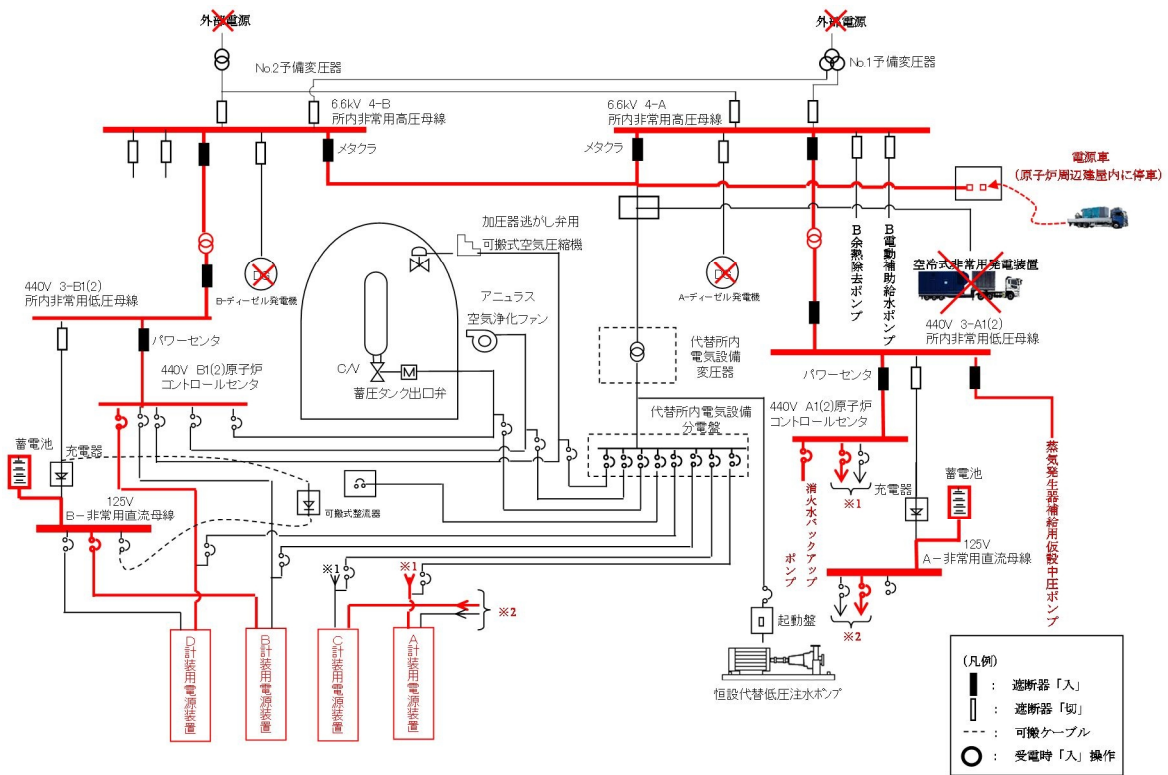
【注記】

5 電源車の設置場所変更に伴う建屋名称の見直し

6 電源車の設置場所変更に伴う記載内容の見直し

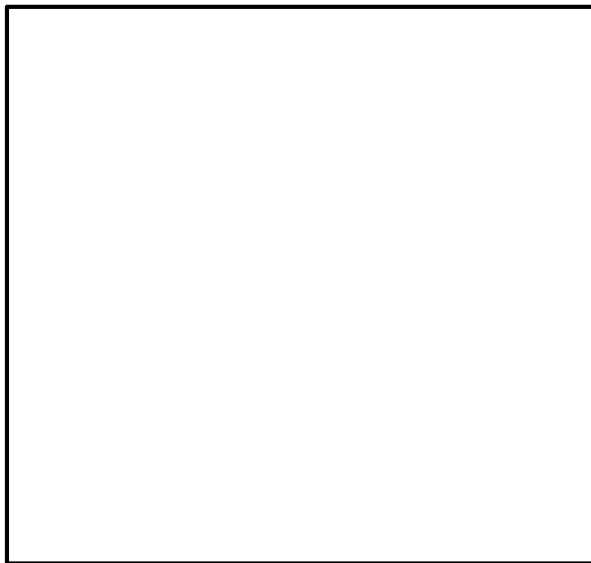
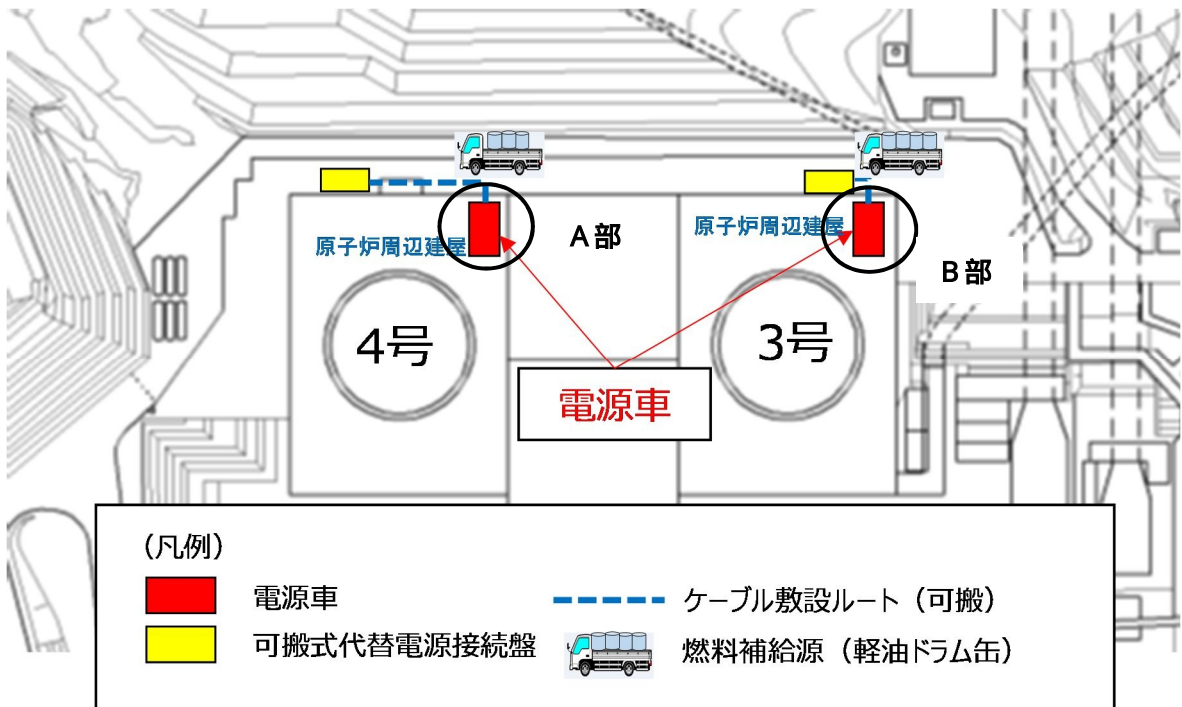


a . 系統図

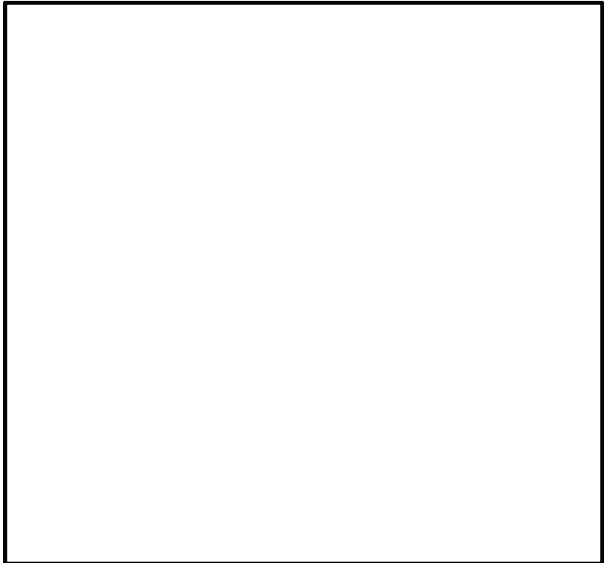


b . 給電系統図

第1図 対策の概略系統図



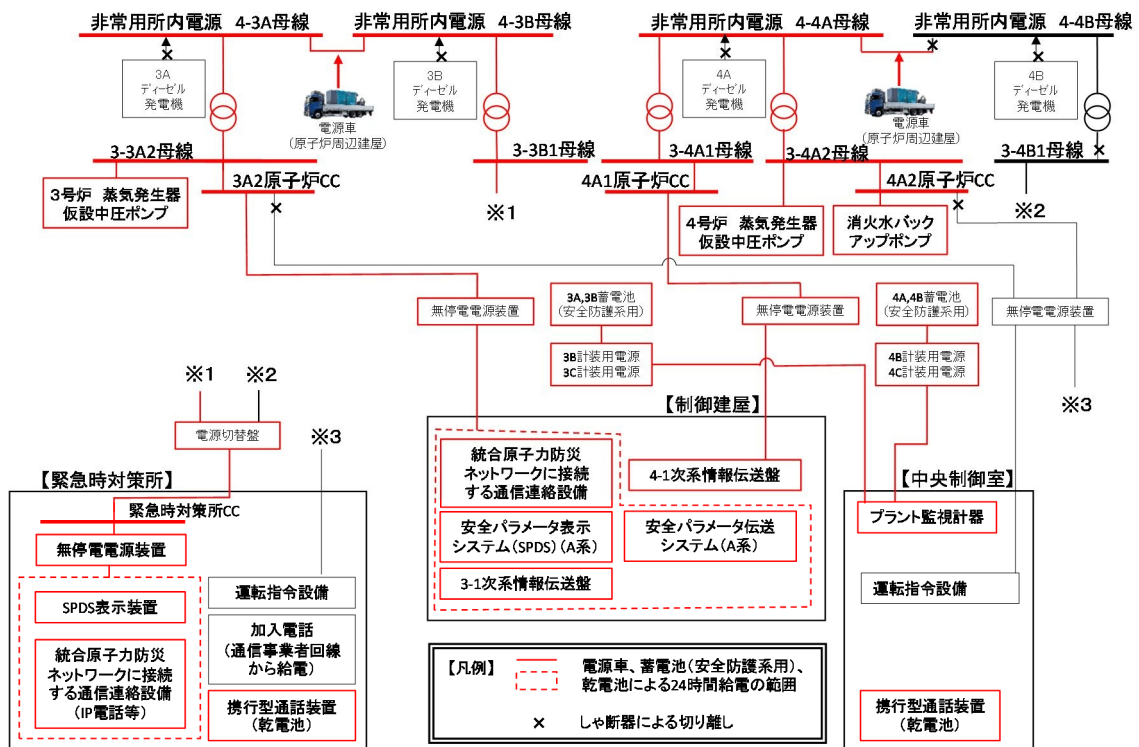
A部詳細 (4号炉原子炉周辺建屋)



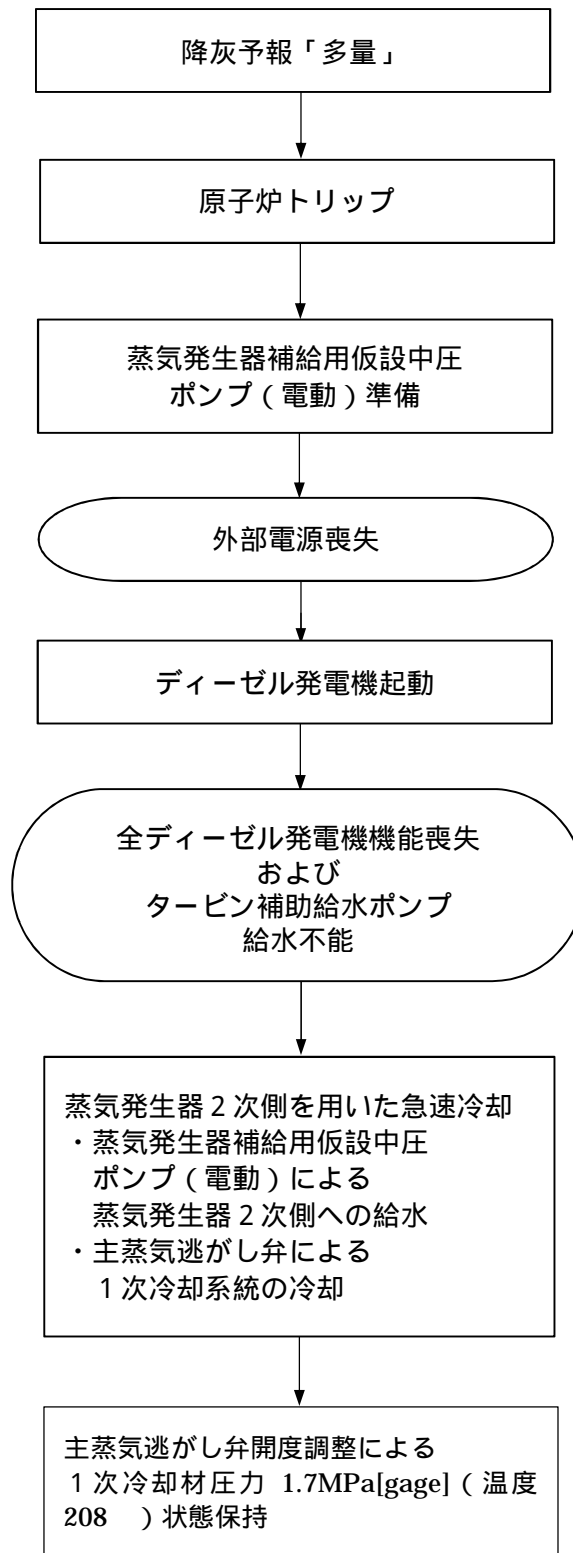
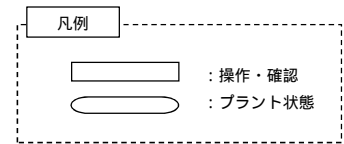
B部詳細 (3号炉原子炉周辺建屋)

第2図 電源車による給電の概要

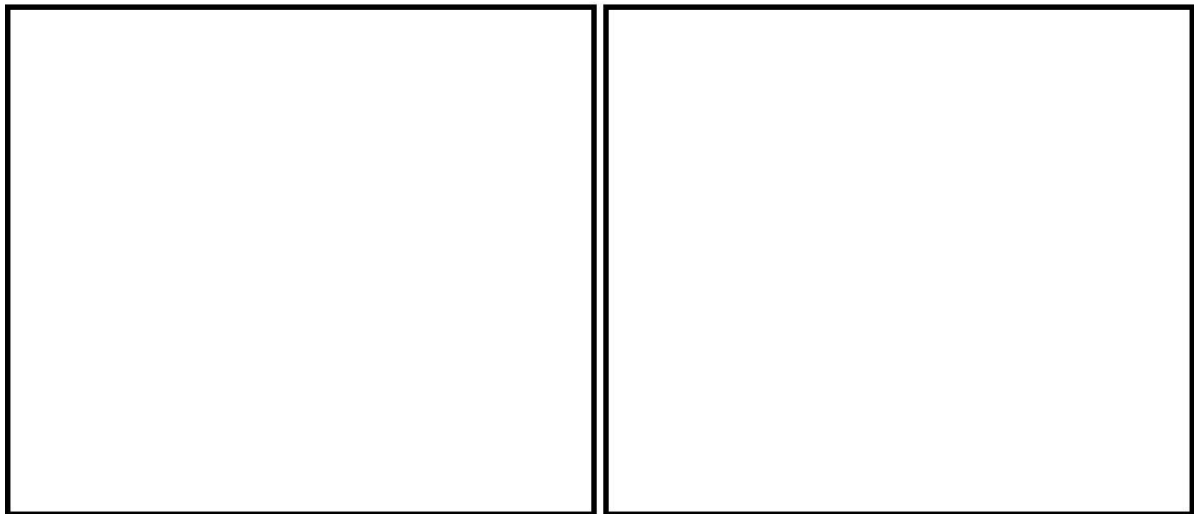
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



第3図 通信連絡設備の電源系統の概要



第4図 対応手順の概要



第7図 電源車への燃料確保 概略図

軽油ドラム缶の建屋近傍への移動		経過時間(分)									備考	
		10	20	30	40	50	60	70	80	90		
手順の項目	要員(数)	約60分										
軽油ドラム缶の建屋近傍への移動	緊急安全対策要員	6	移動、燃料積み込み					建屋近傍への移動				

第8図 軽油ドラム缶の建屋近傍への移動 タイムチャート

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

作業の成立性について

【電源車による給電準備および給電開始】

1. 作業概要

火山影響等発生時において、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）および通信連絡設備（3, 4号炉側）に給電するために必要な設備の電源対策として、電源車の移動、電源ケーブルの敷設・接続、可搬式排気ファンの設置および仮設ダクトの敷設・接続、並びに可搬式ダストサンプラ等の設置 1を行う。

2. 必要要員数および作業時間

必要要員数：緊急安全対策要員 4 名および運転員等 3 名 / ユニット（中央制御室、現場）

作業時間（想定）：110 分 2

作業時間（実績）：105 分 2

なお、（可搬式排気ファンの設置、仮設ダクト敷設・接続については、緊急安全対策要員 3 名 2（現場）が作業時間 130 分以内 2で行う。

3. 作業の成立性

アクセス性：ヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。

作業環境：電源車の保管場所周辺、原子炉周辺建屋 3 および制御建屋には、作業を行う上で支障となる設備はなく、作業員はヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、作業は実施可能である。

作業性：電源車の固縛解除、移動および電源ケーブルの敷設・接続は容易に実施可能である。また、可搬式排気ファン、仮設ダクトおよび可搬式ダストサンプラ等 1 は可搬式であり、容易に移動・設置が可能である。

連絡手段：火山影響等発生時においても、運転指令設備等にて通話可能である。

【注記】

- 1 電源車の設置場所を管理区域である原子炉周辺建屋に変更したことによる追記
- 2 電源車の設置場所変更に伴う必要要員数および作業時間の見直し
- 3 電源車の設置場所変更に伴う建屋名称の見直し



【軽油ドラム缶の建屋近傍への移動】

1. 作業概要

火山影響等発生時において、燃料補給における降灰の影響を低減させるため、燃料運搬車(軽油ドラム缶を積載)1台/ユニットを原子炉周辺建屋 4近傍へ移動させる。

2. 必要要員数および作業時間

必要要員数：緊急安全対策要員6名(現場)(3,4号炉合計)

作業時間(想定):50分

作業時間(実績):45分

3. 作業の成立性

アクセス性：ヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。

作業環境：軽油ドラム缶の保管場所周辺および原子炉周辺建屋 4には、作業を行う上で支障となる設備はなく、作業員はヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、作業は実施可能である。

作業性：軽油ドラム缶の建屋近傍への移動に特殊な操作はないことから、容易に作業できる。

連絡手段：火山影響等発生時においても、運転指令設備等にて通話可能である。

【注記】

4 電源車の設置場所変更に伴う建屋名称の見直し



5. 海水ポンプおよび海水ストレーナに対する気中降下火砕物濃度の影響について

既認可保安規定（平成30年12月17日付け、原規規発第1812177号）の補足説明資料からの層厚変更に伴う変更箇所を下線で示す。

1. 概要

海水ポンプおよび海水ストレーナに対する降下火砕物の影響として、新規制基準適合性審査時において荷重、閉塞、腐食、磨耗による影響評価を実施しているが、DNP噴出規模見直しを踏まえた気中降下火砕物濃度を考慮した影響評価を実施する。

2. 気中降下火砕物濃度に対して評価が必要な影響因子

海水ポンプおよび海水ストレーナに対する降下火砕物による影響因子（荷重、閉塞、腐食、磨耗）について、新規制基準適合性審査時の評価結果を踏まえ、気中降下火砕物濃度を考慮した評価を行う。

（1）海水ポンプ

荷重

【DNP設工認における評価】

設置許可において設定した層厚「25cm」に積雪および風を考慮して荷重評価を行い、問題ないことを評価している。

【気中降下火砕物濃度を考慮した評価】

想定する降下火砕物の層厚「25cm」は変わらないことから、荷重に対する評価に影響はない。

閉塞

【新規制基準適合性審査時における評価】

設置許可において設定した降下火砕物の粒径「1mm以下」に対し、流水部、軸受の間隙（異物逃がし溝）が降下火砕物の粒径より大きいこと、および電動機が全閉型であることから、閉塞するおそれはないと評価している。

【気中降下火砕物濃度を考慮した評価】

想定する降下火砕物の粒径「1mm以下」は変わらないことから、閉塞に対する評価に影響はない。

なお、気中降下火砕物濃度を考慮すると、短期間で降下火砕物が海面に降ることにより、海水中の降下火砕物濃度が上昇する可能性が懸念されるが、以下の理由により閉塞に対する評価に影響はない。

- ・ 降下火砕物は、粒径分布に関わらず、海水との密度差により海水面に浮くか又は短時間で海底に沈むため、海水中の降下火砕物濃度が極めて高くなることは考えにくい。
- ・ 海水中の降下火砕物の性質（沈むものの割合、沈降速度等）は粒径により変化するものと考えられるが、想定する層厚「25cm」に対して海水ポンプ室底面は十分な深さ（5.1m）があり、仮に降下火砕物が海水中に均一に分散したとしても、濃度は8wt%程度である。（表 - 1 参照）
- ・ 層厚増加に伴い濃度が4wt%程度から8wt%程度に増加するが、図 - 1 で示す火山灰の容積濃度とせん断抵抗の関係図では、火山灰濃度が8wt%程度の領域で、せん断応力の著しい増加はないことから、火山灰層厚の増加に伴う海水の著しい粘性増加は起こらない。したがって、火山灰層厚の増加が海水ポンプの運転に影響を及ぼすことはない。
- ・ 海水ポンプ室へ入る降下火砕物は、海水ポンプ室内へ直接降るものと海水ポンプ室外の海面へ降った降下火砕物が海水とともに取水口から海水ポンプ室へ流入するものが想定されるが、海水ポンプ室の形状および貯水堰により、海水ポンプ室外の海面へ降った降下火砕物が海水ポンプ室内へ多量流入する可能性は低い。（海水ポンプ室の形状を図 2 に示す。）
- ・ 海水ポンプ吸い込み口は海水ポンプ室底面より1m以上高いレベルにある。したがって、降下火砕物が海水ポンプ室底面に堆積しても海水ポンプの取水に影響を及ぼすことはない。

表 - 1 層厚と海水中の濃度

プラント	見直し後の層厚	海水ポンプ底面の深さ	濃度	【参考】層厚見直し前の濃度
大飯3, 4号炉	25cm	5.1m	8wt%	4wt%

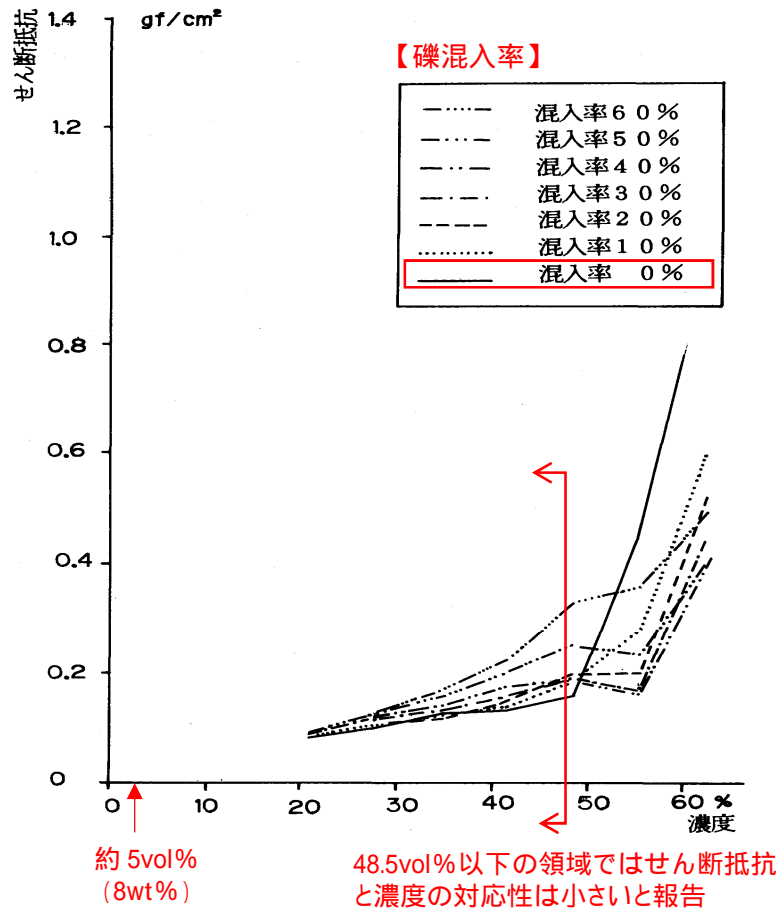


図 - 1 Taniguchi (1994) における礫混入火山灰泥流の濃度とせん断抵抗の関係

谷口 義信 (1994) : 桜島火山灰泥流のレオロジー特性、新砂防、Vol.47(195)、P28-P35

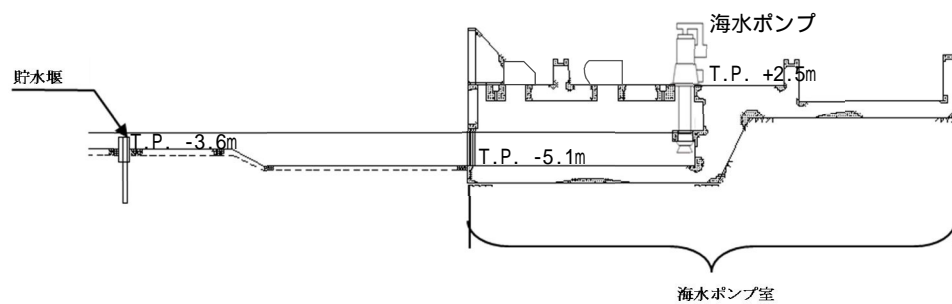


図 - 2 海水ポンプ室の形状

腐食

【新規制基準適合性審査時における評価】

海水ポンプは防汚塗装を施しており、海水と金属が接することはない。海水ポンプモータは、全閉構造であることから、火山灰の侵入による影響はない。

【気中降下火砕物濃度を考慮した評価】

気中降下火砕物濃度を考慮しても、腐食に対する評価に影響はない。

磨耗

【新規制基準適合性審査時における評価】

海水ポンプモータが全閉構造であることから、磨耗への影響はないことを確認している。

【気中降下火砕物濃度を考慮した評価】

気中降下火砕物濃度を考慮しても、磨耗に対する評価に影響はない。

なお、気中降下火砕物濃度を考慮すると、短期間で降下火砕物が海面に降ることにより、海水中の降下火砕物濃度が上昇する可能性が懸念されるが、以下の理由により磨耗に対する評価に影響はない。

- ・海水ポンプは通常運転時においても磨耗を引き起こす要因となりうる砂を含む海水を通水しながら運転しており、特に台風等の強風時は海底の砂を多量に含んだ海水を通水しているが、海水ポンプの磨耗によるトラブルは発生していない。
- ・降下火砕物は海水との密度差により海水面に浮くか又は短時間で海底に沈むため、海水中の降下火砕物濃度が極めて高くなることは考えにくい。したがって、短期(24時間)でポンプの運転に支障をきたすような磨耗が発生することは考えにくい。

(2) 海水ストレーナ

閉塞

【新規制基準適合性審査時における評価】

設置許可において設定した降下火砕物の粒径「1mm以下」に対し、海水ストレーナメッシュが大きいことから、閉塞するおそれはないと評価している。また、下流設備であるディーゼル機関の冷却器、空調用冷凍機、原子炉補機冷却水冷却器においても閉塞することはないと評価している。

【気中降下火砕物濃度を考慮した評価】

想定する降下火砕物の粒径「1mm以下」は変わらないことから、閉塞に対する評価に影響はない。

なお、気中降下火砕物濃度を考慮すると、短期間で降下火砕物が海面に降ることにより、海水中の降下火砕物濃度が上昇する可能性が懸念されるが、以下の理由により閉塞に対する評価に影響はない。

- ・降下火砕物は、粒径分布に関わらず、海水との密度差により海水面に浮くか又は短時間で海底に沈むため、海水中の降下火砕物濃度が極めて高くなることは考えにくい。
- ・海水中の降下火砕物の性質（沈むものの割合、沈降速度等）は粒径により変化するものと考えられるが、想定する層厚「25cm」に対して海水ポンプ室底面は十分な深さ（5.1m）があり、仮に降下火砕物が海水中に均一に分散したとしても、濃度は8wt%程度である。（表 - 1 参照）
- ・層厚増加に伴い濃度が 4wt%程度から 8wt%程度に増加するが、図 - 1 で示す火山灰の容積濃度とせん断抵抗の関係図では、火山灰濃度が 8wt%程度の領域で、せん断応力の著しい増加はないことから、火山灰層厚の増加に伴う海水の著しい粘性増加は起こらない。したがって、火山灰層厚の増加が海水ポンプの運転に影響を及ぼすことはない。
- ・海水ポンプ室へ入る降下火砕物は、海水ポンプ室内へ直接降るものと海水ポンプ室外の海面へ降った降下火砕物が海水とともに取水口から海水ポンプ室へ流入するものが想定されるが、海水ポンプ室の形状および貯水堰により、海水ポンプ室外の海面へ降った降下火砕物が海水ポンプ室内へ多量流入する可能性は低い。（海水ポンプ室の形状を図 2 に示す。）

腐食

【新規基準適合性審査時における評価】

海水ストレーナは外装塗装が施されていることから、直ちに腐食により機能を喪失することはない。

【気中降下火砕物濃度を考慮した評価】

気中降下火砕物濃度を考慮しても、腐食に対する評価に影響はない。

3. まとめ

海水ポンプおよび海水ストレーナに対する降下火砕物の影響は、荷重、閉塞、腐食、磨耗が想定されるが、各影響因子に対して気中降下火砕物濃度を考慮した影響評価を実施した結果、健全性に問題がないことを確認した。

以 上